

平成 29 年度

包括外部監査結果報告書

地場産業振興施策に係る事務の執行
及び事業の管理について

～担い手となる中小企業の支援・育成を中心として～

平成 30 年 3 月

大分県包括外部監査人

公認会計士 小川 芳嗣

目 次

第1 外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 監査対象期間	1
4 監査対象部局	1
5 監査実施期間	1
6 特定の事件として選定した理由	1
7 外部監査の方法	3
（1）監査の着眼点	3
（2）主な監査手続	3
8 監査従事者の資格及び氏名	4
9 利害関係	4
【本報告書における記載内容の注意事項】	5
【略称表】	6
第2 監査の対象の概要	7
1 中小企業を取り巻く情勢	7
（1）全般的情勢	7
（2）中小企業の抱える課題	7
2 大分県の経済情勢	10
（1）県内総生産の動向と生産年齢人口の推移	10
（2）産業別事業所数、従業員数、売上高	12
（3）産業別企業等数の状況	14
（4）産業別状況の総括と中小企業の割合等の全国比較	14
3 中小企業のライフサイクルと課題	16
（1）起業・創業(幼年期)	16
（2）事業の承継(成熟期)	16
（3）新事業展開(成長期)	17
4 中小企業施策の区分	18
5 日本再興戦略と地方創生戦略	19
（1）日本再興戦略の概要	19
（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要	21
6 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略(大分県版総合戦略)	23
（1）戦略の位置づけ	23
（2）戦略の基本目標とプラン2015との関係	23

7	地場産業と産業育成政策	25
	(1) 地場産業の定義	25
	(2) 産業育成政策	26
8	本監査の範囲と大分県の個別戦略	29
	(1) 本監査で取り上げる範囲	29
	(2) 関連する大分県の個別戦略	30
9	関連部局の組織図と歳出予算	33
	(1) 平成28年度の一般会計当初予算の概要	33
	(2) 部局別の組織図と当初予算	34
10	関係団体に対する補助事業及び委託事業	35
	(1) 公益財団法人 大分県産業創造機構	35
	(2) 公益社団法人 大分県農業農村振興公社	36
	(3) 公益社団法人 ツーリズムおおいた	37
11	関係する基金	39
	(1) 関係基金の一覧	39
	(2) 基金の充当事業(平成28年度)	39
12	行政評価と成果指標	40
	(1) 大分県の事務事業評価の概要	40
	(2) 成果指標の考え方と指標の種類	41
	(3) 包括外部監査との関連性	43
第3 包括外部監査の結果		45
1	担い手の確保・育成・拡大に係る取組	45
	(1) 起業・創業	45
	(2) 事業承継(農業の法人化、企業参入等)	56
2	新事業展開に係る取組	69
	(1) 総合的な経営力強化	69
	(2) 規模拡大・生産性向上	79
	(3) 商品づくり、新マーケット参入	96
	(4) 販路開拓・拡大	115
	(5) 観光誘客	126
3	事業環境の整備に係る取組	136
	(1) 金融支援	136
	(2) 人材確保・活用支援	141
	(3) 研究機関との連携による技術支援	149
4	地場産業育成に係る取組	158
	(1) 異業種連携	158
	(2) 産業形成	168

(3) 産地育成	182
(4) 観光地域づくり	194
第4 包括外部監査の結果に添えて提出する意見	201
1 包括外部監査の結果の総括	201
(1) 監査結果の要約	201
(2) 長期総合計画の政策・施策評価	205
(3) 地方創生戦略におけるP D C A	206
2 委託契約における一般管理費の取扱いについて	206
(1) 国の委託契約における取扱い	207
(2) 大分県における状況	208
(3) 受託者にとっての一般管理費率と上限基準	210
3 県が関与する任意団体における予算の決議及び執行について	211
(1) 設立及び運営に関する指針	211
(2) 予算の決議及び執行上の問題点	211
(3) 予算消化できない場合の取扱い	213
4 事務事業評価を実施していない事業の評価について	213
(1) 簡易的な事業評価	213
(2) P D C AにおけるC Aの重要性	215
5 事務事業評価の取扱いについて	216
(1) 採用されている成果指標の種類等	216
(2) 長期総合計画と事業の関係	217
(3) 事務事業評価の公表を継続する場合	218
(4) 事務事業評価の公表を中止する場合	220
(5) 公表の如何に関わらず必要な対応	221
6 総合的な経営力強化について	224
(1) 経営計画の策定が前提となる支援事業	224
(2) 重層的・段階的な中小企業支援	225
(3) 中間的支援段階	226
7 審査における利害関係の確認について	227
(1) 大分県及び産業創造機構における確認状況	227
(2) 一般的な確認事項	227
8 監査後記	230
(1) 事業承継支援	230
(2) 観光地域磨きとクリエイティブ産業	231
(3) 第4次産業革命	232

巻末資料

資料番号

A	「第2 監査の対象の概要」関係資料	
1	規模別企業等数及び従業者数ー全国、九州、各県	A-1
2	まち・ひと・しごと創生法案の概要	A-2
3	大分県中小企業活性化条例の概要(平成29年12月22日改正)	A-3
4	おんせん県おおいた観光振興条例の概要	A-4
5	平成29年度行政評価方法(概要)	A-5
B	事業内容の補足説明資料	
1	地域牽引企業創出事業スキーム	B-1
2	おおいた地域資源活性化基金事業	B-2
3	大分県6次産業化サポート体制整備事業(農林水産省補助事業)	B-3
4	農地中間管理機構制度の概要	B-4
5	中小企業金融対策費:制度資金一覧表	B-5
C	指標関係資料	
1	大分県版総合戦略の基本目標・施策KPI達成状況	C-1
2	大分県版総合戦略のアクションプラン(抜粋)	C-2
3	大分県農林水産業振興計画の主要指標	C-3
D	用語集	D-1

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

地場産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について
（副題）担い手となる中小企業の支援・育成を中心として

3 監査対象期間

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）。ただし、必要に応じて過年度に遡り、あるいは平成 29 年度の一部も参考とした場合がある。

4 監査対象部局

商工労働部、農林水産部及び企画振興部

なお、関連する事業に係って次の出資法人に往査した。

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、産業創造機構という。）

公益社団法人大分県農業農村振興公社（以下、農業公社という。）

5 監査実施期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

6 特定の事件として選定した理由

2008 年に始まった日本の人口減少は今後加速度的に進み、2060 年には 8700 万人程度にまで落ち込むという推計が示されている。地方においては、都市部に先行して人口減少が進行しており、急激な経済規模の縮小が、社会サービスの低下を招き、さらなる人口流出を引き起こすという悪循環に陥ることが強く懸念されている。

このような中、現在、国を挙げて地方創生の取組が進められており、大分県でも「ま

ち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」を策定している。本監査に係るしごとづくりの面では、産業振興と中小企業への支援が求められるところである。

本県の中小企業は企業数で99.9%、従業者数で85.5%を占め、県経済や雇用を支える極めて重要な存在であるが、中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にある。中小企業の大半は従業員20人以下の小規模企業や個人事業主であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経済環境の悪化に伴い、近年では廃業数が開業数を上回る等、厳しい状況に置かれている。

こうした状況下、中小企業が成長発展を遂げるには、中小企業の自助努力を基本としつつ、県と市町村、民間関係団体が一体となって中小企業振興を推進し、厳しい変化に対応し果敢に挑戦する中小企業を広く生み出す環境づくりを進める必要がある。

県では、このような認識のもと、本県の持続的な発展のため、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、「大分県中小企業活性化条例」を平成25年3月に制定(平成29年12月改正)し、平成17年から毎年策定していた「おおいた産業活力創造戦略」を、この条例に基づく計画として位置づけて、経済産業政策の方向性や課題解決のための施策を具体的に示して、展開している。

また、担い手不足が深刻化し、構造変化に直面している農林水産業分野では、変化に対応し、付加価値を高め、儲かる産業へと展開していくことが求められているという認識のもと、「おおいた農林水産業活力創出プラン2015」(平成27年12月)を策定している。

さらに、経済波及効果の高い観光産業は地方創生の一翼を担うものとして期待されており、大分県では1次産業から3次産業までの様々な要素を取り込んだ総合産業として魅力が増しているツーリズムを推進していくとして、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略2015」(平成27年10月)を策定している。

これらの戦略は、県の長期総合計画である「安心・活力・発展プラン2015」(平成27年10月)における活力分野の政策・施策の実行戦略プランとして位置付けられるものである。

県全体としてこれらを推進するためには、果敢に挑戦する中小企業を広く生み出す環境をつくり、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを生かしつつ、産業の振興を図る必要がある。他方で、商工業、農林水産業、観光産業共通して、中小企業(農業法人等を含む)を支援し、経営の安定化を図ることは、将来の雇用の受け皿となる強い地場産業の担い手を育成するという意味で、県の重要課題と考える。また、中小企業の発展の方向性を示し、知的資源も含めた地域資源を生かして一定規模の地場産業の形成を促進することは県の責務であり、県民の関心も特に高いと考えられることから、今年度における包括外部監査のテーマとして選定した。

7 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

- ア 関連事業における財務事務の執行は、法令等への準拠性及び経済性、効率性、有効性の観点から問題はないか。
- イ 関連事業が大分県の中長期計画に即して立案・計画・実施・モニタリングされているか（P D C Aによる事業の管理）。
- ウ 関連の出資法人における実施事業の管理等は、適切に行われているか。
- エ 出資法人への委託事業等の検査は適時、適切に行われているか。
- オ 関連事業は、中小企業のニーズに合致し、支援メニューに広く応募や参加があるか。補助金対象者の選定審査は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

① 本庁担当部局

- ア 長期総合計画等の計画体系の把握と計画(戦略)の入手、閲覧
- イ 個別事業の選定及び担当者への概要ヒアリング
- ウ 関連する法令・条例・国の要綱等の確認、閲覧
- エ 財務事務の執行
 - ・関連する大分県の事業の実施要領、補助金交付要綱、委託契約書等の入手、閲覧
 - ・委託契約事務、補助金交付事務等の財務事務に係る一連書類の閲覧
 - ・随意契約の見積書(実施計画)の閲覧
 - ・一者随意契約理由書の検討
 - ・負担金の額の決定に係る資料の閲覧
 - ・本庁担当課に提出されていた公益社団法人ツーリズムおおいた(以下、ツーリズム社団という。)の関連帳簿等の閲覧
- オ 事業の管理(主に事務事業評価の方法について検討)
 - ・長期総合計画等との関係性の確認
 - ・事業目的の記載と指標の整合性の検討
 - ・指標選択の合理性の検討

- ・ 事務事業評価を行っていない事業の妥当性
- カ その他
 - ・ 委託契約先の選定、補助金の交付先の選定に係る審査等の資料閲覧
 - ・ 「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」（以下、大分県版総合戦略という）との関係性の確認
 - ・ その他、監査の実施過程において必要と認めた手続

② 出資法人

- ア 外郭団体である産業創造機構、農業公社の総会資料等の入手
- イ 産業創造機構、農業公社への往査
 - ・ 担当者へのヒアリングと関連資料の入手、閲覧
 - ・ 各種実績データの確認
 - ・ 各種帳簿の閲覧
 - ・ 必要に応じて証憑との照合

8 監査従事者の資格及び氏名

区分	資格	氏名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	小川芳嗣
補助者	公認会計士・税理士	内藤勝浩
補助者	公認会計士・税理士	後藤大輔
補助者	公認会計士・税理士	田北万世
補助者	システム監査技術者・中小企業診断士	池邊博史

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

(1) 表題について

- ・「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。
- ・「包括外部監査の結果に添えて提出する意見」…同法第 252 条の 38 第 2 項の規定に基づき、大分県の組織及び運営の合理化に資するため、「監査の結果に関する報告に添えて提出する意見」である。

(2) 本包括外部監査の結果における指摘事項の区分

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合などは次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組みの改善等が必要な事項の指摘である。
勸奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

(3) 準拠すべき事務規則等の記載

財務事務の執行に関連し、「準拠すべき事務規則等」を記載しているが、専ら当該事業で利用されている要領・要綱等を記載しており、一般的に順守すべき大分県会計規則、大分県契約事務規則、大分県補助金交付規則及びこれらに係る指針・マニュアル類については、記載を省略している。

例えば、県全体として一般的に適用される委託契約事務に係る指針・マニュアル類としては、委託契約事務必携、委託契約書式例集、随意契約ガイドライン等がある。

(4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

(5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

【略称表】

本報告書で用いている略称は次のとおりである。

略称	正式名称及び内容等
プラン 2015※	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2015」 平成 27 年 10 月より開始
プラン 2005※	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン 2005」 平成 27 年度で終了
大分県版総合戦略	まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略
K P I	Key Performance Indicatorの略。重要業績評価指標。
施策 K P I	大分県版総合戦略本文に記載されている施策レベルの重要業績評価指標
事業 K P I	大分県版総合戦略のアクションプランで定めている各事業レベルの重要業績評価指標
先行型交付金事業	国の平成 26 年度補正予算に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用した事業
加速化交付金事業	国の平成 27 年度補正予算に係る地方創生加速化交付金を活用した事業
推進交付金事業	地域再生法に基づく地方創生推進交付金を活用した事業（平成 28 年度～）
産業創造機構	公益財団法人 大分県産業創造機構
農業公社	公益社団法人 大分県農業農村振興公社
ツーリズム社団	公益社団法人 ツーリズムおおいた
六次産業化・地産地消法	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
農商工等連携促進法	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
中小企業地域資源活用促進法	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
機構法	農地中間管理事業の推進に関する法律

※プラン 2015、プラン 2005 に特定せず、一般的意味で使用する場合は、長期総合計画という。

第2 監査の対象の概要

1 中小企業を取り巻く情勢

最初に 2017 年版の中小企業白書に記載されている日本経済の状況や中小企業の置かれた全般的情勢と中小企業の抱える課題について概観してみることとする。

(1) 全般的情勢

本監査の対象年度である平成28年度時点の日本経済の状況は緩やかな改善傾向が続いており、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況についても、業況、資金繰りは改善し、経常利益は過去最高、倒産件数は26年ぶりの低水準にあるなど改善傾向にあった。

しかし、規模の小さな企業については改善の度合いは小さく、震災や天候などの外的要因の影響も見られた。加えて、中小企業の設備投資については、リーマン・ショック前の水準には届いておらず、設備の老朽化も進んでおり、海外展開も大企業と比べて進んでいない状況であった。

改善の度合いは企業の規模に加えて、業種、地域等によってもかなりのバラつきが見られたほか、中小企業の状況としては、次のような特色が見られた。

- ◎ 2009年から2014年にかけて、中規模企業が増加するとともに、中規模企業は従業員数を顕著に増加させており、近年、我が国経済における中規模企業の存在感が高まっている。
- ◎ 我が国の雇用環境が改善する中で、現在の失業は、構造的失業といえ、その背景には、企業の求める職種と求職者の求める職種のミスマッチがあると考えられる。逆に言えば、仕事内容に魅力があり、柔軟な働き方ができる中小企業は、就職先として選ばれている。
- ◎ 中小企業のうち、直接輸出を行っている製造業の企業数は増加傾向にあり、中小製造業全体に占める割合でも6年連続で増加している。しかしながら、実際の輸出額を確認すると、中小企業の輸出額は2001年度から2014年度で3.1兆円増加しているものの、大企業の輸出額は同期間で25.6兆円増加しており、大企業の方がここ15年で売上高輸出比率を高めている。

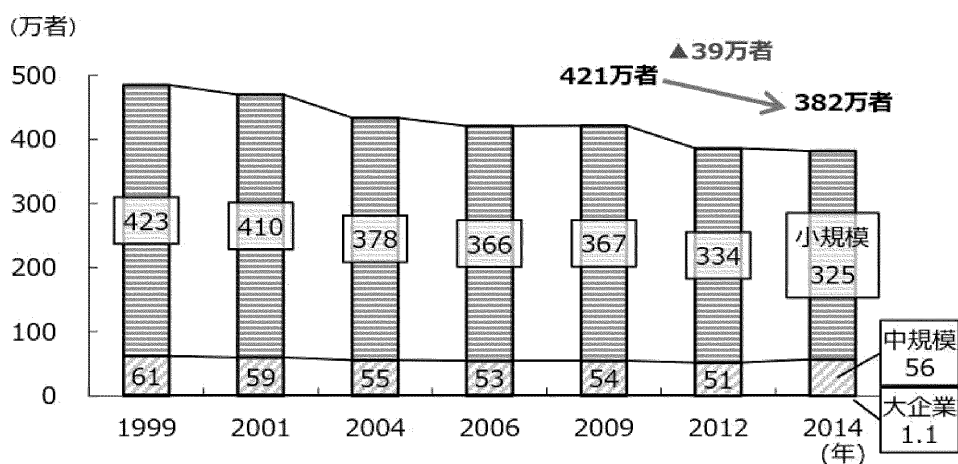
(2) 中小企業の抱える課題

平成28年度以降も、大企業の経常利益は大きく改善している一方で、中小企業の売上

高、生産性は伸び悩んでおり、大企業と中小企業との格差が拡大していると思われる。また、新規開業は停滞し、経営者の高齢化や人材不足の深刻化といった構造的な課題が進行している。

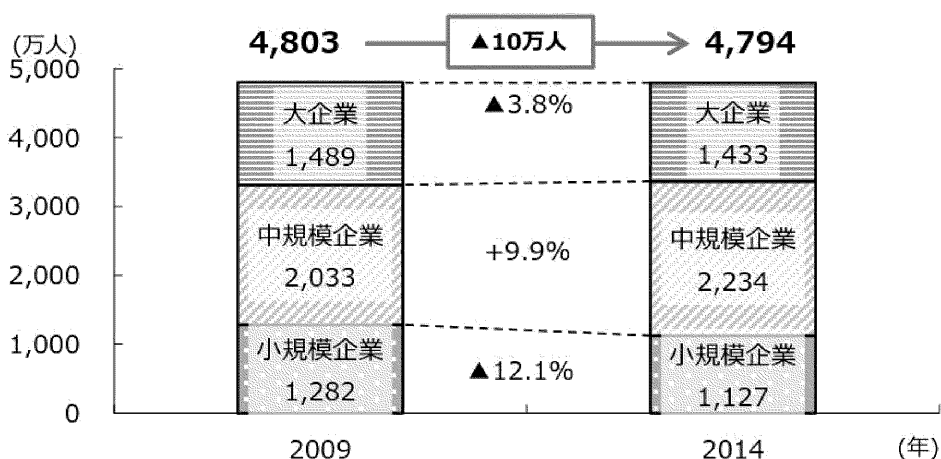
その他にも設備の老朽化や図1から図4のような状況が進行しており、企業の経常利益が最高水準にある今、中小企業・小規模事業者が発展を目指すためには、これらの課題に向き合うことが必要である。

図1 企業規模別企業数の推移



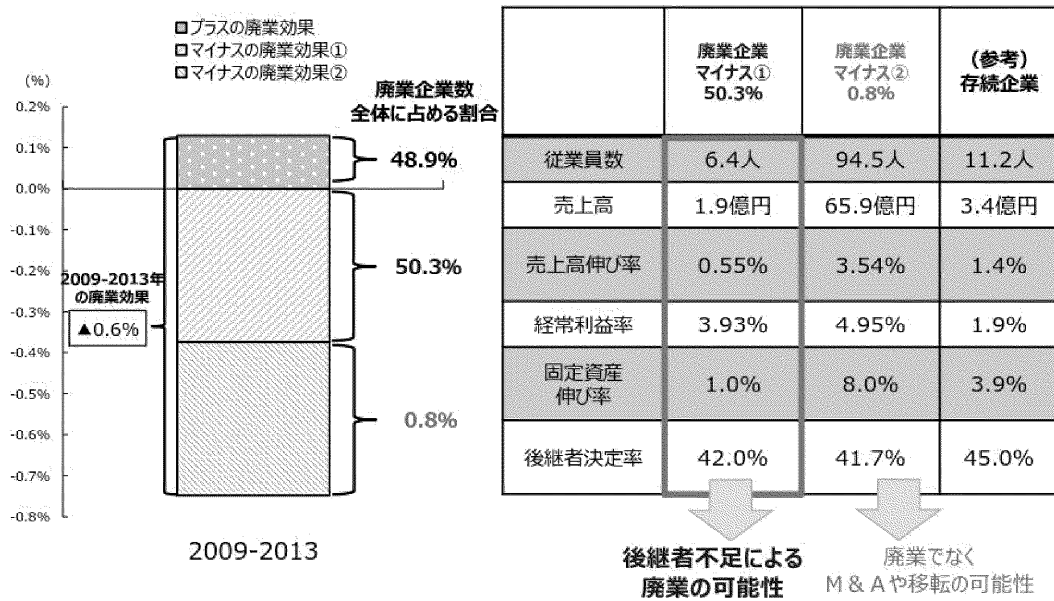
◎ 中規模企業は増加しているが、小規模企業が大きく減少しており、企業数全体としては減少傾向にある。

図2 企業規模別従業員数の推移



◎ 2009年から2014年にかけて全体の従業者数は横ばいで推移する中で、中規模企業で働く人は増加している。

図3 廃業の効果と廃業企業の平均的特徴



◎ 既存企業の生産性の低下に加えて、生産性の高い企業の倒産・廃業が全体の生産性を押し下げている。また、従業員数及び売上高は小さいが、利益率は高い企業の後継者不足による廃業も進行している。

図4 従業員規模別雇用者数の推移

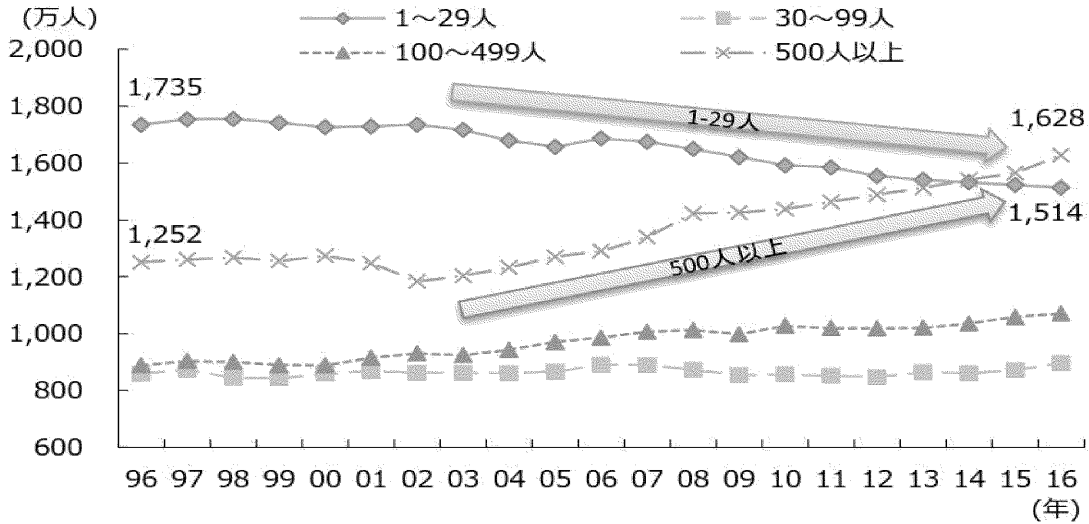


図4:総務省「労働力調査」

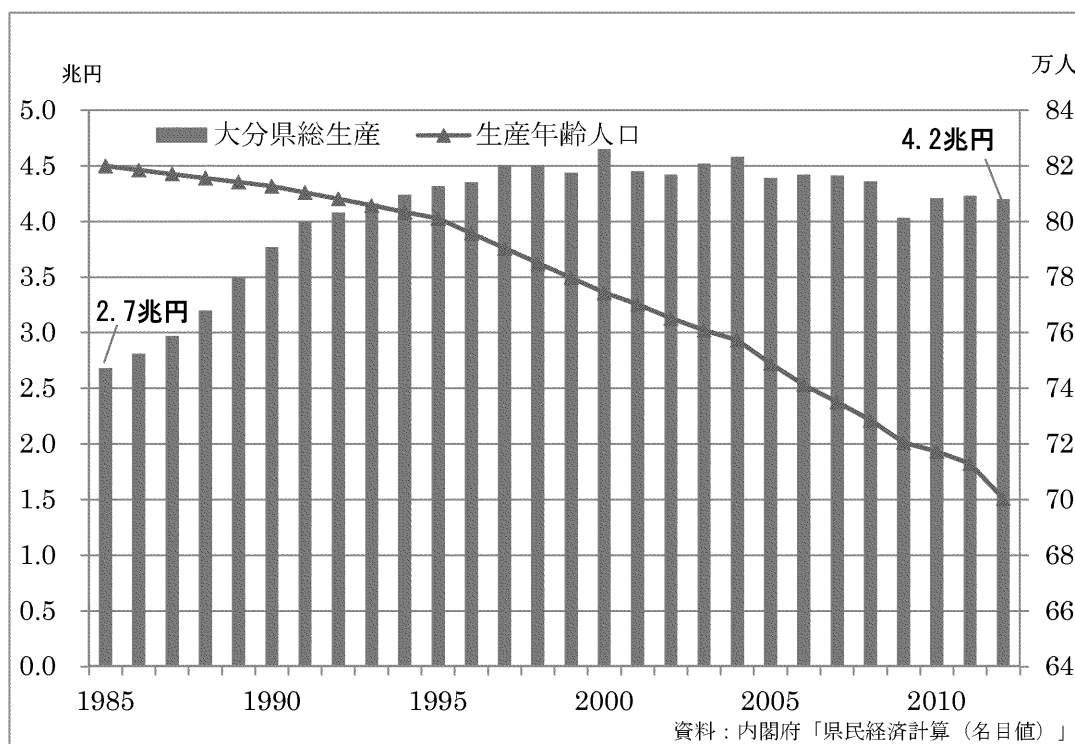
◎ 中小企業では、人手不足感が強まっており、有効求人倍率も高いが、特に規模の小さな中小企業で従業員数が減少している。背景には、職種や賃金等のギャップがある。

2 大分県の経済情勢

(1) 県内総生産の動向と生産年齢人口の推移

生産年齢人口は1985（昭和60）年に82万人とピークを迎えたが、当時の県内総生産額は、およそ2.7兆円であった。その後、2012年（平成24）年には70万人まで生産年齢人口は減少したが、逆に県内総生産額は4.2兆円と、大きく増加している。ただし、2000年以降の県内総生産額は横ばいから減少傾向にある。

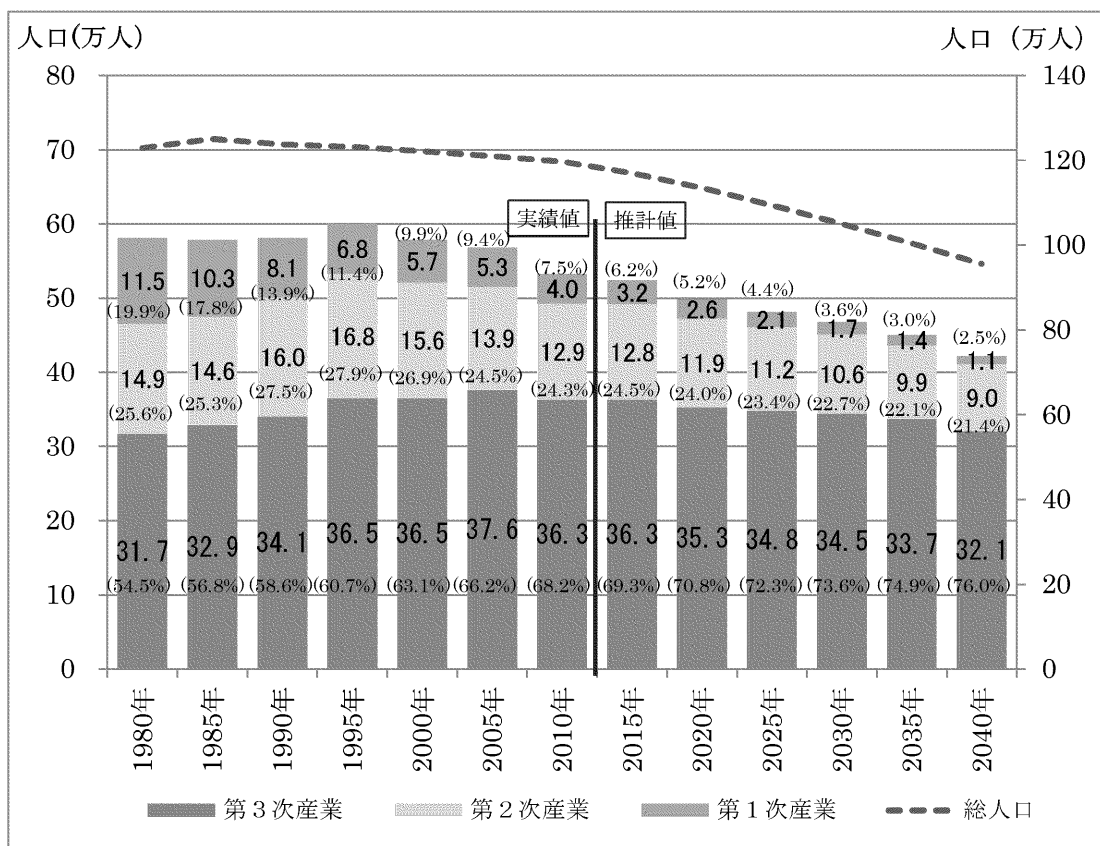
図5 県内総生産の推移(大分県)



今後は、生産年齢人口の減少は加速することが見込まれている。2010（平成22）年の就業者数は、第3次産業が約36.3万人と最も多く、全体の68.2%を占めており、第2次産業が約12.9万人で24.3%、第1次産業が約4.0万人で7.5%となっており、今後、各産業とも就業者が減少すると見込まれる。

とりわけ、現在でも高齢化が顕著な第1次産業は、2040（平成52）年には2010年の約4分の1にまで減少する見込みとなっており、深刻な就業者不足が懸念される。

図6 大分県の産業別就業者数の推計



資料:大分県中長期県勢シミュレーション

(2) 産業別事業所数、従業員数、売上高

「平成28年経済センサス-活動調査(速報)結果」によると、次のような状況である。

i 事業所数

大分県の事業所数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が14,137事業所(全産業の26.6%)と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」7,172事業所(同13.5%)、「生活関連サービス業、娯楽業」5,108事業所(同9.6%)、「建設業」4,984事業所(同9.4%)となっており、この4産業で全体の約6割を占めている。

平成24年活動調査と比べると、増加したのは「医療、福祉」(増減率18.8%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(同4.2%)など4業種で、減少したのは「卸売業、小売業」(同▲4.7%)、「建設業」(同▲5.8%)など13業種となっている。

ii 従業者数

大分県の従業者数を産業大分類別にみると、「卸売業、小売業」が98,269人(全産業の20.2%)と最も多く、次いで「医療、福祉」84,789人(同17.4%)、「製造業」72,532人(同14.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」47,383人(同9.7%)となっており、この4産業で全体の約6割を占めている。

平成24年活動調査と比べると、増加したのは「医療、福祉」(増減率13.0%)、「教育、学習支援業」(同8.6%)など8業種で、減少したのは「卸売業、小売業」(同▲3.0%)、「製造業」(同▲3.2%)など9業種となっている。

iii 1事業所当たり従業者数

1事業所当たり従業者数を産業大分類別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が26.6人と最も多く、次いで「鉱業、採石業、砂利採取業」24.3人、「製造業」23.6人、「運輸業、郵便業」20.7人などとなっている。

iv 売上高

産業大分類別に売上(収入)をみると、「製造業」が約4兆3千億円、「卸売業・小売業」が約2兆6千億円などとなっている。

全国順位をみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」が第7位で、上位となっている。

平成24年活動調査と比べると、「医療・福祉」が5,881億円の増(増減率92.0%)、「卸売業・小売業」が5,094億円の増(同23.9%)、「生活関連サービス業、娯楽業」が444億円の増(増減率15.7%)などとなっている。

表1 大分県の産業別大分類別事業所数、従業者数

産業大分類	事業所数(注1)					従業者数(注2)					1事業所当たり従業者数(注2)			
	24年活動調査	28年活動調査	増減率(%)	全産業に占める割合(%)	(参考)全国の割合	24年活動調査(人)	28年活動調査(人)	増減率(%)	全産業に占める割合(%)	(参考)全国の割合	24年活動調査(人)	28年活動調査(人)	増減(人)	(参考)全国(人)
総数	56,303	54,775	▲2.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全産業	54,159	53,177	▲1.8	100.0	100.0	485,108	485,987	0.2	100.0	100.0	9.0	9.1	0.1	10.7
農林漁業(個人経営を除く)	747	775	3.7	1.5	0.6	8,021	8,410	4.8	1.7	0.6	10.7	10.9	0.2	11.2
鉱業、採石業、砂利採取業	33	30	▲9.1	0.1	0.0	396	729	84.1	0.2	0.0	12.0	24.3	12.3	10.9
建設業	5,290	4,984	▲5.8	9.4	9.2	41,965	39,664	▲5.5	8.2	6.5	7.9	8.0	0.1	7.5
製造業	3,170	3,069	▲3.2	5.8	8.5	74,940	72,532	▲3.2	14.9	15.5	23.6	23.6	0.0	19.7
電気・ガス・熱供給・水道業	43	64	48.8	0.1	0.1	1,682	1,700	1.1	0.3	0.3	39.1	26.6	▲12.5	39.8
情報通信業	407	372	▲8.6	0.7	1.2	6,197	5,832	▲5.9	1.2	2.9	15.2	15.7	0.5	25.8
運輸業、郵便業	1,174	1,078	▲8.2	2.0	2.4	24,491	22,352	▲8.7	4.6	5.6	20.9	20.7	▲0.2	24.7
卸売業、小売業	14,811	14,137	▲4.7	26.6	25.3	101,266	98,269	▲3.0	20.2	20.9	6.8	7.0	0.2	8.9
金融業、保険業	933	912	▲2.3	1.7	1.6	12,069	11,522	▲4.5	2.4	2.7	12.9	12.6	▲0.3	18.1
不動産業、物品賃貸業	3,086	2,945	▲4.6	5.5	6.6	9,322	9,426	1.1	1.9	2.6	3.0	3.2	0.2	4.2
学術研究、専門・技術サービス業	1,839	1,917	4.2	3.6	4.1	10,422	10,273	▲1.4	2.1	3.2	5.7	5.4	▲0.3	8.2
宿泊業、飲食サービス業	7,260	7,172	▲1.2	13.5	13.1	48,088	47,383	▲1.5	9.7	9.5	6.6	6.6	0.0	7.8
生活関連サービス業、娯楽業	5,269	5,108	▲3.1	9.6	8.8	21,579	20,694	▲4.1	4.3	4.2	4.1	4.1	0.0	5.1
教育、学習支援業	1,407	1,387	▲1.4	2.6	3.1	11,825	12,847	8.6	2.6	3.2	8.4	9.3	0.9	11.0
医療、福祉	3,766	4,173	18.8	8.4	8.0	75,033	84,789	13.0	17.4	12.9	19.9	19.0	▲0.9	17.2
複合サービス事業	542	519	▲4.2	1.0	0.6	4,126	5,109	23.8	1.1	0.8	7.6	9.8	2.2	14.2
サービス業(他に分類されないもの)	4,352	4,235	▲2.7	8.0	6.6	33,686	34,456	2.3	7.1	8.5	7.7	8.1	0.4	13.7

注1: 公営事業所は含まない。産業大分類欄の総数は、事業内容等が不詳の事業所を含む。全産業以下は、事業内容が不詳の事業所を含まない。

注2: 「従業者数」及び「1事業所当たり従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

表2 産業大分類別事業所売上(収入)金額

産業大分類	全国	大分県				
	平成28年活動調査(百万円)<平成27年分>	平成24年活動調査(百万円)<平成23年分>	平成28年活動調査(百万円)<平成27年分>	増減数(百万円)	全国に占める割合(%)	全国順位
農林漁業(個人経営を除く)	4,763,131	65,612	77,805	12,193	1.6	23
鉱業、採石業、砂利採取業	713,010	23,722	27,423	3,701	3.8	7
製造業	344,379,811	4,302,187	4,329,921	27,734	1.3	26
情報通信業(うち中分類) 情報サービス業、インターネット附随サービス業	28,026,259	30,313	53,163	22,850	0.2	25
卸売業、小売業	604,066,606	2,131,922	2,641,334	509,412	0.4	37
不動産業、物品賃貸業	44,701,979	112,044	137,912	25,868	0.3	35
学術研究、専門・技術サービス業	38,421,970	82,383	102,356	19,973	0.3	34
宿泊業、飲食サービス業	25,737,547	170,394	210,855	40,461	0.8	30
生活関連サービス業、娯楽業	40,146,029	283,230	327,652	44,422	0.8	32
教育、学習支援業(うち中分類) その他の教育、学習支援業	3,934,418	16,608	20,882	4,274	0.5	36
医療、福祉	87,741,638	639,297	1,227,392	588,095	1.4	19
複合サービス事業(うち中分類) 協同組合	2,772,195	47,505	34,430	▲13,075	1.2	34
サービス業(他に分類されないもの)(うち中分類) 政治・経済・文化団体、宗教を除く	39,653,534	145,080	185,701	40,621	0.5	36

注: 「外国の会社」及び「法人でない団体」を除く。

また、以下の産業(※)については、事業所単位の売上(収入)金額が把握できないため、表から除いた。

※ 「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」のうち中分類「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「教育、学習支援事業」のうち中分類「学校教育」、「複合サービス業」のうち中分類「郵便局」、サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類「政治・経済・文化団体」、「宗教」

(3) 産業別企業等数の状況

平成28年6月1日現在の¹大分県の企業等数（事業内容が不詳の企業を含む。）は38,788企業（全国の1.0%）で、全国第34位、九州・沖縄各県中第6位となっている。また、平成24年活動調査と比べて▲6.3%となっている。

大分県の企業等数を産業大分類別にみると、最も多いのは「卸売業、小売業」8,882企業（全産業の22.9%）、次いで「宿泊業、飲食サービス業」5,554企業（同14.3%）、「建設業」4,427企業（同11.4%）、「生活関連サービス業、娯楽業」4,189企業（同10.8%）となっており、この4業種で全体の約6割を占めている。

平成24年活動調査と比べると、増加したのは「医療、福祉」（増減率2.3%）、「農林漁業（個人経営を除く）」（同5.3%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（同1.9%）など4業種、減少したのは「卸売業、小売業」（同▲11.4%）、「建設業」（同▲7.3%）、「宿泊業、飲食サービス業」（同▲4.6%）など12業種であった。

表3 大分県の産業大分類企業等数

産業大分類	企業等数			
	平成24年活動調査	平成28年活動調査	増減率(%)	全産業に占める割合(%)
全産業	41,384	38,788	▲ 6.3	100.0
農林漁業(個人経営を除く)	618	651	5.3	1.7
鉱業, 採石業, 砂利採取業	23	23	0.0	0.1
建設業	4,776	4,427	▲ 7.3	11.4
製造業	2,661	2,497	▲ 6.2	6.4
電気・ガス・熱供給・水道業	6	19	216.7	0.0
情報通信業	239	218	▲ 8.8	0.6
運輸業, 郵便業	588	554	▲ 5.8	1.4
卸売業, 小売業	10,030	8,882	▲ 11.4	22.9
金融業, 保険業	356	325	▲ 8.7	0.8
不動産業, 物品賃貸業	2,724	2,560	▲ 6.0	6.6
学術研究, 専門・技術サービス業	1,588	1,618	1.9	4.2
宿泊業, 飲食サービス業	5,824	5,554	▲ 4.6	14.3
生活関連サービス業, 娯楽業	4,402	4,189	▲ 4.8	10.8
教育, 学習支援業	1,069	968	▲ 9.4	2.5
医療, 福祉	2,957	3,026	2.3	7.8
複合サービス事業	121	112	▲ 7.4	0.3
サービス業(他に分類されないもの)	3,402	3,165	▲ 7.0	8.2

(4) 産業別状況の総括と中小企業の割合等の全国比較

総じてみると、事業所数、企業数では「卸売業、小売業」と「宿泊業、飲食サービス業」で4割前後を占め、次いで「建設業」と「生活関連サービス業、娯楽業」で2割前

後を占めている。

他方、売上高では「製造業」と「卸売業・小売業」とで約7兆円、全体の7割以上を占めている。また、1事業所当たり従業者数では多少減少しているものの、他のいずれの項目でも「医療、福祉」の増加が目立っている。

前掲表1の産業大分類別の事業所数の平成24年と平成28年の増減率を見ると、「農林漁業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「学術研究、専門技術サービス業」、「医療、福祉」を除く各分類で事業所数が減少している。個人経営を除く「農林漁業」で事業所数が増加しているのは、農林漁業者の法人化や他業種からの企業参入が進んでいること示しているものと推測される。「医療、福祉」の増加は人口の高齢化を反映していると思われる。「電気・ガス・熱供給・水道業」の増加はエネルギー関連のビジネスが広がりを見せているのかも知れない。

同じく総務省の平成26年経済センサス-基礎調査で、中小企業基本法に基づく区分で企業等数及び従業者数を集計した資料から作成した「規模別企業等数及び従業者数-全国、九州、各県」(巻末資料A-1参照)を見ると、中小企業数の割合(構成比)は、全国が99.7%であるのに対して、大分県は99.9%を占めている。中小企業に勤める従業員数では、全国が69.6%であるのに対して、大分県は85.5%とかなり高い割合となっている。大分県の経済は中小企業に依存する割合が全国平均より高いと言えるが、中小企業数が99.8%、中小企業の従業員数が85.0%となっている九州全体の割合と比較すると、大分県は九州では平均的な位置にある。大分県は福岡県に次いで大企業の従業者数の割合が高いのが特徴的である。

また、事業所の開業率と廃業率について見ると、2015年度の大分県の開業率は4.6%で全国平均の5.2%より低く、廃業率は4.0%で全国平均の3.8%より高くなっている。

表4 都道府県開業率(2015年度)

	開業率	廃業率		開業率	廃業率		開業率	廃業率
北海道	4.2%	4.3%	石川	4.3%	3.5%	岡山	4.8%	3.7%
青森	3.6%	3.7%	福井	3.7%	3.3%	広島	4.4%	3.6%
岩手	3.4%	3.4%	山梨	4.7%	3.5%	山口	4.1%	3.6%
宮城	5.3%	3.3%	長野	4.0%	4.0%	徳島	4.2%	2.9%
秋田	2.8%	3.5%	岐阜	4.6%	3.7%	香川	4.3%	3.2%
山形	3.4%	3.2%	静岡	4.6%	3.9%	愛媛	4.5%	3.8%
福島	5.3%	3.1%	愛知	6.1%	4.0%	高知	4.1%	3.6%
茨城	5.3%	3.3%	三重	5.3%	3.6%	福岡	6.1%	4.4%
栃木	4.4%	3.3%	滋賀	4.3%	4.9%	佐賀	4.7%	3.6%
群馬	5.1%	3.8%	京都	4.7%	4.6%	長崎	4.1%	3.6%
埼玉	6.8%	3.5%	大阪	5.9%	3.6%	熊本	5.3%	3.2%
千葉	6.5%	4.3%	兵庫	5.2%	4.2%	大分	4.6%	4.0%
東京	5.6%	3.7%	奈良	4.7%	4.3%	宮崎	4.8%	4.1%
神奈川	6.3%	4.1%	和歌山	4.5%	3.1%	鹿児島	4.3%	3.5%
新潟	3.1%	3.4%	鳥取	4.2%	3.5%	沖縄	7.0%	3.7%
富山	3.7%	3.5%	島根	3.3%	4.2%	全国計	5.2%	3.8%

資料：厚生労働省「平成27年度雇用保険事業年報」

(注) 1.開業率=当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数/前年度平均の適用事業所数×100

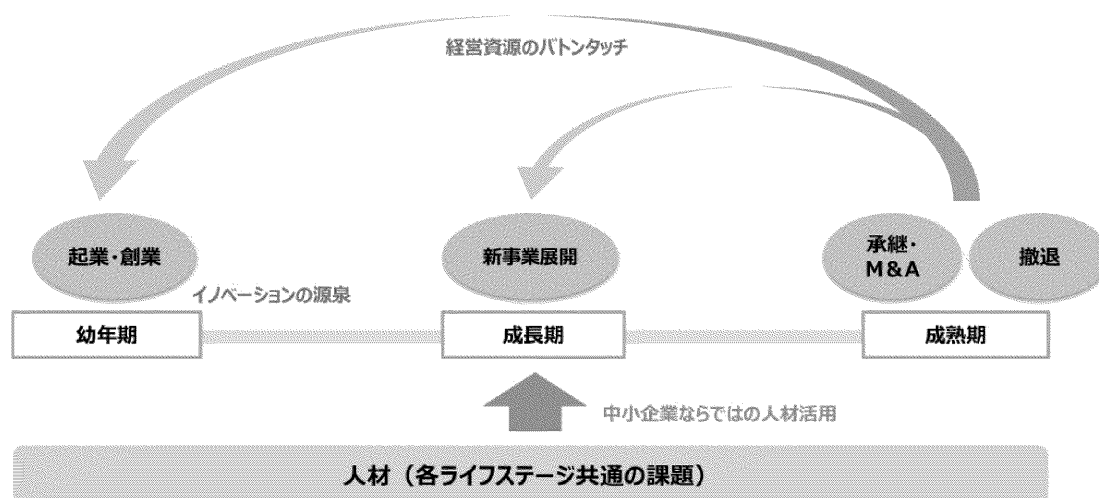
2.廃業率=当該年度に雇用関係が消滅した事業所数/前年度平均の適用事業所数×100

3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所である(雇用保険法第5条)

3 中小企業のライフサイクルと課題

我が国の中小企業の現状を見ると、開業率が伸び悩み、中小企業の経営者が高齢化し、廃業が増加傾向にあるなど、生産性を高める上での課題もある。開業による新しい企業の誕生、既存企業の成長（市場シェアの拡大や新事業展開）、倒産・廃業による企業の撤退といった、企業のライフサイクルの変化が活発に行われているかどうかは、我が国中小企業全体の生産性にも大きな影響を与えていると考えられる。

図7 中小企業のライフサイクル(イメージ)



2017年版中小企業白書では、中小企業のライフサイクルという観点からみた課題を分析しているので概観してみる。

(1) 起業・創業 (幼年期)

性別や年齢等によって起業希望者・起業準備者が抱える課題は異なり、実際の起業家も起業する前に必要としていた支援を受けられていない場合がある。また、起業後も、成長段階ごとに直面する課題が異なる。起業希望者と起業準備者一人一人が、自身が抱えている課題やその課題に対応する支援を適切に認識し、利用することで円滑な起業を遂げることができる。また起業後は、それぞれの企業が目指す成長を円滑に遂げられるように、各成長段階において適切な資金調達や人材確保等に取り組むことが重要である。

(2) 事業の承継 (成熟期)

事業の譲渡・売却・統合 (M&A) は、後継者候補がいないが事業を継続したい企業にとって重要な選択肢である。M&Aの検討に当たっては課題が多く、対策・準備は進んでいない。経営者にとって身近な相談相手がこうした潜在的なニーズを捉え、M&A

の専門家と連携しながら、多様な課題に対応できる支援体制の構築が必要である。

廃業を選択しようとする経営者も小規模事業者を中心に一定程度存在する。廃業の際、自社の事業や資産を他社に譲りたいとする者もあり、こうした企業の経営資源が次世代に引き継がれる循環を形成していくことが重要である。

特に農林水産業では、少子高齢化とグローバル化が進む中で、担い手不足の問題が顕著となっており、地方創生に向けて新たな担い手の確保や新たな需要の創出が喫緊の課題となっている。

(3) 新事業展開（成長期）

新事業展開に成功する企業は、マーケティングに注力している。また、マーケティング活動の評価・検証まで実施する企業は利益率の増加、従業員の意欲向上といった効果を得ている。新事業展開の課題として人材不足があげられるが、経営資源に限りのある中小企業においては、今後の成長に向けて、外部リソースの活用も視野に入れながら、新事業展開を積極的に実施していくことが重要である。

また、IoT等の新技術やシェアリングエコノミーという新たな経済の仕組みについて、現時点で、中小企業における活用度合いはまだ低いものの、活用している企業は売上高の増加や業務コストの削減等の効果を感じており、中小企業にとって成長の機会につながる。

4 中小企業施策の区分

2017年版中小企業白書の平成29年度中小企業施策では、地域経済を支える重要な存在である中小企業の活性化を図るため、「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の4つの観点から、政策の効果的な実施を図るとしている。具体的には、次のような目次構成で区分整理されている。

目次区分	内容	コメント
第1章 経営力強化・生産性 向上に向けた取組	① 生産性向上・技術力の強化 ② IT化の促進 ③ 小規模事業者の持続的発展支援 ④ 中小企業の海外展開支援 ⑤ 販路・需要開拓支援 ⑥ 地域資源の活用 ⑦ 商店街・中心市街地の活性化 ⑧ その他の地域活性化施策	主に新事業展開(成長期)における支援策である。その際に地域資源の活用や地域の活性化を促進するような支援を折り込んでいる。
第2章 活力ある担い手の 拡大	① 創業支援 ② 事業承継支援 ③ 人材・雇用対策	主に起業・創業(幼年期)と事業の承継(成熟期)における支援策である。担い手側から見ると事業承継は起業・創業の一つの形態とも言える。
第3章 安定した事業環境 の整備	① 取引条件の改善 ② 官公需対策 ③ 消費税転嫁対策・消費税軽減税率対策 ④ 資金繰り支援 ⑤ 事業再生支援 ⑥ 経営安定対策 ⑦ 財政基盤の強化	経営安定対策や財政基盤の強化はライフサイクル全般に係る問題である。国としては加えて、国の政策に係って発生する問題や企業格差問題を扱っている。
第5章 業種別・分野別施策	① 中小農林水産関連企業対策 ② 中小運輸業対策 ③ 中小建設・不動産業対策 ④ 生活衛生関係営業対策	業種や産業分野特有の問題に対する対策を扱っている。

(注)第4章は「災害からの復旧・復興」となっているが、東日本大震災を踏まえた特殊なケースのため、ここでは省略した。

5 日本再興戦略と地方創生戦略

(1) 日本再興戦略の概要

i 経緯

第二次安倍内閣発足(2012年)当時の日本経済は、長引くデフレに苦しんでおり、1995年度以降の名目GDP成長率は3%を一度も超えておらず、2012年度までに実に7回ものマイナス成長となっていた。また、リーマンショックが発生した2008年度以降、名目GDPは500兆円を割り込んだままであった。

このような情勢の中で第二次安倍内閣は経済政策(アベノミクス)として「三本の矢」を打ち出した。

「第一の矢」の「大胆な金融政策」は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とするとともに、金融緩和を推進し、できるだけ早期の実現を目指すというものであった。「第二の矢」の「機動的な財政政策」としては、2013年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」で、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化等の施策を盛り込み、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指した。

「第三の矢」の「成長戦略」については、「日本経済再生本部」(本部長：内閣総理大臣)に「産業競争力会議」(議長：内閣総理大臣)を設けて審議を重ねた後、2013年6月14日に「日本再興戦略」として閣議決定し、成長戦略を始めとする三本の矢の実施を通じ、今後10年間の平均で名目GDP成長率3%程度、実質GDP成長率2%程度の成長の実現を目指すことを掲げた。

ii 「日本再興戦略」における3つのアクションプラン

「日本再興戦略」は、「成長への道筋」として、「民間の力を最大限引き出す」こと、「全員参加・世界で勝てる人材を育てる」こと、「新たなフロンティアを作り出す」ことを掲げている。その上で、成長への道筋の実行・実現のため、政権を挙げて優先的に取り組むべき施策を厳選し、3つのアクションプランを打ち出している。

① 日本産業再興プラン

「産業基盤を強化」する観点から、「失われた20年間で生じたヒト、モノ、カネの構造的な「澱み」を解消するため、直ちに取り組むべき必達計画」である。民間に対しては、産業や人材の新陳代謝を進めること、官の側には、企業等の活動の足かせとなる規制や制約を積極的に省くこと、省庁縦割りによる非効率性の徹底排除を求め、日本の総合力を発揮できる体制の構築を目指し、官民で攻めの経済政策を実行する力を確保するとしている。

② 戦略市場創造プラン

「課題をバネに新たな市場を創造」する観点から、「課題先進国としての現状を攻めの姿勢で捉え、社会課題を世界に先駆けて解決することで新たな成長分野を切り開こうとする、未来を睨んだ中長期戦略」である。4つのテーマを選定し、課題克服と成長産業の育成の同時達成を目指すとしている。

③ 国際展開戦略

「拡大する国際市場を獲得」する観点から、「日本経済のグローバル依存度の高まりを攻めの姿勢で捉え、競争と変化が著しいグローバル経済の中で、積極的・戦略的に勝ちに行くための官民一体の取組指針」である。経済連携の推進、海外市場獲得のための戦略的取組、我が国の成長を支える資金・人材等に関する戦略の実行により、企業や国民の世界経済成長の果実の享受を目指すとしている。

iii 主な数値目標

3つのアクションプランは、政策群ごとに成果目標（KPI：Key Performance Indicator）、期限、内容を明記した「中短期工程表」の策定・実行により、同時併行的に進めるとしている。

- 今後3年間で（2015年度に）民間設備投資を70兆円
- 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者数を70万社から140万社に
- 開業率が廃業率を上回る状態にし、開廃業率を英米並みの水準（10%台）に
- 2020年までに世界銀行のビジネス環境ランキングで3位に

iv その後の改訂とローカル・アベノミックス

ア 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日）

アベノミックス「三本の矢」により始まりつつある経済の好循環を一過性のものに終わらせず、持続的な成長軌道につなげるべく、平成26年6月24日、「日本再興戦略」を改訂した。昨年の成長戦略で残された課題としていた、労働市場改革、農業の生産性拡大、医療・介護分野の成長産業化等の分野にフォーカスして、解決の方向性を提示するとともに、更なる法人税改革、国家戦略特区での岩盤規制の突破、女性の力の活用等についても、具体策を盛り込んだ。

また、アベノミックスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらす、いわばローカル・アベノミックスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにするとした。このため、地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていくとした。

イ 「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日）

アベノミクスは、デフレ脱却を目指して専ら需要不足の解消に重きを置いてきた「第一ステージ」から、人口減少下における供給制約を乗り越えるための対策を講ずる新たな「第二ステージ」に入ったとして、「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定した。アベノミクスの「第二ステージ」では、設備や技術、人材等に対する「未来投資による生産性革命の実現」と、活力ある日本経済を取り戻す「ローカル・アベノミクスの推進」の二つを車の両輪として推し進めることによって、日本を成長軌道に乗せ、世界をリードしていく国にするとしている。

ウ 「日本再興戦略」改訂 2016（平成 28 年 6 月 2 日）

回り始めた経済の好循環を、持続的な成長路線に結びつけ、「戦後最大の名目 GDP 600 兆円」の実現を目指し、「日本再興戦略 2016」を閣議決定した。今後は、これに基づき、①新たな「有望成長市場」の戦略的創出、②人口減少に伴う供給制約や人手不足を克服する「生産性革命」、③新たな産業構造を支える「人材強化」の 3 つの課題に向けて、更なる改革に取り組んでいくとしている。

（2）まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

i 経緯

2008 年から始まった日本の人口減少は今後加速度的に進展し、このまま放置すれば、人口減少による消費・経済力の低下が日本経済社会に大きな重荷となることが懸念される。人口減少の問題をさらに大きくしているのは、地方から大都市部への人口流出である。大都市圏への若者たちの人口流出は、地域の高齢化に拍車をかけ、コミュニティ維持を困難にするとともに、大都市圏での出生率は一般的に低いため、日本全体の出生数低下につながる。地方の疲弊が進めば大都市自身もやがては機能麻痺に陥ると指摘されている。

こうした状況の中、「日本再興戦略 改訂 2014-未来への挑戦-」で「ローカル・アベノミクス」が位置付けられたのに呼応して、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、12 月には政府は国の「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の取組を進めることとした。（巻末資料 A-2「まち・ひと・しごと創生法案の概要」参照）

ii 基本目標

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切り、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して、以下の基本目標を設定している。

- ① 地方における安定した雇用を創出する
- ② 地方への新しい人の流れを作る
- ③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

iii 地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

政府としては、まずは、地方が自立につながるよう自ら考え、責任を持って戦略を推進できる体制を整えるため、「情報支援」「財政支援」「人的支援」を切れ目なく展開するとした。

この国の総合戦略を勘案し、都道府県や市町村はそれぞれの「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版総合戦略）の策定に努めるよう「まち・ひと・しごと創生法」に定められている。

iv 地方創生交付金

地方創生交付金は、まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき策定された地方版総合戦略に位置付けられた取組の実施を支援することを目的とした国の交付金の総称である。地方創生交付金には、次のような種類がある。

地方創生交付金の種類	国の予算対応
地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）	H26年度補正予算
地方創生加速化交付金	H27年度補正予算
地方創生推進交付金	H28年度当初予算～
地方創生道整備交付金	H28年度当初予算～
地方創生港整備交付金	H28年度当初予算～
地方創生拠点整備交付金	H28年度補正予算

地域再生法(平成17年法律第24号)の改正法が平成28年4月20日に施行され、地方版総合戦略策定自治体が作成した地域再生計画を推進する事業に、国が「まち・ひと・しごと創生交付金」（地方創生推進交付金）を交付できる旨が明記された。これにより地方創生交付金がそれまでの暫定的なもの(先行型、加速化等)から地域再生法に組み込まれた正式なものとなった。

6 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略（大分県版総合戦略）

（1）戦略の位置づけ

大分県では「大分県人口ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略」（以下、「大分県版総合戦略」という。）を平成27年10月に策定し、さらに大分県版総合戦略は毎年3月に改定している。

「大分県人口ビジョン」は国の長期ビジョンに対応するもので、大分県版総合戦略の前提となるものであり、大分県版総合戦略の策定に向けて、「大分県中長期県勢シミュレーション」の分析結果や国から提供された地域経済分析システムを活用して、「大分県まち・ひと・しごと創生本部会議」や研究会の議論を踏まえて策定されたものである。

大分県版総合戦略は、一言で言えば、県と市町村が連携して人口減少対策（地方創生）を進める上での基礎となるものであるが、大分県が取り組んでいる「安心・活力・発展」の大分県づくりと軌を一にするものであることから、2015(平成27)年度から2024(平成36)年度までの10年間を計画期間とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」（以下、プラン2015という。）の中から「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を集中的・重点的に推進するための計画として位置付けている。

戦略期間	2015(平成27)年度から2019(平成31)年度の5年間
戦略の構成	「基本目標」「基本目標ごとの基本的方向」「具体的な施策」「重要業績評価指標(施策KPI)」を定める総合戦略と、総合戦略を実行していくためのアクションプランにより構成。アクションプランは毎年度見直し。
戦略の進行管理	県民参画のフォローアップ委員会を通じて、プラン2015の進行管理と一体的にPDCAサイクルに基づく効果検証を行う。
戦略の推進	知事と市町村長で構成する「大分県まち・ひと・しごと創生本部会議」において、市町村との連携を図るとともに、九州地方知事会を通じて、九州各県との広域連携も図っていく。

アクションプランには、地方創生交付金を活用して大分県が取り組む事業を記載しており、各事業には「事業KPI」を設定し、総合戦略本文に記載した施策KPIと併せて、PDCAサイクルに基づくきめ細かな効果検証を行うとしている。

なお、地方創生交付金を受けるためには、このPDCAサイクルに基づく効果検証を国に報告することが必要となる。

（2）戦略の基本目標とプラン2015との関係

大分県版総合戦略の基本目標は次のように定められている。

基本 目標	I 人を大事にし、人を育てる	III 地域を守り、地域を活性化する
	II 仕事をつくり、仕事を呼ぶ	IV 基盤を整え、発展を支える

大分県版総合戦略とプラン 2015 との関係表

基本 目標	「安心・活力・発展プラン 2015」 (長期総合計画)		
	政策	施策	目標指標 (=施策 KPI)
II 仕事をつくり、 仕事を呼ぶ	変化に対応し挑戦 と努力が報われる 農林水産業の実現	構造改革の更なる加速	農林水産業による創出額 農林水産業への新規就業者数 農林水産物輸出額
		マーケットインの商品づくりの加速	戦略品目の産出額(農林水産業)
		経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成	中核的経営体数 ・農業法人数 ・認定林業事業体数 ・認定漁業士数
	多様な仕事を創出 する産業の振興と 人材の確保	多様で厚みのある産業集積の推進	中小製造業の製造品出荷額 食料品出荷額 医療機器製造業登録数
		未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進	企業誘致件数
		チャレンジする中小企業と創業の支援	経営革新承認件数 創業支援件数
		商業の活性化とサービス産業の革新	1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数※
		急速に進化する情報通信技術の普及・活用	経営革新承認件数のうち ICT を活用した数
		産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進	15～69歳就業者数
		クリエイティブ産業への挑戦	創造的人材と企業の連携による商品・サービスの事業化件数※
		人を呼び込み地域 が輝くツーリズム の推進	国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速
	おんせん県おおいたの地域磨きと観光産業の振興		観光入込客数 観光消費額

※印の指標は県施策により成果が認められた数に限る。

本監査で主に関連する基本目標は「Ⅱ 仕事をつくり、仕事を呼ぶ」であり、プラン2015の「活力」分野における政策・施策とリンクしており、プラン2015の目標指標と大分県版総合戦略の施策K P Iは一致している。

7 地場産業と産業育成政策

(1) 地場産業の定義

地場産業という場合、狭義には在来型の伝統産業を指すこともあるが、本監査では以下のような広義の意味で使用している。

地場産業とは、一定の範囲の地域において、ある特定の業種の地元資本の中小企業群からなる企業群が集中的に立地している産業のことである。(出典：ウィキペディア)

地場産業は、一般に次のような特徴を有している。また、狭義では、製造業を指すが、広義では農林水産業や観光サービス産業も含めることがある。

① 集積のメリット

一定の地域に集積していることにより、産地卸が発達するなど集積のメリットが発揮され、技術・技能、労働力、原材料などの経営資源を活用し、互いに切磋琢磨しながら生産・販売活動を行ってきたことに特徴がある。

② 域外販売を志向

元々は当該地域に産する原材料を活かす生産形態であったが、次第に他地域から原材料を移入し加工するものも多くなった。また、販路も地域内需要に限らず、地域外への販売を志向し、藩や当該地域の経済を潤した。

③ 非ピラミッド型の産業

戦後に出現した大企業をピラミッドとして下請企業と協力企業群からなる裾野を形成する企業城下町的な産業群があるが、大企業と関連する産業は通常「地場産業」とは呼ばない。なお、「地域産業」という場合、これらも含むが、当該地域に存在する産業という意味しかなく、対象とする範囲が「地場産業」よりやや広くなる。

(2) 産業育成政策

中小地場企業がある程度育成されると、それらが集まって産業が形成される。自然発生的に産業化する場合もあるが、政策的に形成を促す場合もある。

i 産業集積

中小企業白書（2000年版）では、「地理的に接近した特定の地域内に多数の企業が立地するとともに、各企業が受発注取引や情報交流、連携等の企業間関係を生じている状態のこと」を産業集積と呼んでいる。産業集積はその形成の歴史的背景や、特徴によっていくつかのタイプに類型化することができる。例えば下記のように、①企業城下町型集積、②産地型集積、③都市型複合集積、④誘致型複合集積の4類型に分類することができる。なお、全国の集積地域すべてを特定の類型に当てはめることは難しく、複数の属性を持つ集積も多く見られる。

① 企業城下町型集積

特定大企業の量産工場を中心に、下請企業群が多数立地することで集積を形成。代表的な地域としてはマツダを中心とする広島地域、トヨタ自動車を中心とする愛知県豊田市周辺地域、八幡製鉄所（現在の新日鐵住金）を中心とする福岡県北九州地域などが挙げられる。

② 産地型集積

消費財などの特定業種に属する企業が特定地域に集中立地することで集積を形成。地域内の原材料や蓄積された技術を相互に活用することで成長してきた。代表的な地域としては金属洋食器、刃物の新潟県燕・三条地域、めがね産業の福井県鯖江地域、家具の北海道旭川市周辺地域などが挙げられる。

③ 都市型複合集積

戦前からの産地基盤や軍需関連企業、戦中の疎开工場などを中心に、関連企業が都市圏に集中立地することで集積を形成。機械金属関連の集積が多く、集積内での企業間分業、系列を超えた取引関係が構築されているケースも多い。代表的な地域としては東京都城南地域、群馬県太田地域、長野県諏訪地域、静岡県浜松地域、大阪府東大阪地域などが挙げられる。

④ 誘致型複合集積

自治体の企業誘致活動や、工業再配置計画の推進によって形成された集積。誘致企業は集積外部の系列に属する企業が多く、集積内部での連携が進んでいないケースも多い。代表的な地域としては北上川流域地域、甲府地域、熊本地域などが挙げられる。

ii 産業クラスター

情報通信、バイオ・医薬、環境といった特定分野の企業、大学・研究機関、法律事務所、会計事務所などのビジネスを支援する専門組織、公的機関、ベンチャー企業を育てるインキュベーター組織などが一定地域に集積した状態をさす。クラスターとはブドウなどの房を意味し、限られた地域の産官学が互いに競争、協力しながら技術革新（イノベーション）を重ね、新たな商品やサービスを生み出すことで産業育成と地域振興を目指す概念である。

地域における産業の生産性を高める手段として、様々な革新（イノベーション）を促進するタイプの集積効果が認識されている。このような「イノベーションを促進するタイプの産業集積」は、単なる産業集積とは区別され、特に「クラスター」と呼ばれている。情報通信産業が集積したアメリカのシリコンバレーが代表例である。日本では経済産業省の主導のもと、全国で40か所以上の産業クラスター計画が進んでいる。

iii 産地形成

農業分野においては、米に偏った地域農業のかたちを見直し、園芸作物等を導入した複合的な農業地域へ展開していくことは、全国的な課題と言えるが、新たな地域ブランドを確立し得るような作目選定、生産者の組織化、生産技術からマーケティングまで様々な課題を解決しながら産地を形成していく必要がある。

産地の形態や形成過程を表す代表的な概念としては「主産地」や「営農団地」がある。

① 主産地

特定の生産部門を主体とした経営が一定地域内に密度高く集積し、しかも生産・流通・管理面の規模の経済を共同組織づくりによって達成して行こうという概念である。したがって、専門的経営及び主幹部門経営によって組織された特定生産物の産地を想定している。商品生産が地域分業化していく過程をとらえた言葉とも言える。

② 営農団地

営農団地は、農業経営の組織された地縁的集団である。しかし、特定の生産部門に専門化した経営もあれば、多角化（複合化）した経営もある。あるいは、同一地域内に、異なる部門に専門化した経営群が存在し、それぞれ別個の作目別機能集団を形成しながら、相互に補完的・補合的に連携し合っている場合もある。要するに、同一地域内に立地する大多数の経営がその生産・流通・管理過程のなんらかの機能に関して、共同組織を形成して、主体的に規模経済を追求している農業経営の地域的集団を、営農団地と呼んでいる。

iv 観光地域づくり

それぞれの地域が主体となって、官民共同による地域の地勢、歴史、文化等有形無形の資源を生かした観光戦略に基づいた地域づくり、観光を軸とした幅広い関係者が連携した地域づくりの取組を、ここでは「観光地域づくり」と呼ぶ。特に近年は国際競争力のある観光地形成が求められ、インバウンドという言葉が注目を浴びている。しかし、現状では、各種施策が必ずしも戦略的、総合的に取り組まれていないため、観光地域づくりの取組がその地域の観光振興に十分貢献できていない点が課題となっている。

観光庁では、地域の特性を生かし、かつ多様化する旅行者のニーズに即した観光を提供するニューツーリズムの振興を図っている。ニューツーリズムという言葉は、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態を意味する。活用する観光資源に応じて、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、産業観光等が挙げられ、旅行商品化の際に地域の特性を活かしやすいことから、地域活性化につながるものと期待されている。

ところで日本産業大分類を見ると「観光」という分類はないにもかかわらず「観光産業」という言葉は存在する。宿泊業等のサービス業をまずイメージするが、遊園地や美術館等の施設も関連する。観光に付きもののグルメ・お土産という意味では飲食業や製造業・農林水産業も広くかかわる。「地産地消」という言葉があるが、観光という形で地域の外から人を呼び込んで地域内で消費してもらえば、地産地消を促進する効果もある。

観光産業は業種というよりも観光客を対象としてサービス提供や物品販売を行う業態全般を指す用語であるが、地域外の需要を取り込む（域外貨を獲得する）という意味で、広義には地場産業と位置付けて捉えることが多いと思われる。

8 本監査の範囲と大分県の個別戦略

(1) 本監査で取り上げる範囲

これまでの議論を踏まえ、本監査で取り上げる範囲を取りまとめると次のようになる。

i 取り上げる産業分野

本監査では地場産業という言葉からイメージされる産業として製造業、農林水産業、観光の分野を取り上げる。ただし、農林水産業については、それだけで政策的には大きな分野となるため、農業に絞って取り上げることとする。

ii 産業形成

地場産業という場合の産業形成については、大企業が核となりその下請け企業群として県内中小企業が協業していくような「誘致型複合集積」や「企業城下町型集積」については、範囲外とした。主には、地域内の原材料や蓄積された技術を相互に活用して、県内の中小企業が主体となって産業形成する「産地型集積」を想定した取組・事業を取り上げることとした。農業における「産地形成」も生産者が組織化すれば広い意味では「産地型集積」に含まれるものと考ええる。産業クラスターについても、イノベーション要素が強い産地型集積と言えよう。また、観光地域づくりも産業形成の一形態として捉え、本監査の範囲に含めた。

iii 中小企業の範囲

地場産業を支えるのは中小企業や小規模事業者である。本監査で中小企業という場合には、基本的には中小企業基本法第2条で定義された中小企業(下表参照)を対象とする事業が多いことから、狭義ではこの意味となるが、特に農業分野では複数の個人生産者が組織化したような営農集団を対象とする事業も取り上げている。したがって、広い意味では、小規模事業者でも組織化・企業化した経営形態を採る場合も含めて中小企業と捉えている。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

(出典) 中小企業庁 FAQ「中小企業の定義について」

iv 「第3 包括外部監査の結果」の構成

中小企業白書の構成や産業形成種類等の検討と大分県が実際に行っている取組の内容を踏まえて、必ずしも中小企業白書の施策区分とは一致しないが、本監査における「第3 包括外部監査の結果」の大きな構成は次のとおりとした。

	目次構成	設定した支援項目
1	担い手の確保・育成・拡大に係る取組	起業・創業、事業承継（農業の法人化、企業参入等）
2	新事業展開に係る取組	総合的な経営力強化、規模拡大・生産性向上、商品づくり、新マーケット参入、販路開拓・拡大、観光誘客
3	事業環境の整備に係る取組	金融支援、人材確保・活用支援、研究機関との連携による技術支援
4	地場産業育成に係る取組	異業種連携、産業形成、産地育成、観光地域づくり

（2）関連する大分県の個別戦略

大分県版総合戦略とプラン 2015 については、前述のとおりであるが、その下位の本監査に関連する産業分野別戦略計画としては、「おおいた産業活力創造戦略」（商工労働部所管）、「おおいた農林水産業活力創出プラン 2015」（農林水産部所管）、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略 2015」（企画振興部所管）がある。

i おおいた産業活力創造戦略

中小企業を取り巻く事業環境は依然厳しい状況にあり、中小企業が大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担いながら成長発展を遂げるには、中小企業の自助努力を基本としつつ、県と支援団体や金融機関など関係者が一体となって中小企業振興を推進し、厳しい変化に対応し果敢に挑戦する中小企業を広く生み出す環境づくりを進める必要がある。このような認識のもと、大分県は、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、「大分県中小企業活性化条例」（巻末資料 A-3 「大分県中小企業活性化条例の概要」参照）を平成 25 年 3 月に制定した。（本条例は、近年の社会情勢の変化に伴い、経営環境が厳しさを増している小規模事業者の持続的な発展を図るため、平成 29 年 12 月に改正された。）

「おおいた産業活力創造戦略」は、本条例に基づく計画として位置づけられており、本県の経済産業政策の方向性や課題解決のための施策を具体的に明示するものとして、毎年策定している。

基本方針 第4次産業革命や働き方改革といった国の成長戦略の動向も踏まえ、以下の3本柱により大分県の未来を切り拓く産業振興に取り組むとしている。

- ① 産業集積の進化と企業立地の戦略的推進
- ② 中小企業の新たな活力創造と競争力の強化
- ③ 人材の育成・確保と多様な担い手の活躍推進

数値目標 2017年版の巻末に平成30年度を最終目標とした「中小企業活性化条例成果目標」を定めている。

進捗管理 「大分県中小企業活性化条例推進委員会」(フォローアップ委員会)を平成25年4月に設置。条例の各主体の代表者20名で構成し、それぞれの責務や役割を果たしていけるよう、情報提供・共有を図るほか、中小企業地域懇話会で出された意見等も紹介し、中小企業振興に係る意見交換等を行っている。

ii おおいた農林水産業活力創出プラン2015(大分県農林水産業振興計画)

本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、国の農林水産業政策の転換などにより、大分県の農林水産業を取り巻く環境は近年、大きく変化している。また、国・地方にとって、地方創生が大きな課題になっている。これらの急速な時代の変化や地方創生という地域間競争に対応するため、これまでの大分県農林水産業振興計画「おおいた農山漁村活性化戦略2005」(計画期間 平成17年～27年)の終了を待たず、新たな計画を平成27年12月に策定した。

この計画は、プラン2015の農林水産業部門計画であり、本県の農林水産行政の基本指針となるものである。また、県だけのものではなく、農林水産業者をはじめ、市町村、関係団体、さらには消費者などとの共通認識のもと、ともに進むべき道を示している。

計画期間は、平成27(2015)年度を初年度とし、平成31(2019)年度を中間目標年、平成36(2024)年度を最終目標とする10年間としている。

基本方針 本計画は、基本目標を「変化に対応し挑戦と努力が報われる農林水産業の実現」及び「安心して暮らしていける魅力ある農山漁村づくり」とし、これを実現するための基本施策を次のように定めている。

- ① 構造改革の更なる加速
- ② マーケットインの商品づくりの加速
- ③ 経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成
- ④ 元気で豊かな農山漁村の継承

数値目標 アクションプランで、上記基本方針を具体化した推進項目を記載し、中間目標や最終目標に対比した当年度の目標値を定めている。

進捗管理 政策・施策評価、事務事業評価により公表し、達成状況や取り組むべき課題

について市町村や関係団体などと検証している。

iii 日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略 2015

現在、国を挙げてまち・ひと・しごとづくりを通じた地方創生の取組が進められている。なかでも経済波及効果の高い観光産業は地方創生の一翼を担うものとして期待されており、地域の特性を活かした魅力の創出と交流人口の増加によって、消費や雇用を拡大することが今まで以上に求められている。このような中、元気で魅力あふれる大分県づくりを進めていくためには、地域の資源にさらに磨きをかけ、「観て」「聞いて」「食べて」と五感で楽しむことができる、すなわち、1次産業から3次産業までの様々な要素を取り込んだ総合産業として魅力が増しているツーリズムを推進していくことが重要である。本戦略は地域振興と観光振興を一体的に進め、県民と協働で観光による活力ある大分県づくりを目指すために策定するものであり、行政、地域観光協会、観光事業者、商工業者、農林水産事業者、NPO法人などの各々の主体そして県民一人一人が共通認識のもと、同じ方向に向かって全力でツーリズムの振興に取り組んでいく指針となるものである。

本戦略はプラン 2015 の実質的なアクションプランとなるものであり、平成 27 年 3 月に施行された「おんせん県おおいた観光振興条例」（巻末資料 A-4 「おんせん県おおいた観光振興条例の概要」参照）に定める観光振興基本計画に位置付けられる。また、「おおいた産業活力創造戦略」の第 2 章 1 (4)④ツーリズムの振興のより具体的な戦略としても位置付けられる。

計画期間は、平成 28 年度から 30 年度までの 3 年間である。

基本方針 本県最大の強みである源泉数、湧出量ともに日本一の温泉と多彩な食の魅力を中心に押しだし、『日本一のおんせん県おおいたの味も満載』のキーワードの下、次に掲げる 5 つを柱とする方向性を示し、県内観光関係者のみならず、県民共有の目標として具体的取組を進めていくとしている。

- ① 地域の観光素材磨き
- ② 誘客
- ③ ブランド力の向上
- ④ 県域を越えた連携による観光の推進
- ⑤ 戦略ある現場主義の推進

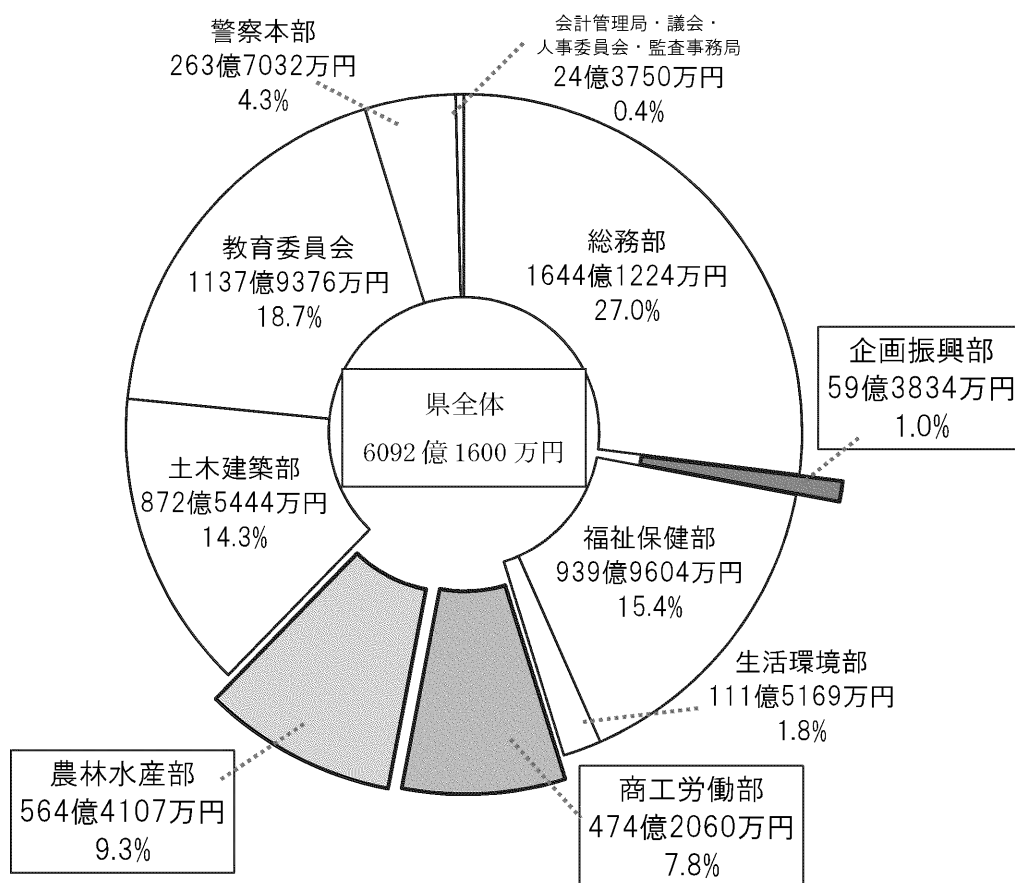
数値目標 第 1 期戦略の誘客目標（観光入込数、県内宿泊者数、外国人宿泊者数）に、観光消費額と情報発信事業の指針となる「ホームページ訪問数」の目標数値を加えている。

進捗管理 「大分県ツーリズム戦略推進会議」において、観光ツーリズムの振興についての議論や情報共有の場を確保するとともに、実効性のある事業展開を行うよう、本戦略の進捗状況を管理する。

9 関連部局の組織図と歳出予算

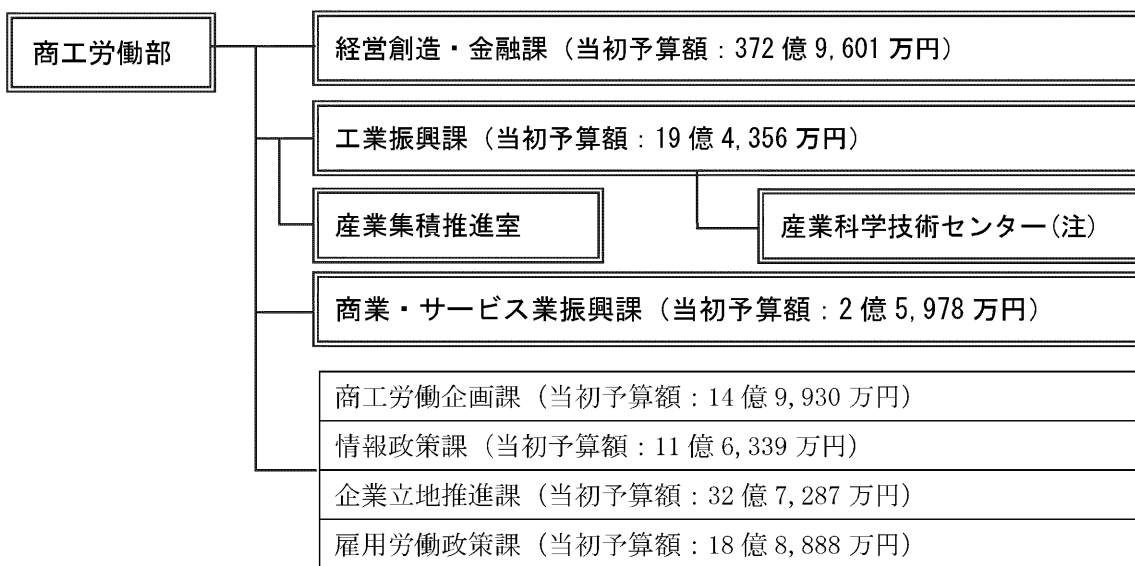
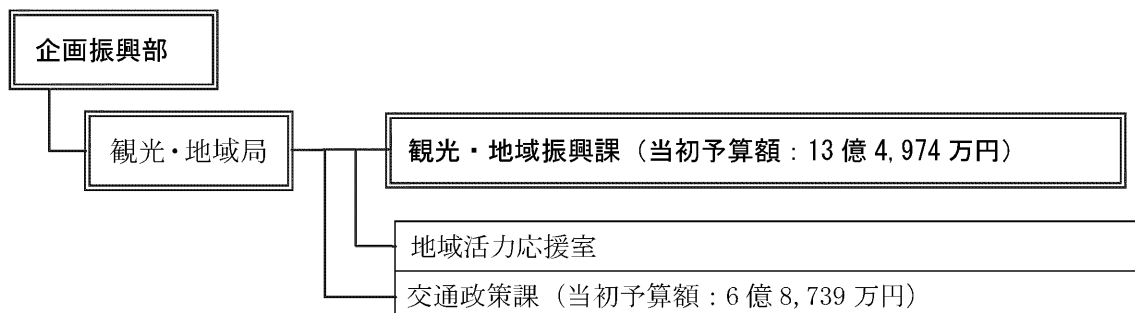
(1) 平成28年度一般会計当初予算の概要

平成28年度の当初予算額は6,092億1,600万円となっている。このうち本監査の対象とする事務事業等の実行部局である企画振興部は59億3,834万円で当初予算の1.0%、商工労働部は474億2,060万円で7.8%、農林水産部は564億4,107万円で9.3%を占めている。実行部局全体では1,098億1万円で当初予算の18.0%を占めている。



(2) 部局別の組織図と当初予算

本監査の対象とする事業等の実行部局別の組織図と平成 28 年度当初予算は下表のとおりである。二重囲いは、本監査の対象となった事業の担当課等である。



(注) 大分県産業科学技術センターは、県内企業を技術的に支援する県内唯一の工業系公設試験研究機関である。



10 関係団体に対する補助事業及び委託事業

(1) 公益財団法人 大分県産業創造機構

i 法人の概要

地域に蓄積された技術、人材、情報等の産業・経営資源の活用による県内産業の自立的発展及び新たな産業創造を支援し、企業経営の向上等に資する人材を育成し、並びに経済、産業、社会及び地域振興に関する調査研究等を行うことにより、県民生活の向上と県産業経済の発展に寄与することを目的とする公益財団法人である。

(財)大分県中小企業振興公社と(財)大分県技術振興財団を統合して、(財)大分県産業創造機構として平成11年4月に設立された後、さらに(社)大分県地域経済情

報センターを平成 12 年に合併して、これら 3 法人の機能をワンストップで担うようになった。その後、公益法人制度改革関連三法の施行を受け、平成 24 年 4 月に、大分県知事の公益認定を受けて現在の「公益財団法人大分県産業創造機構」となっている。

平成 12 年 5 月に、中小企業支援法に基づく「指定法人（県中小企業支援センター）」に指定され、平成 17 年 7 月には、中小企業新事業活動促進法に基づく「中核的支援機関」に、また、平成 25 年 3 月に中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定されている。

県派遣職員を含め、平成 29 年 4 月現在の職員数は 54 名となっている。

ii 大分県の補助事業・委託事業一覧（平成 28 年度）

下記事業のうち「プロフェッショナル人材活用推進事業」「6 次産業化サポート体制整備事業」「大分発ニュービジネス発掘・育成事業」「おおいたスタートアップ支援事業」「おおいた地域資源活性化推進事業」「ものづくり企業技術チャレンジ支援事業」が本監査の対象とする事務事業に該当する。

（単位：千円）

区分	県事業名	種別	金額
公益	プロフェッショナル人材活用推進事業	委託	39,525
	6 次産業化サポート体制整備事業	補助	21,465
	大分発ニュービジネス発掘・育成事業	補助	7,550
	おおいたスタートアップ支援事業	補助	54,741
	中小企業総合支援事業	補助	27,478
	工業振興対策事業	補助	41,479
	おおいた地域資源活性化推進事業	補助	10,487
	ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	委託	4,854
	自動車関連産業新規参入促進事業	補助	18,293
合計			225,872

（2）公益社団法人 大分県農業農村振興公社

i 法人の概要

大分県における農業の振興を図るため、農地利用の効率化、高度化、農業基盤の整備、青年農業者の育成、新規就農者の確保等を促進することを目的とした公益社団法人である。

昭和 46 年 4 月に経営規模の拡大、集団化等を図る農地保有の合理化の促進、畜産経営の近代化を目的として、(社) 大分県農地開発公社として設立された。平成 12 年 4 月には、(財) 豊の国農業人材育成基金と統合し、(社) 大分県農業農村振興公社となった。

その後、公益法人制度改革関連三法の施行を受け、平成 23 年 4 月に大分県知事の公益認定を受けて現在の「公益社団法人大分県農業農村振興公社」となっている。

また、平成 26 年 3 月に農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、機構法という。)に基づき「農地中間管理機構」としての指定を受け、農地中間管理事業を実施している。

県派遣職員を含め、平成 29 年 4 月現在の職員数は 43 名となっている。

ii 大分県補助事業・委託事業一覧(平成 28 年度)

下記事業のうち「農地中間管理推進事業」「草地畜産基盤整備事業」「活力あふれる園芸産地整備事業」が本監査の対象とする事業に該当する。

(単位：千円)

区分	県事業名	種別	金額
公益	農地中間管理推進事業	補助	124,913
	草地畜産基盤整備事業	補助	20,999
	活力あふれる園芸産地整備事業	補助	3,598
	園芸農業構造改革対策事業	委託	1,000
	農業担い手確保・育成対策事業	補助	8,456
	U I J ターン就農者拡大対策事業	補助	3,882
	青年就農給付金事業	補助	111,809
	小計		274,657
収益	大分農業文化公園等管理運営事業	委託	129,997
	公共施設等緑化事業	委託	977
	木材振興対策事業	補助	1,555
	小計		132,529
合計			407,186

(3) 公益社団法人 ツーリズムおおいた

i 法人の概要

大分県内における観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、併せて健全な観光旅行の普及発展と国際観光の振興を促し、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することを目的とした公益社団法人である。

自治体主導であった旧大分県観光協会を改組し、民間主導の組織として平成 17 年 4 月に「社団法人ツーリズムおおいた」として発足した。その後、公益法人制度改革関連三法の施行を受け、平成 25 年に大分県知事の公益認定を受けて現在の「公益社団法人ツーリズムおおいた」となっている。

自治体、地域の観光協会、観光事業者、交通事業者、商工関係者等多様な業態が正会員となるとともに、地域づくり団体やNPO等が新たに準会員として参加している。大分県は正会員・準会員ではないため出資はしていないが、事務職員を派遣して人的支援を行っている。

県派遣職員を含め、平成29年4月現在の職員数は17名となっている。

ii 大分県補助事業・委託事業一覧（平成28年度）

下記事業のうち「観光地域磨き推進事業」「国内誘客総合対策事業」「インバウンド推進事業」が本監査の対象とする事業に該当する。

(単位:千円)

区分	県事業名	種別	金額
公益	農山漁村ツーリズム推進事業	委託	1,646
	観光交流拡大推進事業	委託	30,000
	おんせん県おおいた県域版DMO推進事業	委託	26,934
	観光地域磨き推進事業	委託	13,903
	国内誘客総合対策事業	委託	83,545
	団体誘客推進事業	委託	5,633
	団体誘客推進事業（MICE誘致推進事業費補助金）	補助	5,000
	インバウンド推進事業	委託	95,000
	国内誘客緊急対策事業	委託	23,358
	国内誘客緊急対策事業（「九州ふっこう割」事業費補助金）	補助	2,501,612
	インバウンド緊急対策事業	委託	23,440
	インバウンド緊急対策事業（「九州ふっこう割」事業費補助金）	補助	779,000
	広域観光連携推進事業	委託	13,843
	東九州誘客促進プロモーション事業	委託	4,450
	九州の東の玄関口拠点づくり促進事業	委託	5,000
	海外戦略推進事業	委託	7,095
	おおいた魅力アップ情報発信事業	委託	13,162
	合計		

1.1 関係する基金

(1) 関係基金の一覧

本監査で対象とした事業の財源となっている基金は次のとおりである。

(単位：千円)

基金名	設置目的	28年度末 残高①	27年度末 残高②	増減 (①－②)
大分県産業廃棄物税基金	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図る。	760,085	726,050	34,035
おおいた元気創出基金	大分県の元気を創出し、活力ある大分県づくりを推進する。	793,559	848,263	▲54,704
大分県農地中間管理事業等推進基金	農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集約化、新たに農業を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化を促進する。	696,548	949,913	▲253,365

(2) 基金の充当事業（平成 28 年度）

基金ごとに充当できる事業や経費が条例等により定められており、平成 28 年度の充当事業は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

基金名	充当事業	担当課	充当額
大分県産業廃棄物税基金	食品産業成長促進事業	工業振興課	1,698
	循環型環境産業創出事業	工業振興課	74,382
おおいた元気創出基金	六郷満山開山 1300 年記念観光推進事業	観光・地域振興課	17,202
	ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	工業振興課	6,920
	クリエイティブ産業創出事業	経営創造・金融課	5,821
	食品産業連携産地拡大推進事業	おおいたブランド推進課	11,995
大分県農地中間管理事業等推進基金	農地中間管理推進事業	農地活用・集落営農課	252,959

1 2 行政評価と成果指標

(1) 大分県の事務事業評価の概要

大分県の行政評価の枠組みやそれに基づくPDC Aの進め方については、「平成 29 年度行政評価方法（概要）」（巻末資料 A 5 参照）及び昨年度の包括外部監査結果報告書を参照いただきたいが、県が実施する事務事業評価は、この行政評価の一環として行われ、次のとおり 3 段階で事業の評価を実施している。

- ① 活動指標の評価：事業が目標どおり行われているかの評価
- ② 成果指標の評価：事業の成果が目標どおり達成されているかの評価
- ③ 総合評価：活動指標と成果指標の合計点による総合評価

活動指標は、一定期間に実施された事業（行政により提供された財・サービス）の内容や量（結果）を示すものであり、他方、成果指標は事業の意図する状態にどれだけ近づいたかを表すものとされている。それぞれの判定基準と評価点数のつけ方は下表のとおりである。

項目	判定基準	評価基準	評価
活動指標の評価	実績値／目標値（％）	90％以上（目標を概ね達成している）⇒3点	a
		80％以上（目標達成度が不十分である）⇒2点	b
		80％未満（目標達成度が低い）⇒1点	c
成果指標の評価	実績値／目標値（％）	90％以上（目標を概ね達成している）⇒3点	a
		80％以上（目標達成度が不十分である）⇒2点	b
		80％未満（目標達成度が低い）⇒1点	c
総合評価	活動指標の点数＋成果指標の点数（点）	6点（終了or継続・見直し）	A
		5点（終了or継続・見直し）	B
		4点（終了or継続・見直し）	C
		3点以下（例外的に継続）	D
		3点以下（廃止）※3点以下は原則廃止とする	E

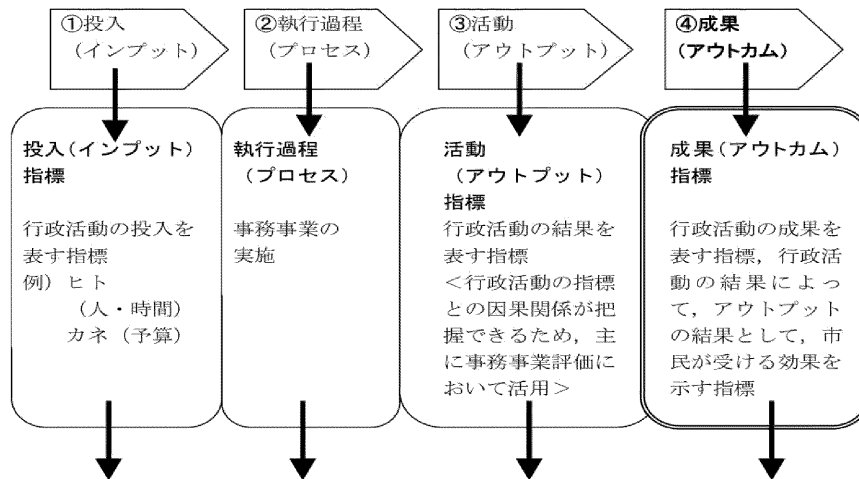
（注）4～6点での終了は、当初定めた事業の実施期間が終了する場合や他の事業に組み替えて、当該事業自体は終了とする場合である。

昨年度は、活動指標数は原則2つとし、評価の点数が分かれる場合は、低い方の点数を採用していたが、昨年度の包括外部監査の意見を受けて、今年度は活動指標数を4つまでに増やし、各指標の達成率を予算額に応じた割合を基に加重平均して活動指標全体の評点を算定する方法に変更している。成果指標の数は昨年度同様に原則1つとし、活動指標と成果指標の合計点数で総合評価を行う点も変更はない。

(2) 成果指標の考え方と指標の種類

行政活動の指標化にあたっては、理論的には、行政活動を「投入（インプット）」「結果（アウトプット）」「成果（アウトカム）」に分類して考えることが多い。

行政活動の流れのイメージと各指標



指標例

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 (円) ・ 技術投入時間 (時間) 	【事業1】 道路改良の実施	道路改良延長 (km)	アクセス時間短縮 (分)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 (円) ・ 警察官投入時間 (時間) 	【事業2】 防犯パトロールの実施	パトロール回数 (回)	犯罪発生件数 (件)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費 (円) ・ 職員投入時間 (時間) 	【事業3】 手話講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会開催回数(回) ・ 講習会参加人数(人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得者数 (人) ・ ボランティア登録者数 (人)

(出典) 施策評価の指標に関する手引き(京都市総合企画局政策推進室)

インプットは投入した費用等であり、指標としては時間数等を採用することもできるが、共通的な指標としては主に予算額が用いられる。アウトプット指標は、事業実施に直接関連する指標であり、行政活動の結果を表すため活動指標と言われることもある。アウトカム指標は、成果に関する指標で結果として市民が受ける効果を示すものである。言い換えると、アウトカム指標は、市民からみた行政活動の効果を指標化したものである。

施策や事業の評価を行う場合の指標としては、最近では、アウトカム指標を設定することが望ましいとされている。かつては、事業を実施することによって直接発生した成果物・事業量（アウトプット）を表す指標を用いて施策や事業の評価を行うことが一般的であった。

道路整備についていえば、戦後一貫した着実な整備の結果、一定の量的ストックは形成されたものの、慢性的な交通渋滞や多発する交通事故等、依然として課題は残っている。そうなると、以前のような画一的な量的整備中心では、国民の期待と整備効果との間にギャップが生じるため、道路サービスによる成果（アウトカム）を重視し、道路利用者が満足する道路行政に転換することが重要であると考えられるようになったところである。

大分県における行政評価においても、施策や事業の評価を行う際にはアウトカム指標を主に採用しているが、アウトカム指標にも大きくは2種類あるようである。前年度の包括外部監査でも検討したが、実際に採用されている成果指標を見ると、活動指標との関連性あるいは因果関係が比較的説明し易い成果指標と直接的な関係性や因果関係が薄く、いわば話が遠い成果指標が見られた。この点、「地方創生加速化交付金」の事業実施報告書の様式の説明が参考となる。

地方創生関連事業として交付金を受けるには、交付金を受ける事業ごとにKPIを設定して毎年度成果を確認し、報告することが求められている。KPIの設定に当たっては、下表の中から選択して、KPIとして採用した指標を分類することになっている。

①	インプット	交付金事業に投入される資源（ヒト・モノ・カネ・時間）
②	アウトプット	交付金事業による活動量（仕事の量・頻度・投下時間）
③	交付金事業のアウトカム	交付金事業から直接的にもたらされる成果・効果
④	総合的なアウトカム	様々な事業・施策・政策の総体によって得られる成果・効果

これを見ると、アウトカム指標を「交付金事業のアウトカム」「総合的なアウトカム」の2種類に区別している。なお、「交付金事業のアウトカム」という言い方は、地方創生加速化交付金に係る事業のアウトカムという意味合いなので、「総合的なアウトカム」に対比して言えば、事業から得られる「直接的なアウトカム」ということになる。

また、行政企画課作成の「成果指標の設定について」という資料では、成果指標を次の3つに分類している。

①	サービス成果指標	サービスの需要と供給の量的関係を問うもので3種類あり 需要達成成果指標、需要充足成果指標、供給達成成果指標
②	社会的成果指標	サービスの需給関係では適切でない施策や事業で使用
③	住民満足度	サービスの受け手である住民の心理的尺度で捉えた指標

成果指標自体については、「受益者や社会が受ける施策・事業の効果を表す概念」としているのでアウトカム指標を想定していると判断されるが、「サービス水準やニーズの充足度など直接的なものから、社会的な波及効果や住民満足度まで計測すべき対象に応じて多様な指標が考えられる」としている。また、社会的成果指標については、問題点として「その指標により示される社会的効果のすべてが当該施策・事業の成果として帰属するわけではなく、その要因には行政でコントロールできないものが多く含まれて

いる」(限界を十分認識しておくことが必要)とコメントが附されている。

このような記載から見ると、「サービス成果指標」は比較的「直接的なアウトカム」、「社会的成果指標」は「総合的なアウトカム」を想定していると推測される。住民満足度は、指標の測定方法の問題なので、「直接的なアウトカム」の場合も「総合的なアウトカム」の場合もあり得ると思われる。

その他にも、「中間的なアウトカム」(=直接的な効果)、「最終的なアウトカム」(=社会へのインパクト)という言い方もある。

なお、本監査の中では、前年度の包括外部監査での用語の使用方法との継続性とアウトカムという言葉が一般には馴染みが薄いことを鑑み、「直接的なアウトカム」や「中間的なアウトカム」を表す指標を「直接的な効果指標」、「総合的なアウトカム」や「最終的なアウトカム」を表す指標を「総合的な効果指標」という言い方をしている。

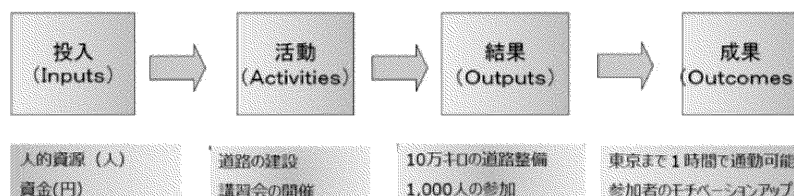
(3) 包括外部監査との関連性

包括外部監査では、法規性の監査に加えて、経済性・効率性・有効性(3E)の監査が求められていると言われるが、包括外部監査の限られた時間で経済性・効率性・有効性について、個別に正面から検討することは現実的には難しい。3Eに係る指摘をしたとしても、明らかに3Eを阻害しているような事務処理等に行き当たった場合に限られる。また、国の施策の枠組みの中で法規性を強く要求されるような事務事業の場合は、3Eを優先できないこともある。

3E評価は、下図のとおり、事務事業評価等と密接に結びついている。したがって、包括外部監査では、むしろ事務事業評価等のPDCAプロセスが適切に行われているかを検討し、自治体自身が効率的に3E評価を行えるよう手助けする趣旨で監査を実施するケースが多く見られ、本監査でも同様の趣旨で、事務事業評価等のプロセス(事業の管理)を監査の対象にしている。

3E評価の考え方

事務事業等の成果はどのように得られるか



理論評価	: 投入と成果との因果関係は?
経済性評価	: より経済的な方法は?
プロセス評価	: 資源の投入、活動が予定通り実施されたか?
結果・成果の評価	: 結果・成果の効果はどの程度であったか?
コスト/ベネフィット分析	: 投入と成果との関係はどうであったか?

第3 包括外部監査の結果

1 担い手の確保・育成・拡大に係る取組

(1) 起業・創業

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	・創業の裾野拡大と新たな付加価値を生むベンチャーの輩出

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 創業の裾野拡大、高成長を志向する創業者に対する支援を実施するとともに、県内産業を活性化するベンチャー企業の発掘と育成及び経営環境を先読みした経営革新への取り組みを支援する。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・ 創業支援件数 平成31年度目標500件
【平成24～26年度平均385件】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア おおいたスタートアップ支援事業	75,739	71,631
イ 大分発ニュービジネス発掘・育成事業	28,068	28,068

ア おおいたスタートアップ支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		71,631千円
H27～H31	75,739千円	内訳	国庫支出金	21,924千円
担当課等	経営創造・金融課、産業創造機構		一般財源	49,707千円

(注) 国庫支出金は、地方創生推進交付金である。

i 事業の目的

創業の裾野拡大により県下各地での多様な仕事づくりを支援するとともに、成長志向の高い起業家の発掘・育成により雇用創出型企業や高成長ベンチャー企業の創出を図る。

ii 事業区分及び活動内容

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、産業創造機構という。）が設置するおおいたスタートアップセンターを中心として、創業の裾野拡大と成長志向の高い起業家の発掘・育成等に取り組み、地域経済の活性化を図る。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
おおいたスタートアップセンターの運営	千円 47,841	インキュベーション機能の運営、相談スタッフ等4名の配置による創業希望者等への相談対応、集中セミナーの開催	県 10/10 交付先： 産業創造機構
成長志向起業家の育成	27,594	大分県起業家成長促進事業費補助金の交付(注)	県 2/3 (上限 200万円)
創業の裾野拡大	304	創業啓発セミナー等の開催	県 10/10 交付先： 産業創造機構

(注) 大分県起業家成長促進事業費補助金

新規中小企業者（開業、会社設立後5年未満の者）の成長を促進するため、事業を成長軌道に乗せるために必要な経費の一部を補助する制度。

補助対象経費	支援期間	事業の特色
商品開発・改良にかかる経費、マーケティングに要する経費、販路開拓活動に要する経費など	3年間	創業支援事業計画を審査により認定する。

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名（単位）	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	スタートアップセンター利用延べ人数(人)	/	2,002	1,828 [1,800]	a	A
	有望なビジネスプランを持った起業家の発掘(人)		—	11 [6]		
	創業啓発セミナー等の参加延べ人数(人)		2,573	3,352 [2,050]		
成果	創業支援実績(件)		513	551[500]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても110.2%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：地域再生法、産業競争力強化法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

おおいたスタートアップ支援事業費補助金交付要綱、大分県起業家成長促進事業実施要領、大分県起業家成長促進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した。

指摘	01-S	大分県起業家成長促進事業費補助金交付要綱について
改善事項		補助対象経費の経費区分について、謝金、旅費、庁費、原材料費、機械装置等経費、委託費に分かれている。このうち庁費については他の経費区分とは異なり、種々雑多なものから構成されていることから、補助金の交付申請書の補助対象経費のほとんどが庁費に対するものとなっている。このため、内容をより分かりやすくするために経費区分を追加し庁費の内容を区分する必要があると考える。

《補足》

庁費は、地方公共団体等で使用される独特な科目であり、民間企業では馴染みがなく分かりにくい。また、雑多なものが計上される傾向があるので、雑費に近い扱いになりがちであり、補助金の趣旨から見て対象外の経費が紛れ込む可能性が高くなる。

B. 事業の管理について

指摘	02-S	活動指標について
勸奨事項	活動指標の「有望なビジネスプランを持った起業家の発掘」というのは、おおいたスタートアップセンターで相談した人のうち、有望なビジネスプランを持っていると判断した人の数を意味している。しかしながら、文言が分かりにくいことから「スタートアップセンターで発掘した有望なビジネスプラン（数）」といったように県民から見ても分かりやすい文言に修正することが望ましい。	

指摘	03-S	活動指標について
勸奨事項	活動指標の「有望なビジネスプランを持った起業家の発掘」については、おおいたスタートアップセンターが主観的に判断するものであり、客観的に判断できるものではない。このため、活動指標としては、より設定が容易で事業活動を直接的に表す指標に変更することが望ましい。	

C. 産業創造機構への往査

(1) おおいたスタートアップセンターの活動状況

「おおいたスタートアップセンター」を拠点に、専門スタッフ4名による、創業相談、創業準備者向けセミナー、成長志向起業家育成塾、創業支援人材育成講座の事業を実施し、創業の裾野拡大と創業者の成長支援に取り組んだ。

- ・会員数 946名
- ・相談件数1,579件
- ・セミナー件数164件
- ・セミナー参加者3,352名

(2) おおいたスタートアップセンター運営事業の事務の執行

大分県起業家成長促進事業の公募・審査等に関する規程、「大分県起業家成長促進事業」の公募要領、産業競争力強化法第113条（創業支援事業計画の認定）に基づいて実施している。（事業費 54,741千円）

指摘	04-S	見積書の日付の記入漏れ
不備事項	ウェブマーケティング事業で2者から見積を取っている決裁伺書について、両見積書ともに発行日が印字されていなかった。このため、同時に相見積を取得したのか分からなかった。見積書は日付が記入されたものを入手するよう徹底する必要がある。	

《補足》

相見積に限らず、見積書に日付が記入されていなければ、処理をストップし、日付の入った見積書を再提出させなければならない。日付がなければ、見積書の内容が変更さ

れた際に、いつから変更されたかの日付を追うことができなかつたり、日付を意図的に変更されるという弊害がある。また今回は、相見積の結果、発注先がおおいたスタートアップセンターの入居者となっていたことから、意図的に発注先を選択したと判断される恐れもある。このように不正を疑われないためにも、実際に日付の入った見積書を入手しなければならない。見積書のみならず納品書、請求書も同様に日付の入ったものを入手しなければならない。

指摘	05-S	内容の異なる相見積について
改善事項	見積書の品目(項目)が異なることから一概にどちらが経済的なのか判断できない相見積があった。内容の異なる見積は、相見積であるとは言えないことから、同様の内容ごとに相見積を取る必要があると考える。	

《補足》

今回のケースは、一つの目的を達成するために複数の企業に相見積を取ったものであり、見積項目に関する詳細な指定が不足しており、この結果、事業内容の仕様が異なる見積書となってしまった。また、おおいたスタートアップセンターとしても、実施詳細について具体的に決めていなかったことから金額の安いほうを採用したことによるものである。このように、事業者の提案を参考に事業内容を決定する場合は、企画提案競技を採用しても良かったのではないかと考えられる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「創業の裾野拡大と新たな付加価値を生むベンチャーの輩出」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① おおいたスタートアップセンターによる指導・助言や商工会等との連携による県内各地域での創業促進
- ② クラウドファンディングによる資金調達から販路開拓に至るまでの事業段階に応じた細かな支援
- ③ 民間創業コミュニティ等と協働した更なる創業案件の掘り起こし
- ④ 県外のファンド等と連携したベンチャー志向の創業者を集中支援する仕組みの構築

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「創業支援件数」は、直接的な効果指標であるが、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。

なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業K P Iは、先行型交付金事業として、本成果指標と同じ指標を採用しているが、推進交付金事業としては、「創造県おおいたクリエイティブ産業チャレンジ事業」の一部に組み込んで、新たな成果指標として「創業による就業者数の増加」を採用している。

3. 起業家成長促進事業補助金の審査員の利害関係の有無

起業家成長促進事業費補助金の審査に当たり、審査委員の審査対象会社等との利害関係の有無については、審査委員が大分県職員、産業創造機構職員及び大分県信用保証協会職員により構成されており、申請者と直接的な利害関係はないと考えているため、利害関係については特に確認を行っていない。

イ 大分発ニュービジネス発掘・育成事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		28,068千円
H19～	28,068千円	内訳	一般財源	28,068千円
担当課等	経営創造・金融課、産業創造機構			

i 事業の目的

ベンチャー企業を創出し、県内産業の活性化を図るため、県内外を問わず、広く全国からビジネスプランを公募し、審査会において新規性・成長性等が評価された優秀なプランを作成した企業を表彰するとともに、県内での事業化を促進するため総合的な補助金の交付とフォローアップを行う。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
事業化促進のための補助金	千円 20,000	27年度受賞企業に総額20,000千円の補助金交付（27年度受賞企業：最優秀1、優秀2、審査員特別賞3）	補助総額： 県20,000千円
ビジネスプラングランプリの実施	7,622	ビジネスプラングランプリの公募、審査、表彰	補助率：県10/10 交付先： 産業創造機構
受賞企業のフォローアップ	446	経営に関する助言等による事業化や成長のための支援	産業創造機構と 共同で実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	事業化促進のための補助金交付企業数(社)	4	4	6 [5]	a	A
	ビジネスプラングランプリ応募企業数(社)	49	56	61 [50]		
	過去受賞企業のフォローアップ対応件数(回)	—	26	29 [27]		
成果	受賞前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合(%)	61.4	66.7	64.8 [50.0]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標についても129.6%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

第13回ビジネスプラングランプリ(平成27年度実施)の受賞企業に対して、ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領、大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金交付要綱、大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した。

指摘	06-S	補助金交付要綱について
改善事項	出張旅費については、実務上、旅費の領収書と一緒に成果物(出張報告書等)を添付するようにしているが、要綱では特に規定していなかった。出張については、その必要性の検証が重要であることから、要綱に成果物を添付する旨を明記する必要があると考える。	

《補足》

出張旅費については、特に公費から支出されているものであることから、出張の必要性を立証できなければならないと考えられる。このため、規程でルール化しておくことが望ましい。

指摘	07-S	補助対象経費について
不備事項	補助金を使用する内訳について、平成28年度大分発ニュービジネス発掘・育成事業変更承認申請書（以下、変更申請書）に理由が記載されていない変更があった。交付要綱においては、20%以内の増減は軽微の変更と定めており、この軽微の変更に該当しないものについては、変更申請書に変更の理由を記す必要があると考えられる。このため、一定の変更があった際には変更理由の記載を徹底すべきである。	

《補足》

ある会社への補助金の内訳について、変更申請書においてマーケティング費用を圧縮し人件費に振替えたいという理由で機械装置・工具費を3,240千円から1,971千円に減少させ、人件費を0円から972千円に増加させていた。この点、人件費とは別に不動産借用経費についても378千円から1,080千円に増加させていたが、20%を超える増減であるにも関わらず、この不動産借用経費が増加する理由については変更申請書には特に記載がなかった。

B. 事業の管理について

指摘	08-S	成果指標の算出方法について
改善事項	成果指標の算定資料を確認したところ、一部企業に関して古い決算期の数値をもとに計算していたり、既に倒産や事業を停止している会社や者もカウントして指標を算出していた。このため、算出された成果指標が実態と異なる可能性があり成果指標の算出方法を見直す必要があると考える。	

《補足》

算定資料の内容としては直近5年ぐらいまでの受賞企業であれば決算期もそこまで古くなく、また県としても受賞企業のフォローアップができています。このため、直近5年ぐらいの受賞企業を対象として成果指標を算定するのが適当であると思われる。

C. 産業創造機構への往査

(1) 第14回大分県ビジネスプラングランプリの実施状況

地域経済の活性化とベンチャー企業の創出を図るため、全国から募集したビジネスプラン61件を審査した結果、最優秀賞1件、優秀賞2件、奨励賞2件を選定した。

また、これまでの受賞者に対し、大分県と連携し、専門家派遣などのフォローアップ支援を行っている。

第14回受賞ビジネスプランの概要

受賞者	プランの概要	受賞内容
(株)サークル・ワン	「見える安心」、「つながる安心」、映像配信型ホームセキュリティシステム「アポロン」の事業化	最優秀賞
(株)グリーンファームテクニカルシステムズ	LAMP法を応用した農産物病害迅速診断検査薬の開発	優秀賞
(株)ブライテック	モータの高効率化を実現する高精度磁気特性測定装置の開発・販売及び受託測定サービスの展開	優秀賞
ライフデザインラボ(株)	急な発熱に完全対応！！病気で保育園や小学校に行けない子どもを預かる業界初サテライト型病児保育事業の創業	奨励賞
ima アグリサービス	人の健康と土の健康を未来につなぐ有機農業システム「由布川オアシス」の実施	奨励賞

(2) 大分県ビジネスプラングランプリ開催事業の事務の執行について

ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領、大分県ビジネスプラングランプリ審査等取扱方針、ビジネスプラングランプリ実施事業「第14回大分県ビジネスプラングランプリ」の公募要領に基づいて、実施している。(事業費 7,558 千円)

指摘	09-S	講師謝金について
改善事項		<p>ビジネスプラングランプリ表彰式の記念講演の講師謝金について、伺い書で支出自体の決裁は行っているものの、規程に則った謝金額ではない理由及び謝金額の算定根拠が特に記されていないなかった。</p> <p>このため、特別の理由により規程を超える額の謝金を支払う際は、伺い書にその理由及び金額の算定根拠を記載するとともに責任者の承認を得る必要があると考える。</p>

《補足》

一般的な講師等に対する謝金としては企業役職員で役員以上の場合、1時間当たりの単価が10,000円と産業創造機構の「講師に対する謝金及び旅費等に関する規程第2条別紙」で規定されているが、記念講演を依頼した方はベンチャー企業の発掘育成に優れた実績を残している人物であり、また講演という依頼内容からも単価10,000円での謝礼は一般的には低すぎると思われる。このため、規程に則らずに特別な決裁を行うこと自体は問題ないと考えられる。

しかしながら、著名人に対する講演会の講師謝金は高額であるケースが多い。このため、講演会の内容及び講師の経歴等も勘案して、過度に高額とならないように注意する必要があるため、理由や算定根拠についても伺い書に記載する必要があると認められる。

指摘	10-S	経常的に支出する審査員の謝金について
改善事項	ベンチャー目利き委員会委員（ビジネスプラングランプリの審査員）の謝金について、特に算定根拠がないまま支出が決裁されていた。この謝金については、毎年同額を経常的に払っているため、ビジネスプラングランプリ実施事業実施要領等で審査員の謝金の額を定め、毎年実施要領に従って支出するように変更することが望ましい。	

《補足》

本来であれば講演会の講師謝金の改善事項（指摘 09-S）と同様、理由及び算定根拠を記したうえで決裁をすべきである。しかしながら、審査員の謝金については、講師謝金とは異なり毎年同額を経常的に支払っており、実際過去 14 回支払額は変更されておらず、また今後も変更する予定がない。このため規程で定めても特に問題はないと思われる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「創業の裾野拡大と新たな付加価値を生むベンチャーの輩出」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 全国からビジネスプランを公募し、優秀なプランの顕彰と県内での事業化を支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「受賞前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合」は、直接的な効果指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは、独立した本事業単独の成果指標である。

受賞したビジネスプランにより売上が増加した又は雇用者を増やしたといった成果を上げているかどうかを検証し成果指標として採用している。

3. ビジネスプラングランプリ審査員の利害関係確認

ビジネスプラングランプリの審査員である「ベンチャー目利き委員会委員」について産業創造機構及び大分県庁の職員ではなく外部の有識者に依頼している。そして依頼するにあたり「大分県ビジネスプラングランプリ審査等取扱方針」に従い、以下の利害関係者に該当する場合は、関係する委員は当該事業計画書の審査をすることができない旨を定めている。

ア 応募者が、委員の四親等以内の血族、三親等以内の姻族及び配偶者である場合。

イ 委員又は委員の所属する機関が応募者に対して、出資を行っている場合。ただし、一次審査の場合には、50%を超える出資を行っている場合とする。

この点、確認している内容は上記の2件のみであり、これらの他にも審査結果に影響を及ぼすと考えられる事項については確認していなかった。また、確認方法も口頭で確認するのみで書面による確認を実施していなかった。

ア 農業企業者育成対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		9,640千円
H17～	11,884千円	内訳	国庫支出金	1,560千円
担当課等	新規就業・経営体支援課		一般財源	8,080千円

(注) 国庫支出金は、協同農業普及事業交付金である。

i 事業の目的

農業生産の担い手確保・育成に向け、将来の中心的担い手である農業青年の育成・支援や「大分県担い手育成総合支援協議会」の活動支援を行い、経営感覚に優れた認定農業者、農業法人を育成する。

また、異業種からの企業の農業参入を促進するための事業を実施する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農業青年育成対策	千円 1,582	農業青年の資質向上を図るため、プロジェクト活動、全国及び九州の組織との交流等、農業青年組織の充実強化を図る。	国 10/10
指導農業者活動対策	1,170	農業青年の育成に指導的役割を果たす指導農業者との連携強化、資質向上を図る。	県 10/10
担い手育成総合支援協議会活動支援	9,032	認定農業者へのフォローアップ体制を確立し、経営相談、経営指導等の支援を行う。また、認定農業者の法人化を支援するため、研修会や相談会を開催する。	県 10/10
農業企業者参入促進	100	農業分野への企業参入を推進するために誘致活動を行う。(直接実施)	

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は行っていない。

iv 関連法令等

法令：農業改良助長法、農業改良助長法施行令

国の要領等：協同農業普及事業交付金交付要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

指導農業士活動実施要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成」の中の取組「経営感覚の優れた担い手の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 産地をマネジメントする若手リーダーの育成

2. 事務事業評価を行っていない理由等

農業青年組織や大分県担い手育成総合支援協議会等への補助事業であり、經常予算の範囲内で実施しているため事務事業評価は実施していない。

イ 農業経営体法人化推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		5,574千円
H28～H30	16,465千円	内訳	国庫支出金	4,876千円
担当課等	新規就業・経営体支援課		一般財源	698千円

(注) 国庫支出金は、農業経営力向上支援事業費補助金である。

i 事業の目的

認定農業者等の経営意識の向上及び経営拡大を促進し、地域に根付く持続可能な力強い経営体を育成するため、法人化により経営の高度化を目指す農業者等の取組を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
法人設立支援	千円 1,539	法人化に向けた意向調査の実施	国 1/2、県 1/2
	253	振興局ごとの地区別研修会の実施	国 10/10
	899	法人育成研修会の実施	国 10/10
	1,488	法人化に向けた専門家派遣	国 10/10
	11,100	法人設立時の登記費用等の助成 －個別経営体の法人設立 －複数経営体の法人化、集落営農 法人の設立等集落営農組織化	－県 1/2、市町村 1/2 －国 10/10
	1,186	集落営農法人経営研修会	国 10/10

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	法人育成研修会等の実施回数(件)	/	/	4 [4]	a	A
成果	農業法人数(法人)			781 [823]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は開始事業である。活動指標については目標値を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標については未達であるが、94.9%の達成率で90%を上回っているため、a (3点) 評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：食料・農業・農村基本法

国の要領等：担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱

農業経営力向上支援事業実施要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県農業経営体法人化推進事業費補助金交付要綱、大分県農業経営体法人化推進事業実施要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について
特に指摘すべき事項はない。

C. その他
特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業の関係

プラン 2015 の施策「経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成」の中
の取組「経営感覚の優れた担い手の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として
いる。

- ① 経営の高度化研修などによる地域・産地のモデルとなる経営体の育成と法人化の
推進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「農業法人数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及
び大分県版総合戦略の施策 K P I と一致している。ただし、大分県版総合戦略のアクシ
ョンプランの事業とはなっていない。

成果指標である「農業法人数」は、県全体の数値であり、他の事業にも影響される。
また、増加するだけでなく、諸般の事情で減少することもあるので、総合的な効果指標
と言える。直接的な指標を設定するならば、「本事業で増加した農業法人数」が考えら
れる。

ウ 企業等農業参入推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		29,045 千円
H20～H31	64,323 千円	内訳	一般財源	29,045 千円
担当課等	新規就業・経営体支援課			

i 事業の目的

県内外の企業の農業分野への参入を効果的に推進するため、農業参入を志向する企業
等に対する総合的な支援を行う。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
参入企業総合支援対策	千円 60,798	① 企業誘致初動対策(直接実施) 企業の迅速な意思決定を促すため、参入候補地の草刈等を実施する。	
		② 試験的小規模参入促進対策 試験的な小規模参入のための資機材リース代等の経費を助成する。	2,100千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		③ 遊休施設利用促進対策 遊休ハウス(ハウス被覆・骨組等、作業小屋等)を改修する経費を助成する。	9,000千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		④ 基盤整備等支援対策 水利施設、農地、園内道路、鳥獣害防止柵等、企業等が参入する農地・施設等の基盤整備費を助成する。	10,000千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		⑤ 汎用機械等整備促進対策 トラクター、農機具格納庫等汎用性のある機械、施設等の購入経費を助成する。	6,000千円まで 県 1/3 市町村 1/6
		⑥ 参入促進対策 活力あふれる園芸産地整備事業における「その他品目」の末端補助率を「戦略品目」並にかさ上げする。	活力あふれる園芸産地整備事業で定める補助率による
		⑦ 栽培技術習得対策 異業種から参入する企業が、必要な栽培技術を習得する研修経費を助成する。	25千円/月まで 県 1/2 市町村 1/2
誘致推進対策	3,525	誘致セミナーの開催等(直接実施)	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	面談企業数(社)	392	559	517[300]	a	A
成果	農業参入企業件数(社)	17	20	21 [20]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標については105%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点

が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

企業等農業参入推進事業費補助金交付要綱、企業等農業参入推進事業実施要綱、企業等農業参入推進事業実施要領に基づき、補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	1 1 - N	活動指標の目標値の設定について
改善事項		活動指標のうち「面談企業数（社）」については、目標値を過去の実績に基づいて300社と設定している。しかしながら、平成27年度の実績においては、559社の面談を行い、成果指標の目標である20社を達成していることから見て、成果指標の目標値を達成するためには、300社という活動指標の目標は少ないと思われる。このため、活動指標の目標値を毎年適宜更新して、適切な目標値に設定する必要があると考える。

《補足》

目標値である300社は以下のとおり算定している。

過去の実績（平成23～26年度）

① 面談企業数 1,246社

② 農業参入企業件数 87社

③ 面談企業数のうち農業参入に結びついた割合（②／①）＝7.0%

成果指標の目標20社／7%＝285社 ⇒ 300社を活動指標の目標値として設定

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業の関係

プラン2015の施策「構造改革の更なる加速」の中の取組「将来を担う新たな経営体の確保・育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

① 食品企業や福祉事業者などに対する誘致活動の推進と参入企業の経営力強化

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「農業参入企業件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した指標であるが、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」（巻末資料 C-3 参照）の目標指標と一致している。

農業に参入する全ての企業が本事業による支援を受けており、直接的な効果指標と言える。なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業とはなっていない。

エ 参入企業経営強化推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		1,661 千円
H26～H31	2,252 千円	内訳	一般財源	1,661 千円
担当課等	新規就業・経営体支援課			

i 事業の目的

地域での雇用促進や耕作放棄地の解消、大分県産品のブランド力の強化を図っていくため、参入企業に対して経営目標達成に向けた課題解決支援を行い、年間販売額 1 億円以上の企業の育成を進める。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
重点企業支援 対策事業	千円 1,062	参入企業の中から20社を重点支援企業に指定し、地域農林業の「核」となる全国トップレベルの経営体となるよう支援する。 ①技術改善のための実証調査 指定企業の栽培技術改善にあたって新技術等の導入に係る実証を行う。 ②プロジェクトチームによる支援 中小企業診断士等の専門家を交えたプロジェクトチームを組織し、指定企業の経営規模拡大を支援する。	①直接実施 ②補助率： 県 1/2

事業区分	予算額	活動内容	備考
参入企業支援 対策事業	千円 1,190	参入企業の経営計画達成(目標達成企業に対し ては、さらなる高い経営目標へと誘導)に向けた 研修会を実施する。 ①人材育成研修会(年2回開催) 農業独自の課題を解決するための人材育成に 特化した研修会と情報交換会を実施する。 ②経営力強化支援 参入企業の経営実態の把握や課題解決のため の指導を行う。	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	人材育成研修会開催回数(回)	—	—	2 [2]	a	A
	プロジェクトチームの設置企業数(社)	18	18	20[20]		
成果	年間販売額1億円以上の参入企業数(社)	11	15	17[17]		

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については全て目標値を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標については100%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県農業カウンセラー設置・派遣要綱、技術改善に係る実証調査実施要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

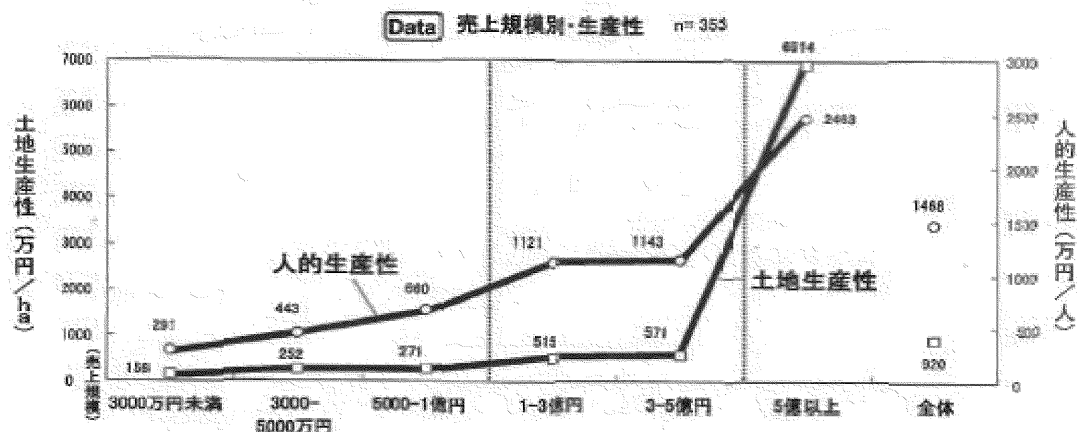
B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

なお、社団法人(現 公益社団法人)日本農業法人協会が実施した農業法人実態調査(会員である農業法人等を対象に経営の概要や経営発展の動向、地域での取組、政策への意

向等を調査したもの)において、売上高1億円から土地生産性及び人的生産性が高まる
ことが報告されている(次図参照)。このため、売上高1億円以上の企業数を成果指標
として採用している。

●売上高1億円から高まる生産性
・土地生産性 ・人的生産性



(注) 社団法人 日本農業法人協会「21世紀農業法人のスガタ・カタチを探る<2000年度 農業法人実態調査結果>」より抜粋

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業の関係

プラン2015の施策「経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成」の中
の取組「経営感覚の優れた担い手の育成」で記載されている次の取組事項を一つの事業として
いる。

- ① 地域との連携による規模拡大や品目の拡大など参入企業の経営安定・強化

2. 事務事業評価の成果指標

成果指標の「年間販売額1億円以上の参入企業数」については、プラン2015にお
ける施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単
独の指標である。

成果指標は県全体での数値であるが、本事業は参入企業の全てを支援対象として
いるため、直接的な効果指標に近い指標と言える。

なお、大分県版総合戦略のアクションプランの事業とはなっていない。

オ 集落営農構造改革対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		28,221千円
H28～H32	42,274千円	内訳	国庫支出金	4,329千円
担当課等	農地活用・集落営農課		一般財源	23,892千円

(注) 国庫支出金は、地方創生推進交付金である。

i 事業の目的

経営の多角化や規模拡大により集落営農法人の経営基盤を強化するとともに、これまでの集落営農構造を見直し、担い手不在集落の対応や就農支援等、総合的に地域農業をサポートする新たな組織づくりを推進する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分		予算額	活動内容	補助率	
地域を担う集落営農法人の強化	経営多角化推進事業	千円 2,000	園芸品目を新たに導入する集落営農法人等に対する栽培実証に係る経費を支援	県1/2	市町村1/4
	経営多角化条件整備事業	4,000	園芸品目を本格導入する集落営農法人等に対する農業用機械、施設の導入を支援	県1/3	市町村1/6
	大規模経営体育成事業	12,000	25ha以上の大規模経営体を目指す集落営農法人に対する農業用機械の導入を支援	県1/3	市町村1/6
	法人間連携組織育成事業	6,666	機械の共同利用等に取り組む連携組織に対する農業用機械、施設の導入を支援	県1/3	市町村1/6
広域営農システムの構築	地域農業経営サポート機構育成事業	12,000	担い手不在集落の営農や新規就農支援等、地域農業を総合的にサポートする複数の担い手から構成された組織または連携組織等に対する設立・運営の経費を支援（3カ年継続）	一年目	県1/2 市町村1/2
				二年目	県1/3 市町村1/3
				三年目	県1/4 市町村1/4
	担い手確保支援事業	2,400	新規就農者の育成に取り組む地域農業経営サポート機構に対する育成経費を支援（2カ年継続）。	県1/2	市町村1/2
推進費		3,208	担当課における推進経費		

(注) 補助金は市町村経由で交付している。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	経営力強化重点指導対象法人の選定数(法人)			16[8]	a	A
	地域農業経営サポート機構の設立数(累積数)			2[2]		
成果	担い手不在集落数(集落)			1,721 [1,967]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度からの開始事業である。活動指標については全て目標を上回っているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても 112.5%の達成率となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

なお、成果指標の「担い手不在集落数」は、平成 27 年度末 2,038 集落で、最終目標は平成 32 年度 1,346 集落となっている。

iv 関連法令等

法令：地域再生法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県集落営農構造改革対策事業実施要領、大分県集落営農構造改革対策事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行なわれているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

平成 29 年度の目標値（1,875 集落）を平成 28 年度の実績値（1,721 集落）が、既に大きく下回っており、平成 29 年度以降の目標値設定がこのままでよいのかという疑問が生じるが、振興局に配置している専門員ごとに細かく目標値が設定されているため、見直しは難しいとのことである。また、最終目標自体が厳しい数値なので、途中経過よりも最終目標の達成を重視している。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「構造改革の更なる加速」の中の取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」及び施策「元気で豊かな農山漁村の継承」の中の取組「快適で元気な農山漁村づくり」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 集落営農法人の人材確保や経営の多角化などによる組織力・経営力の強化
（「変化に対応した先駆的な経営体の育成」で記載）
- ② 中山間地域等における担い手不在集落の農地を域外の農業法人などが管理する仕組みづくり（「快適で元気な農山漁村づくり」で記載）

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「担い手不在集落数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、成果指標は県全体の担い手不在集落数であるが、大半この事業によって影響されるので、ほぼ直接的な効果を示す指標といえるとの担当課の見解である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランでは、推進交付金事業としては、「Ⅲ 地域を守り、地域を活性化する」に含まれる「くらしの和づくり・仕事づくり応援事業」の一部に組み込んで、その事業 K P I として「複数集落のネットワーク化の希望を叶えた集落数」を採用している。

2 新事業展開に係る取組

(1) 総合的な経営力強化

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済を牽引する企業の創出 ・新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興

II この分野における取組の基本方向

- ☆ 優れた経営基盤を生かした経営戦略により業容拡大を目指す地場中小企業に対し総合的な支援を行うほか、経営革新計画に基づくマーケティングや販路開拓への支援により、売上の拡大を図る。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・経営革新承認件数 平成31年度目標72件
【平成23～25年度平均55件】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 地域牽引企業創出事業	254,987	138,621
イ ものづくり産業地域連携推進事業	0	74,255
ウ 経営革新企業成長促進事業 (中小企業新事業活動促進事業)	64,100	34,944

ア 地域牽引企業創出事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		138,621千円
H26～H33	254,987千円	内訳	一般財源	138,621千円
担当課等	経営創造・金融課			

i 事業の目的

持続的な成長を通じ地域の雇用や産業活力を生み出し、県経済をリードする（地域を牽引する）地場中小企業を創出する。

ii 事業区分及び活動内容

基本的には、優れた経営基盤を活かし、5年以内に雇用人数を30人以上または付加価値額を1億円以上増加させる中期経営計画を有する地場中小企業を対象とし、高度人材の新たな確保やブランド力向上、機械等設備導入などに要する経費の一部を補助する事業であり、対象企業を中期経営計画の書類及びプレゼンテーション審査により認定する（巻末資料B-1「地域牽引企業創出事業スキーム」参照）。

事業区分	予算額	活動内容	備考
支援対象認定企業に対する補助事業	千円 246,300	①組織力強化事業費 新規高度人材確保、組織活性化に係るもの ②競争力強化事業費 商品・サービス力強化、市場環境調査等に係るもの ③機械等設備導入事業費 生産性や品質等の向上に係るもの(建物は除く)	補助率:県 2/3 補助率:県 1/2 補助率:県 1/2
支援対象認定企業へのフォローアップ	7,696	サポートチームによる支援(委託)	委託先: 大分ベンチャーキャピタル(株)
支援対象企業の認定	991	中期経営計画書の経営・技術評価(委託)	委託先: (株)ベンチャーラボ、中小企業診断士協会

(注) 補助の対象となる計画期間は3年間であり、1企業の補助金限度額は3年合計で60百万円(ただし、機械等設備導入事業費の限度額は30百万円)。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	認定企業に対する補助件数(補助企業累計)(件)	4	7	9[9]	a	B
	認定企業へのサポート回数(回)	12	24	34[36]		
	最終審査企業数(社)	19	17	18 [5]		
成果	経営計画を達成している認定企業の割合(%)	75.0	86.0	89.0 [100.0]	b	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「認定企業へのサポート回数」が未達であるが、全て目標の90%を上回っているため、a(3点)評価となっている。成果指標については、目標自体が認定企業全社達成(100%)となっているため、90%を下回る89%の達成率となり、b(2点)評価。両者の合計点が5点となるため、総合評価は「B、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県地域牽引企業創出事業実施要領、大分県地域牽引企業創出事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	1 2-S	成果指標について
勸奨事項		本事業の目的から考えると、成果指標については、達成している企業の割合よりも、達成している企業の数が見望ましいと考える。また、計画達成の判断にあたっては、あらかじめ判断の基準となる最重要数値を決めておくことが望まれる。

《補足》

本事業の目的は県経済をリードする(地域を牽引する)地場中小企業を創出することであり、数多くのそのような企業を生み出すことにある。しかし、毎年認定があるの

で母数である認定企業数が変化するため、計画達成割合では何社生み出されつつあるのか分からない。

平成 28 年度末における認定企業は 9 社で、うち計画達成 8 社、計画未達 1 社となっているが、計画達成・未達の判断が難しい。現状は、売上高、雇用者数、付加価値額のいずれかが達成していれば達成ということであるが、企業の業態等により重視する経営数値が異なると思われるので、判断の基準となる最重要数値を決めておくことが望まれる。

C. その他

大分県地域牽引企業創出事業「サポートチーム」取扱要領に基づきサポートチームによる支援を行っている。

経営支援業務委託先	大分ベンチャーキャピタル(株)	委託費 3,024 千円
サポート対象会社	(株)鳥繁産業、(株)エイビス、くにみ農産加工(有)、島田電子工業(株)、(株)イトウ、(株)ネオマルス、(有)松秀、大分デバイステクノロジー(株)、アドテック(株)	
サポート会議 (年 4 回開催)	認定企業の中期経営計画の進捗状況の確認、計画達成に必要な指導、助言を実施。	

なお、平成 29 年度からは、外部専門コンサルタント等と連携して販路開拓等の面で支援を強化している。

指摘	13-S	地域牽引企業として認定された企業のフォローについて
勸奨事項	事務事業評価は基本的に単年度評価であるため、効果の発現に長期間を要する場合の評価には、馴染まない面がある。本事業では、地域牽引企業といえるようなレベルに達したかどうかは本質的問題であるが、それに至るまで相当の時間がかかるので、事務事業評価とは別に効果をフォローすることが望まれる。	

《補足》

本質的には、地域牽引企業といえるようなレベルに達したかどうかは問題である。地域牽引企業のイメージとしては、数値的には、従業員 80 名以上かつ付加価値額 3 億円以上、定性的には、株式公開企業、ニッチトップ企業、下請から脱却した企業等他の企業の見本となるような企業ということである。

認定から 5 年後の段階で中期経営計画を達成していれば、一応地域牽引企業として認定することになっている。数値的には地域牽引企業のイメージまで到達するような中期経営計画をそもそも策定しているとは思われるが、定性的なイメージまでに到達するにはさらに相当の時間がかかる。したがって、地域牽引企業として認定された企業のその後の動向について注視して、事務事業評価とは別に効果をフォローする必要がある。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「地域経済を牽引する企業の創出」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 優れた経営基盤を活かし業容拡大を目指す地場中小企業を総合的に支援し、雇用や付加価値額の増加など県経済への波及効果を生む地域牽引企業の創出

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「経営計画を達成している認定企業の割合」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ ものづくり産業地域連携推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		74,255 千円
H28	0 千円（繰越額 100,000 千円）	内訳	国庫支出金	74,255 千円
担当課等	工業振興課			

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、平成 27 年度国の補正予算 100,000 千円を繰り越して充当している。したがって、平成 28 年度当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

県内中小企業の生産性の向上を図り、国内外の市場における製品競争力を強化するため、地域を挙げた連携活動により、地域経済の好循環を創出する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	補助率
設備導入、人材育成支援	1 億円 20 件予定 (10 市町村 × 2 件)	製造装置等及び専用ソフトウェアの購入、制作、借用、改良、運搬、据付・調整に要する経費(製造装置・工具器具費)の補助	県 1/4 市町村 1/4 上限各 500 千円
		生産性向上のための技能実習や企業間の事業連携に関する経費(人材育成費)の補助	
		国内外商談会等に係る経費及び海外展開に従事する人材を育成する経費(販路拡大費)の補助	
		特許権等の取得に要する弁理士手続き代行費用や外国特許出願に係る翻訳料等(知的財産権等関係経費)の補助	

(注) 事業計画の認定に基づき、市町村や地域金融機関・商工団体と連携して実施。販路拡大や知的財産権等関係経費は生産ラインの自動化・効率化のための製造装置等の導入に伴って発生するものに限る。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	28 年度	評価	
活動	支援件数(件)	/	/	21 [20]	a	A
成果	設備導入前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合(%)			76.1 [60.0]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度のみ事業である。活動指標については目標を達成しているため、a (3 点) 評価となっている。成果指標については 126.8%の達成率となり、a (3 点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、終了」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

ものづくり産業地域連携事業計画認定要領第4条の事業計画の認定を受けた事業者を対象とし、ものづくり産業地域連携事業実施要領、ものづくり産業地域連携事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

(1) 計画審査の概要

審査会の審査委員長は、工業振興課の産業企画監が就任している。事業実施主体は市町村であり、市町村ごとに計画認定の予算枠を設定している。

事業計画認定申請 ⇒	事業計画認定審査会 ⇒	事業計画認定通知書
事業計画書他添付	審査項目:認定要領第3条 項目毎の点数合計で市町村別に順位付け	審査結果を踏まえて、事務局が採択し、予算内で決定

各市町村は地域連携推進会議を設置し、認定された個別の計画を基に地域連携推進計画を策定し、連携するチームを明確化する。

(2) 地域連携推進会議でのフォロー

平成28年度のみ単発事業であるため、今後、事務事業評価による管理上の問題は生じないが、市町村の地域連携推進会議による取引拡大活動を通して5年間はフォローするとのことである。

指摘	14-S	事業終了後のフォローについて
勸奨事項		本事業のような地域連携の枠組みによる生産性向上や販路拡大の取組が効果的であったか検証するため、市町村の地域連携推進会議のフォロー結果を活用して、県として評価することが望まれる。

《補足》

事業の進め方としては、ユニークな枠組みでの取組に思われるので、単発事業で終わってしまうのは惜しいように感じる。

前述の「地域牽引企業創出事業」における支援企業の認定は、大型の補助事業ということもあり、かなり厳しい。そこで、「地域牽引企業創出事業」の支援企業として認定

されなかった企業を救って、意欲を持続させる事業も欲しいところである。

市町村の地域連携推進会議のフォロー結果を検討すれば、「地域牽引企業創出事業」の俎上に載る前段階の企業を育成支援するためのヒントにもなる。地域連携の範囲を一市町村内に限定しなければ、県として取り組む意味も増すと考える。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 製品開発・事業化プロセス全体へのソリューション提供による製造業のサービス化支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「設備導入前に比べ売上又は雇用を増加させた企業の割合」は、直接的な効果を示す指標である。また、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業K P I は、加速化交付金事業として「中小製造業の製造品出荷額」を採用している。

ウ 経営革新企業成長促進事業（中小企業新事業活動促進事業）

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		34,944千円
H12～H29	64,100千円	内訳	諸収入	16千円
担当課等	経営創造・金融課		一般財源	34,928千円

i 事業の目的

中小企業者の経営革新への取組を推進するとともに、販路開拓等を支援することで、企業の稼ぐ力を創出する。

ii 事業区分及び活動内容

中小企業者等が知事の承認を受けた経営革新計画に従って行う事業に係る経費を補助する。

事業区分	予算額	活動内容	備考
経営革新企業 成長促進事業 費補助金	千円 57,000	経営革新計画承認企業の中から販路開拓事業等を行うものに対して、経費助成	補助率： 県 1/2
中小企業新事業活動促進事業	7,100	中小企業が作成した経営革新計画の審査・承認 承認企業に対するフォローアップ調査(中間・終了)の実施	直接実施

(注) 補助金の限度額は 150 万円 (ただし、処遇改善に取り組む事業者については、限度額 200 万円) となっている。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	経営革新に関する相談(件)	148	149	153[144]	a	A
	支援者等への制度等説明(件)	21	23	22 [16]		
成果	経営革新計画承認件数(社)	91	91	96 [72]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標の 90%を達成しているため、a (3 点) 評価となっている。成果指標については 133.3%の達成率となり、a (3 点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県経営革新企業成長促進事業実施要領、大分県経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画審査要領、大分県経営革新企業成長促進事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、平成 28 年度は 35 社に対して補助金を交付している。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

指摘	15-S	経営革新企業成長促進事業費補助金事業計画の審査について
不備事項	事業計画審査表において、評価をD又はEとした場合には、審査表に必ずその理由をコメント欄に記載しなければならないとなっているが、記入されていない審査表があった。このため、コメントの記入を徹底する必要がある。	

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の出組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の出組事項を一つの事業として位置付けている。

① 中小企業の経営力を向上させる経営革新への取り組み支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「経営革新計画承認件数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策K P I と一致している。

本成果指標は、直接的な効果を示す指標であるが、「チャレンジする中小企業と創業の支援」という施策を構成する代表的な事業であるとして、その成果指標を目標指標や施策K P I として採用している。

大分県版総合戦略アクションプランでの事業K P I は、先行型交付金事業として「計画達成企業数」を採用している。

ア 農地中間管理推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		280,177千円
H26～H35	976,684千円	内訳	国庫支出金	10,104千円
担当課等	農地活用・集落営農課 農業公社		繰入金	252,959千円
			その他	849千円
			一般財源	16,265千円

(注1) 国庫支出金は、農地中間管理機構事業費補助金である。

(注2) 繰入金は、大分県農地中間管理事業等推進基金からの繰入れである。

i 事業の目的

農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を設置し、農地を集積・集約化し、意欲ある担い手に貸し出すことにより、農業の競争力の強化に向けた構造改革と生産コストの削減を推進する。(巻末資料B-4「農地中間管理機構制度の概要」参照。)

ii 事業区分及び活動内容

機構法の施行を受けて、平成26年度に公益社団法人大分県農業農村振興公社(以下、農業公社という。)が農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構の認定を受けている。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農地中間管理事業	千円 139,480	機構が農用地等を借り入れて、担い手に貸し付ける事業を行うのに必要な経費を補助する。	国7/10相当額 交付先:農業公社
機構集積協力金 交付事業	640,000	<p>①地域集積協力金 市町村の地域内農地が一定割合以上を機構に貸し付けている場合に、貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付する。</p> <p>②経営転換協力金 経営転換又はリタイアする農業者が機構に全農地を貸し付けることにより、その面積に応じた金額を交付する。</p> <p>③耕作者集積協力金 機構の借受農地に隣接する農地を貸し付け、受け手に貸し付けられた場合に、交付単価にその面積を乗じた金額を交付する。</p>	国10/10 市町村に交付し、市町村経由で農地の貸し手へ交付

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農地売買支援事業費補助	千円 16,841	担い手が農地を集積するための売買を、機構が支援するのに必要な経費を補助する。	国 6/10、県 4/10 交付先：農業公社
農業委員会連携事業費補助	5,500	農地の集積・集約化を加速するため、農地や所有者の情報を持っている農業委員会と連携して、出し手の掘り起こしやマッチングを促進する。	国 10/10 交付先：農業委員
農地集積専門員活動経費	16,797	地域における農地の集積を推進するため、各振興局に一人ずつ農地集積専門員を配置する。(直接実施)	
農地中間管理事業等推進基金への積立	151,699	農地中間管理機構事業や機構集積協力金交付事業に使用する基金に積立	
推進費	6,367	担当課における推進経費	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	① 機構集積協力金を交付した市町村数(市町)	8	15	14 [17]	a	A
	② 農地中間管理事業に係る市町村等説明会の開催(回)	5	5	8 [5]		
	③ 農地集積専門員による担い手訪問数(回)	—	—	968 [300]		
	④ 集積強化に向けた農業委員会への訪問数(件)	—	—	17 [17]		
成果	農地集積率(%) (県全体の耕地面積に対する割合)	33.8	36.2	38.2 [40.0]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については「機構集積協力金を交付した市町村数」が未達であるが、予算割合による加重平均で算出した達成率は 90%を上回るため、a (3 点) 評価となっている。成果指標についても未達であるが、達成率は 95.5%で 90%を超えているため a (3 点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：農業基盤強化促進法、機構法

国の要領等：農地集積・集約化対策事業実施要領、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱、農地売買支援実施要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 農地中間管理機構(農業公社)への補助金

大分県農地集積・集約化対策事業費実施要領、大分県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、農地中間管理機構の業務については、後述Cを参照。

(2) 農業委員会連携事業費補助

農業委員が出し手と受け手のマッチングを行った際に、1件当たり1万円を交付するもので、平成27年度補正予算で設置し、平成28年度から本格的に推進予定であった。

しかし、平成28年4月の農業委員会法の改正により、農地集積活動が農業委員の本業業務となったため、国の予算を活用した交付はできないこととなった。よって、平成28年度の実績はない。

(3) 機構集積協力金交付事業(県直接事業)

(1)に記載の要綱等に基づき、市町村経由で交付しており、特に指摘すべき事項はなかった。

(4) 農地集積専門員活動経費

農業者から情報収集等を行う農地集積専門員(6名)の人件費や旅費交通費等の活動経費である。

B. 事業の管理について

昨年度の事務事業評価では、活動指標として「農地中間管理事業推進会議の開催」「農地中間管理事業に係る市町村等説明会の開催」を挙げ、それぞれの回数を記載していたが、今年度の事務事業評価では、活動指標を変更している。今年度の活動指標のうち「農地集積専門員による担い手訪問数」については、農地集積専門員を平成28年度より各振興局に配置したため、当該指標を追加したものである。なお、当該指標を掲げるならば、「農地集積専門員による出し手への訪問数」は把握できないのかという疑問が生じ

る。この点、担い手への訪問の中で借り受け希望があれば、必要に応じて出し手情報を探すことになるので、直接出し手へ訪問するのは、担い手の希望で同行する場合や市町村等から特に要請される場合に限られるとの説明であった。

C. 農業公社への往査

農地中間管理機構として行う農業公社の業務は以下のようなものである。

(1) 農地中間管理事業（農地の貸借による集積）

農地中間管理機構として発生する人件費、諸経費が国及び県からの補助金として農業公社に交付されている。〔平成 28 年度交付実績 98,592 千円〕

〈農業公社の事務手続の概要〉

- ① 借り手より「農地等借受け申出書」の提出。
(注) 提出時点である程度貸し手と話が出来ているケースが多い。
- ② 「借受希望者リスト」を作成し、公表する。
市町村が上記リストと農地所有者の情報等を調整して、「農用地利用集積計画」(農用地貸付調書)と「農用地利用配分計画」(農用地借受調書)の案を作成する。
- ③ 「農用地利用集積計画」と「農用地利用配分計画」(添付書類含む)の書類審査を行い、不備があれば是正して農業委員会へ付議する。
- ④ 農業委員会で審議後、「農用地利用集積計画」の市町村公告及び「農用地利用配分計画」の県公告が完了することで貸し手及び借り手と農地中間管理機構との契約が完了。
- ⑤ 賃貸料を農業公社経由で借り手から貸し手に支払うことになる。

(2) 農地売買支援事業費補助(農地の売買による集積)

農地中間管理機構として農業公社で発生する以下のような事務に係る費用を国、県が補助している。〔平成 28 年度交付実績 16,841 千円〕

〈農業公社の事務手続の概要〉

- ・売却希望農地を農地中間管理機構で一旦買い上げて登記する。
 - ① 農用地のあっせんの申し出(売主から農業委員会)。
 - ② 農業委員会から農業公社に連絡、農業公社で買入価格の算定調書作成。
 - ③ 現地確認後、買入審査。
 - ④ 農業委員会より農業公社へ契約関係書類送付、農業公社が同意書類返送。
 - ⑤ 農業委員会総会で決議して買入。
- ・買入希望者に売り渡す場合も同様に農業委員会を経由。
- ・農地の貸借事業と異なり、農業公社の買入時及び農業公社からの売渡時に「農用地利用集積計画」の公告を行う。

D. その他

機構集積協力金交付事業については、予算 640 百万円に対して実績 134 百万円となっている。

これは、年度途中で国の制度変更があり、「耕作者集積協力金」が 1 万円/10a から 5 千円/10a に、「経営転換協力金」が定額交付から 3 万円/10a に、「地域集積協力金」が新規分と更新分に区分され更新分が大幅減額されたことによる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「構造改革の更なる加速」の中の取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 農地中間管理事業などを活用した農地の集積、大区画化による低コスト生産の促進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「農地集積率(県全体の耕地面積に対する割合)」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した成果指標であるが、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」(巻末資料 C-3 参照)として定められている指標と一致している。

このため、総合的な効果を示す指標を成果指標として採用しており、後述の「イ 農地集積・集約化推進事業」の成果指標と同じである。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

なお、農地中間管理機構を通す担い手への農地の集積は、大分県の場合 30%程度と推計される。したがって、単に県全体の集積率を成果指標とすることは、当該事業の評価としては分かりにくいので、「農地中間管理機構が直接関係した農地の集積面積」を事業の成果欄に別途記載している。

イ 農地集積・集約化推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		62,756千円
H27～H29	40,000千円	内訳	一般財源	62,756千円
担当課等	農地活用・集落営農課			

i 事業の目的

農地を集積・集約化による生産性の向上を図るため、担い手自らが農地中間管理事業を活用して行う農地の集積に対して支援を行う。

《補足》

コメ政策の見直しに対応し、低コスト生産と水田フル活用を実現するため、農地の集積・集約化による農業の構造改革を加速し、コメの生産調整廃止後も持続可能な生産が行える大規模経営体を育成することを企図している。

ii 事業区分及び活動内容

農地の集積面積に応じて、担い手側に一時的な補助金を交付するものである。ただし、農地の集約（既経営農地との連たん、連たんしない場合には概ね5反以上(中山間地域は概ね3反以上)のまとまった農地であること）が要件となっている。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
農地集積担い手交付金交付事業	千円 40,000	規模拡大に取り組む意欲的な農業者が、新規に利用権設定した農地に対し、農地集積担い手交付金を交付する。	定額 20,000円/10a

(注) 年度途中で予算の増額補正 29,958千円を行っている。

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	農地集積専門員による担い手訪問数(回)	/	—	968[300]	a	A
成果	事業により担い手への集積・集約が進んだ農地面積(ha)		121	319 [200]	a	

(注) 成果指標の農地面積は、補助金の交付対象面積である。

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については目標を達成しているため、a(3点)評価となっている。成果指標についても159.5%の達成率となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令:機構法

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県農地集積担い手交付金交付事業実施要領、同実施基準、大分県農地集積担い手交付金交付事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行なわれているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

なお、市町村ごとにとりまとめて、補助金を交付しているが、平成 28 年度は別府市、津久見市への交付はなかった。

B. 事業の管理について

昨年度の事務事業評価では、活動指標として「事業説明パンフレットの作成配布」、「広告媒体による農業者への周知」を挙げ、それぞれの回数を記載していたが、今年度の事務事業評価では、「農地集積専門員による担い手訪問数」に変更している。農地集積専門員を平成 28 年度より各振興局に配置したため、より適切な当該指標に入れ替えたものである。ただし、農地中間管理推進事業でも同じ指標を使っているが、どちらの事業で動いたかは分けられないので同じ数値を掲載している。

なお、成果指標は昨年度と同じである。

C. その他(本事業の趣旨)

農地の受け手側に交付する 1 回限りの助成金であるが、その用途については特定されていないため、本事業の趣旨を詳しく聴取した。

本事業は、自ら農地集積を推進する農業経営体を支援するために交付金を交付する事業である。特定の行為に対する負担を補助するものではなく、受け手の集積意欲向上を図り、受け手による集積を奨励するために報奨として交付していることから、その用途に制限は設けていない。

実際に農地の出し手と借受の交渉を行うのは、受け手である担い手である。連たん農地は受け手として貸してもらいたい農地であるが、交渉の負担感から借受を諦め、比較的借りやすい遠隔地の農地を借受けるケースも多い。その結果、受け手の管理する農地が、分散錯圃状態になっている現状がある。このため、担い手が交渉を行うことへの奨励金あるいは手間賃的な意味合いで補助金を交付しているとの説明であった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「構造改革の更なる加速」の中での取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」に記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 農地中間管理事業などを活用した農地の集積、大区画化による低コスト生産の促進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「事業により担い手への集積・集約が進んだ農地面積」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した成果指標である。本事業による農地面積に限定していることから、直接的な指標とみなされる。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

ウ 攻めの水田農業構造改革事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		214,199 千円
H26～H28	37,493 千円（繰越額 80,854 千円）	内訳	国庫支出金	107,845 千円
担当課等	農地活用・集落営農課		諸収入	90,921 千円
			一般財源	15,433 千円

(注1) 国庫支出金は、経営体育成支援事業費補助金であり、国の平成 27 年度補正予算に係る繰越額 80,854 千円から 78,621 千円を充当している。なお、平成 28 年度当初予算には、繰越額は含まれていない。

(注2) 諸収入は、国が造成した産地パワーアップ事業基金に係る基金管理団体からの助成金である。

i 事業の目的

特色ある売れる米づくりや機械導入等による低コスト化の推進により、米生産者の所得確保と次代を担う水田農業の経営体を育成する。

ii 事業区分及び活動内容

国の米政策の大転換の方針が固まり、水田農業を取り巻く環境は大きく変わろうとしている中で、強い水田農業づくりを早急に進め、永続的に生き残れる地域水田農業の体制を整備することを意図して、水田農業の中心的経営体を支援するものである。

事業区分	予算額	活動内容	補助率
次代を担う水田農業経営体育成対策事業	千円 32,679	①大規模経営体モデル育成支援対策 大規模経営体が規模拡大するための営農機械等の導入を支援する。	10,000千円まで 国3/10、県2/15、 市1/15 10,000千円超 県1/3、市1/6
		②経営体育成支援対策 中心的経営体に対する営農機械等の導入を支援する。 ・経営体育成支援事業 ・担い手確保・経営強化事業	・国3/10及び定額 ・国1/2及び定額
		③次代を担う若手企業者育成対策 規模拡大を目指す若手農業者に対する営農機械等の導入を支援する。	県3/10、市1/5
		④革新的な低コスト技術実証(委託) 超高速播種機による乾田直播栽培の大規模実証を行う。	
魅力ある大分米産地確立事業	3,400	①大分米ブランド力強化対策 良食味低タンパク米の増産と大分つや姫の高品質生産、商品力の向上を支援する。	県1/2
		②酒米・業務用米産地育成対策 実需者との結びつきのある産地を育成する。	県1/2
		③大分の米販売力強化対策 県産米の販売力強化を支援する。	県1/2
水田農業産地パワーアップ事業	(注)	水田農業産地確立に必要な共同利用施設の整備及び農業機械のリース導入を支援する。 ・生産体制整備 ・生産支援対策(リース導入)	国1/2
推進費	1,414	担当課における推進経費	

(注) 水田農業産地パワーアップ事業については、国の道府県助成金を財源に平成28年度補正予算で392,944千円を追加編成し、うち当年度中に90,921千円を使用している。残り78,012千円は平成29年度に繰り越して実施、その他は減額補正等を行っている。なお、補助対象

となる実施主体が水田農業の中心的経営体と位置付けられる者で共通しているため、本事業に組み込んでいる。

事業区分	繰越額	活動内容	補助率
次代を担う水田農業 経営体育成対策事業	千円 80,854	経営体育成支援対策 中心的経営体に対する営農機械 等の導入を支援する。 ・担い手確保・経営強化事業	・国 1/2 及び定額

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	経営体育成支援対策実施箇所数 (箇所)	—	18	4 [4]	a	A
	次代を担う若手企業者育成対策実 施箇所数 (箇所)	4	4	5 [4]		
	大規模経営体モデル育成支援対策 実施箇所数 (箇所)	—	2	1 [1]		
	つや姫実証圃の設置 (箇所数)	10	10	6 [6]		
成果	水田の担い手数 (経営体) [注]	652	723	762 [703]	a	

[注] 耕作面積が 5ha 以上の個別経営体+集落営農法人

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標についても 108.4%の達成率となり、a (3点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 補助金の交付事務

攻めの水田農業構造改革事業実施要領、攻めの水田農業構造改革事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、次代を担う水田農業経営体育成対策事業(革新的な低コスト技術実証を除く)、産地パワーアップ事業については、市町村経由で交付している。他方、魅力ある大分米産地確立事業については直接農業団体や酒造会社に交付している。

(2) 超高速播種機による乾田直播栽培の大規模実証の委託

委託契約に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。なお、大分県農林水産研究指導センターが委託元となっており、平成 28 年度の委託先は、農事組合法人 2 法人であった。

B. 事業の管理について

活動指標は概ね妥当なものを選定しているが、産地パワーアップ事業が年度途中で追加されたため、産地パワーアップ事業の活動指標は設定されていない。

平成 29 年度事業からは活動指標に「水田農業産地パワーアップ事業実施箇所数」を追加するとのことである。

なお、産地パワーアップ事業は農業機械リース導入や施設整備に伴う補助金であるため、次代を担う水田農業経営体育成対策事業に類似しており、本事業の経営体育成という目的に合致している。

指摘	16-N	成果指標について
改善事項		成果指標は、耕作面積が 5ha 以上の「水田の担い手数（経営体）」でカウントしているが、農林水産部の統計データとしては、15ha 以上の担い手数も把握している。後者を成果指標とした方が事業の趣旨を考えると有効と思われるが、下記の事情があることに鑑み、15ha 以上の担い手数を事務事業評価調書の「事業の成果」欄で追加記載すべきと思われる。

《補足》

事業の背景としては、TPPの問題もあり、米政策を保護的政策から市場経済の下での競争力強化へ大転換したことがある。これを踏まえての強い水田農業づくりを目的とするのであるから、耕作面積が 5ha 以上の担い手数（経営体）を成果指標としても、力強さに欠ける指標のように感じる。

農林水産部の面積設定の考え方は、以下のとおりである。

- 1) 10a あたり米生産コストが 5ha で下げ止まる。
- 2) 我が国の全世帯平均所得（2016 年で 545 万円）以上を期待できる経営面積としては、15ha 以上が目安となる。

本県の水田農業に関わる農家は、零細・兼業農家も多い（1 経営体あたりの経営耕地面積：2015 年で 1.5ha）という現状を踏まえ、農林水産部としては、意欲のある農業者をリストアップし、農地中間管理事業を活用した農地集積等により、まずは水田経営面

積 5～15ha の農業者に育成した上で、最終的には水田経営面積 15ha 以上の個別経営体を育成するという 2 段階の育成方針で考えている。

C. その他(事業の分割について)

事務事業評価調書では、成果指標は 1 つとなっていることもあり、水田の担い手数のみを成果指標にしている。しかし、よく考えてみると、事業区分の「魅力ある大分米産地確立事業」については、当該成果指標はほとんど関係ない。そこで、事務事業評価では、活動指標である「つや姫実証圃の設置（箇所数）」のウエイトが 10% と小さいこともあり、補足的に作付面積が 97ha 増加したことを事業の成果欄に記載している。

本事業は、平成 28 年度で終了し、29 年度から事業を組み替えて継続しているが、この事案については、組み替えに当たって、次のように対応している。

- ① “新時代の水田農業低コスト化対策事業” に「次代を担う水田農業経営体育成対策事業」や「水田農業産地パワーアップ事業」を組み込んでいる。
- ② “水田作物高付加価値産地づくり事業” に「魅力ある大分米産地確立事業」の内容を拡大した形で組み込んでいる。

平成 28 年度では、本事業に「生産性向上・経営体育成支援」的な事業と「新品種・ブランド開発」的な事業が混在していたが、平成 29 年度はこれが分離され、分かりやすくなっている。このため、指摘事項にはしなかったが、本来、成果指標が 2 つ必要な事業は、少なくとも事務事業評価上は分割すべきであった。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「マーケットインの商品づくりの加速」の中での取組「産地間競争に勝ち抜く生産力の強化」、施策「構造改革の更なる加速」の中での取組「変化に対応した先駆的な経営体の育成」に記載されている次の取組事項を水田農業という分野で一つの事業として位置付けている。

- ① 省エネルギー施設や省力化技術の導入による低コスト生産の推進
- ② 経営体の規模拡大や協業化など経営の高次化の推進

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「水田の担い手数」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

県全体としての水田の担い手数（個別経営体＋集落営農法人に分解される）であるため、様々な要因に影響される総合的な効果指標である。事業の成果指標としては、本来、あまり適切ではないが、「大分県水田農業振興方針」（注）の目標指標をそのまま成果指標に採用している。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

(注) 米が生産調整品目であることなどの理由により、「大分県農林水産業振興計画」に掲載する水田農業の取組について、より詳細に取組事項や目標指標を取りまとめたもの。

エ サービス産業生産性向上支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		29,477千円
H28～H30	0千円（繰越額 32,967千円）	内訳	国庫支出金	29,477千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

(注) 国庫支出金は、地方創生加速化交付金であり、国の平成27年度補正予算に係る繰越額32,967千円から充当しており、平成28年度当初予算には含まれていない。

i 事業の目的

宿泊業を中心とした観光関連産業を対象として、労働生産性の向上を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	繰越額	活動内容	備考
サービス工学活用生産性向上調査研究事業	千円 19,253	データに基づく生産性の向上を図るための宿泊業者の意識・実態調査及び実証事業	委託先： (国研)産業技術総合研究所
サービス産業生産性向上人材育成事業	6,460	宿泊業の次期経営者等を対象に、宿泊業経営に必要な知識やノウハウを学ぶ講座を開催	委託先： (株)旅館総合研究所
サービス産業生産性向上促進事業	5,649	生産性向上に向けた取組を行う、宿泊業を中心とした3社以上の企業グループに対して助成	補助率：1/2 上限額：1,000千円 採択予定件数：5グループ
サービス産業生産性向上セミナー	813	観光関連産業に携わる企業、団体等を対象に、生産性向上についての意識啓発セミナーを開催	直接実施
推進費	792	担当課における推進経費	

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	実証事業実施箇所数(箇所)			2 [2]	b	B
	人材育成講座参加者数(人)			21 [30]		
	補助件数(件)			3 [5]		
	セミナー参加者数(人)			90 [80]		
成果	県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数(社)	57 [36]	a			

《評価の説明》

平成28年度開始の事業である。活動指標については「人材育成講座参加者数」と「補助件数」は目標に対し未達であったことから、予算割合による加重平均で算出した達成率が80%以上90%未満の範囲となったため、b(2点)評価となった。

成果指標は158.3%の達成率のため、a(3点)評価となり、両者の合計が5点となるため、総合評価は「B、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県サービス産業生産性向上促進事業費実施要領、大分県サービス産業生産性向上促進事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	17-S	成果指標の実績の集計について
不備事項		実績の集計に当たっては、経営革新計画を策定している企業のうち、労働生産性が前年度比2%以上向上した企業を集計しているが、基礎資料の集計方法に誤りがあり、実績が57件ではなく、58件であった。実績は正しく集計すべきである。

《補足》

実績数値は誤っているものの、評価が「a」であることに変わりはない。

指摘	18-S	労働生産性という指標について
勸奨事項	<p>本事業は、大分県のサービス関連産業の生産性が低いとの前提で事業を実施しているが、そもそも、労働生産性は正確に把握することが困難な指標である。パート・アルバイトの人員が多い業種ほど労働生産性が低く算出されるなど、業界や個別企業ごとの雇用形態の特徴等に影響を受けるからである。</p> <p>こうしたことも踏まえ、政策立案に際しては、大分県の実態がどのようになっているのか可能な限り把握に努める必要があると思われる。</p>	

《補足》

経済センサスと経営指標を用いた産業間比較（平成26年2月26日改訂 総務省）によると労働生産性について下記の記載がある。

「従業員1人当たり」の指標について

本トピックスでは、「従業員1人当たり」の売上高や付加価値額などの指標を用いていますが、これらにおいては正社員・正職員とパート・アルバイトの労働時間の違いなどは考慮していません。したがって、「従業員1人当たり」の指標を産業間で比較した結果を見る際には、各産業の雇用形態の特徴などにも留意する必要があります。

C. その他(調査研究事業について)

指摘	19-S	サービス工学活用生産性向上調査研究事業について
改善事項	<p>県内観光産業の生産性が低い原因を科学的に究明するため、(国研)産業技術総合研究所への委託により、サービス工学を活用した調査研究が行われているが、どのような計画に基づき調査研究を行い、調査結果をどのように活用するのかという基本方針があらかじめ決定されていない。調査研究を実施するためにはあらかじめどのような内容を調査・研究し、調査報告をどのように活用するのか、どの範囲の関連者に開示・フィードバックするのか等の方針を事前に決定しておく必要がある。</p>	

《補足》

単に調査報告書を受け取るだけでなく、あらかじめ、その調査報告書から得た知見を適切に政策に活用していくことを意識して、活用方針を文書化して委託先とも共有すれば、委託先もこれを考慮して報告書を作成すると思われる。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の取組「多様化するニーズに対応した商業・サービス業の振興」に記載されている次の取組事項を一つの事

業として位置付けている。

- ① 高付加価値化やICT活用による商業・サービス業の生産性の向上

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「県の施策により1人当たり労働生産性が前年度比2%以上向上したサービス産業関連企業数」は、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIと一致している。

本事業は事業予算の大半を宿泊業に充当していることから、主に宿泊業を中心とした観光関連のサービス業に絞る方が事業の評価としては望ましいが、上記成果指標は、サービス産業全体としての指標となっており、総合的な効果指標といえる。

なお、大分県版総合戦略アクションプランの事業KPIは、平成28年度実施の加速化交付金事業として、本成果指標と同一の指標を採用している。

(3) 商品づくり、新マーケット参入

I 関連する施策と取組

施策	取組
チャレンジする中小企業と創業の支援	・新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興
構造改革の更なる加速	・新たなマーケットへの挑戦

II この分野における取組の基本方向

- ◇ ものづくり企業がこれまでに培った技術や設備等を活用して取り組む新分野への挑戦を支援し、新たな産業の創出を目指す。
- ◇ 農林水産業の成長産業化に向けて、農林水産物の生産拡大に加え、農商工連携などによる付加価値の向上に取り組む。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

- ・農林水産業による創出額 平成30年度目標2,180億円
【平成25年度実績2,134億円】

(注) 農林水産業による創出額＝農林水産業産出額＋加工等による付加価値額＋日本型直接支払制度交付金額等

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア ものづくり企業技術チャレンジ支援事業	10,528	6,920
イ おおいた地域資源活性化推進事業	10,487	10,487
ウ 6次産業化サポート体制整備事業 (九州連携6次産業化推進事業)	148,785	53,162
エ 食品企業連携産地拡大推進事業	27,399	13,369
オ 循環型環境産業創出事業	75,929	74,382

ア ものづくり企業技術チャレンジ支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		6,920千円
H28～H30	10,528千円	内訳	繰入金	6,920千円
担当課等	工業振興課、産業創造機構			

(注) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

県内企業の今後の成長が見込まれる新分野への参入を促進し、県内中小企業者の技術力向上や開発型企业への転換、取引の拡大を図る。

ii 事業区分及び活動内容

現行は、今後の成長が期待される航空機産業への参入を図る企業に対して、参入に必要な品質認証資格取得に要する経費の助成や、大手メーカーとのマッチング等の支援を行っている。

事業区分	予算額	活動内容	備考
技術支援	千円 5,929	①品質認証の取得支援 ・資格取得経費の助成（取得に係るコンサルティング費用） ・参入に必要なとなる国際的な品質認証資格であるJISQ9100の取得に向けて、セミナーを開催。	補助率：県1/2 上限1,250千円
		②技術研修等の実施 県内企業グループが三菱重工業及び航空機部品の受注企業の現場を視察し、意見交換、対応可能案件等の情報収集を行う。	
航空機産業に関するセミナーの開催	1,599	セミナーを開催し、航空機産業への参入機運醸成を図るとともに、業界動向の把握、マーケティング情報、参入・技術知識の習得を促進する。	委託先： 産業創造機構
アドバイザーの委嘱 4名重工OB	3,000	関東・東海地区を活動拠点としている航空機産業に詳しい重工OB等をアドバイザーに委嘱し、最新の業界動向、販路情報の収集や県内企業に対する品質認証取得・航空機産業に必要な技術等についてのアドバイスをを行う。また、アドバイザーを通じて航空機関連企業とのマッチングを推進する。	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	技術研修開催回数(回)			4 [4]	a	A
	アドバイザーと地場企業との面談件数(件)			20 [12]		
	研究会会合開催件数(回)			6 [4]		
成果	品質認証資格取得企業数(見込み含む) (件)			2 [2]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度からの開始事業である。活動指標については全て目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても目標を達成しているため、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) 資格取得経費の助成

大分県航空機参入支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成 28 年度は、(株)江藤製作所、ニシジマ精機(株)が航空機部品で申請しており、補助金 1,392 千円を交付している。

(2) 産業創造機構への委託について

産業創造機構との委託契約書等に基づき、財務事務の執行が行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	20-S	成果指標について
勸奨事項		この事業は事業名のとおり、チャレンジすることで技術を磨くことにあり、認証申請に至るまでかなりの努力を要する。したがって、成果指標としては「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」ではなく、「品質認証資格申請企業数」で十分ではないかと思われる。

《補足》

成果指標を「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」としているが、航空機の品質認証資格の取得はかなり厳しく、申請から取得まで時間も要する。したがって、資格取得完了を基準にすると、母数となる目標値が小さいため、(見込み含む)といった苦しい記載をして達成率を上げることになる。しかし、よく考えてみると、そもそも新しいものづくりにチャレンジすることが本事業の趣旨であり、航空機産業への参入は、一つのテーマに過ぎない。時流を見据えて平成 31 年からは別のテーマを取りあげて、取り組むことが期待される。そうであれば、成果指標としては、資格申請を基準にしてカウントしても問題は生じない。

なお、本格的に航空機産業のクラスター化を図るのであれば、金額的にも大きな支援が必要であり、別次元の事業を設定する必要がある。

C. 産業創造機構への往査

(1) 産業創造機構の実績

- ① 取引成立案件 治工具 (株)江藤製作所、部品 佳秀工業(株) (本社で JISQ は取得)
- ② 航空宇宙マネジメントシステム「JISQ9100」認証取得
既取得 1 件 取得中 (28 年度中見込み) 2 件 (株)江藤製作所、ニシジマ精機(株)
- ③ 大分県航空機産業参入研究会 会員 25 社

(2) 産業創造機構における委託金の使途について

平成 28 年度の県委託費 4,854,000 円の使途について検討した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、正味財産増減計算書の本事業の事業費は、4,545,944 円で、差額 308,056 円は利益として残っている。一般管理費充当分(事業費の 10%)として認めている金額を管理費や共通経費が計上されている会計区分(法人会計や公益共通)の収益に振り替えていないため、形式的に事業損益として利益が出ている形になっている。

D. その他(資格取得経費の助成審査)

品質認証の取得支援のうち、「資格取得経費の助成」にあたっては、審査会を設置している(大分県航空機参入支援事業費補助金審査会設置要項)。公募を行い、提出された認定申請書(事業計画を添付)を審査委員 4 名が審査する。審査委員の 1 名は産業創造機構職員(事務局次長)である。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の出組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

- ① 半導体産業等で培った技術、人材等の活用による成長分野への成長支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「品質認証資格取得企業数(見込み含む)」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

イ おおいた地域資源活性化推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		10,487 千円
H20～H30	10,487 千円	内訳	一般財源	10,487 千円
担当課等	工業振興課、産業創造機構			

i 事業の目的

地域資源を活用した中小企業者等の商品開発等の取組を支援する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
おおいた地域資源活性化基金活用支援事業(おおいた地域資源活性化基金事業)	千円 7,455	地域資源を活用した商品開発に対する助成を行う地域資源活用助成事業の実施支援基金管理職員を産業創造機構内に配置(2名) ① 地域資源活用商品創出支援事業 ② 地域資源活用商品ステップアップ支援事業 ③ 展示会出展チャレンジ支援事業	県 10/10 交付先： 産業創造機構
地域コーディネーターの設置	3,032	企業訪問や新規案件の支援・フォローアップなどを行う地域資源コーディネーターを産業創造機構内に配置(1名)	

iii 事務事業評価(実績値)

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	基金助成事業採択件数(件) ※地域資源活用商品創出事業のみ	16	25	10 [14]	b	B
	地域コーディネーターによる支援 件数(件)	359	353	295 [259]		
成果	おおいた地域資源活性化基金助成 事業による事業化件数(件)(累計)	36	56	62 [59]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、基金助成事業採択件数が未達となったことから、予算割合による加重平均で算出した達成率が80%以上90%未満の範囲となったため、b(2点)評価となっている。成果指標については、105.1%の達成率がとなり、a(3点)評価。総合評価は、両者の合計点が5点となるため「B、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

おおいた地域資源活性化基金運営事業実施要領、おおいた地域資源活性化基金運営費補助金交付要綱に基づき、産業創造機構の運営費に対する補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) おおいた地域資源活性化基金事業の実施状況

産業創造機構において「おおいた地域資源活性化基金」(50億円)を造成し、その運用益で下表の事業を行っている。(巻末資料 B-2「おおいた地域資源活性化基金事業」参照)

事業区分	事業内容	実績 (H20～H28年度累計)	備考
地域資源活用 商品創出支援 事業	大分県の特徴的な地域資源を最大限生 かし、市場ニーズを踏まえた競争力の 高い地域資源活用商品を創出するた め、研究開発段階から試作品開発まで を一貫して支援する。	申請件数：334件 採択件数：136件 事業化件数： 62件/107件	事業期間： 2年以内 助成率： 2/3 又は 4/5
地域資源活用 商品ステップ アップ支援事 業	地域資源活用商品創出支援事業を完了 した企業が、同事業により開発した商 品をもとにした経営向上を図るため行 う商品改良及び市場調査等の商品課題 の解決並びにその後の展示会出展等の 販路開拓を支援する。	申請件数：7件 採択件数：7件	事業期間： 1年以内 助成率： 2/3
地域資源活用 商品展示会出 展チャレンジ 支援事業	地域資源活用商品の販路開拓のため に行う展示会等への出展等を支援する。	申請件数：12件 採択件数：12件	事業期間： 1年以内 助成率： 1/2
新商品開発ス タートアップ 事業	商品開発を計画している中小企業を対 象に、課題を整理するための研究会の 開催、販路開拓のための展示会出展支 援や、県外バイヤーによる既存商品の 評価などにより、より市場性の高い新 商品の開発に向かうための求評会等を 開催する。	セミナー：23回 (延べ1,443人参加) 展示会・商談会：21回 (延べ703社出展)	

(注) ファンド（おおいた地域資源活性化基金）の期限が平成30年度となっているため、平成30年度で終了の見込み。事業を継続する場合は、新たなファンドの組成が必要となる。

(2) おおいた地域資源活性化基金事業の事務執行について

おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領、おおいた地域資源活性化基金事業実施要領、地域資源活用商品創出支援事業審査委員会設置運営要領に基づき、おおいた地域資源活性化基金助成事業（地域資源活用商品創出支援事業、地域資源活用商品ステップアップ支援事業、地域資源活用商品展示会出展チャレンジ支援事業）に係る財務事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 事業の管理について

指摘	21-S	決算書の徴求状況について
改善事項	<p>助成を受けた事業者は、毎年事業化状況報告に決算書を添付することとされているにもかかわらず、決算書を提出しない法人が散見される。</p> <p>何度督促をしても提出しない法人もあり、督促作業に膨大な時間を要するため、産業創造機構の業務の妨げとなっている。今後、約束を守らない法人に対しては、県のその他の補助事業での採択において何らかのペナルティーを課すことも検討すべきである。ルールを順守しない法人は不正を行う可能性もあるため、補助金の返還も検討するといった厳罰の検討も必要と思われる。</p>	

指摘	22-S	おおいた地域資源活性化基金事業の実績報告について
改善事項	<p>基金事業の実績報告については、運営委員会が、評価、助言、審査、承認を行うことになっている（おおいた地域資源活性化基金事業運営委員会設置要綱第1条）。産業創造機構から大分県への実績報告書の提出は、平成28年6月30日の期限までに提出されているが、運営委員会の評価等は、県への実績報告書提出後の平成28年7月7日に実施されている。本来であれば、運営委員会の評価等を経た実績報告書を県に提出すべきである。県へは手順を踏んだ適切な実績報告を行う必要がある。</p>	

指摘	23-S	おおいた地域資源活性化基金事業運営委員会の議事録について
改善事項	<p>議事録について、議案の記載がなく、出席委員の署名捺印もないため、改善が必要である。産業創造機構として必要な記載事項等のひな型を作成し、運用することが望ましい。</p>	

D. その他

(1) おおいた地域資源活性化基金事業の助成対象企業

指摘	24-S	助成対象について
勸奨事項	<p>本事業では上場企業又はそのグループ企業でも要件を満たせば中小企業者として補助金を受け取ることができるが、大規模な事業者と小規模事業者を同じ土俵で審査・評価すれば、小規模事業者にとって不利となる恐れがある。</p> <p>真に補助金を必要としている事業者に対して補助金が適切に配分されるように支給金額や補助率について、事業規模に応じた対応を検討することが望ましい。</p>	

《補足》

助成対象となる中小企業者は資本金と従業員数で判断される。この中小企業者の定義では、上場企業またはそのグループ企業でも要件を満たせば中小企業者として補助金を

受け取ることができる。大規模な事業者は補助金を受給しなくても自己資金で十分に新規事業を実施できる場合が多いと思われるので、同じ土俵で審査・評価することに疑問を感じる。

区分	基金事業の応募状況	採択状況	事業完了企業の事業化状況
小規模事業者	68.9% (241社)	35.3% (85/241社)	65.6% (42/64社)
小規模外の中小企業	30.9% (109社)	55.0% (60/109社)	51.1% (22/43社)
合計	100.0% (350社)	41.4% (145/350社)	59.8% (64/107社)

(2) おおいた地域資源活性化基金事業における事業の審査

指摘	25-S	事業採択に係る審査委員について
改善事項		<p>事業の審査に際して、審査委員又は審査委員の所属する機関が、共同研究体及び連携体等である場合は、当該案件の審査に加わることはできない（審査等取扱要領第7条第1項）とされている。</p> <p>産業科学技術センターに属する審査委員は対象となる案件の審査・選考から除いていたが、国立大学法人大分大学に所属する委員は、所属する学部が異なるという理由から審査・選考に参加しており、公平性の観点から問題があるので審査等取扱要領を順守すべきである。</p>

指摘	26-S	予備審査と委員会審査の結果不整合の処理について
勧奨事項		<p>外部専門家による予備審査と委員会審査で結論が不整合なケースが発生した場合、産業創造機構（事務局）としては、各審査委員及び審査委員会の判断に対して異議を差しはさむことは避けなければならないが、予備審査と委員会審査の結論が著しく不整合となった場合は、今後の審査のあり方、事業者への指導等の観点から、産業創造機構の内部的な手続きとしてその原因分析を行うことが望ましい。</p>

《補足》

事業の審査においては、審査を効果的かつ効率的に実施するため予備審査として外部の専門家（ベンチャーラボ㈱）へ委託し、その後選考委員会で最終決定している。

指摘	27-S	審査委員の参考意見について
勸奨事項	<p>選考の際の参考意見として、審査委員から、「経費の見積りが過大計上である」「旅費が多すぎる。規定に基づいて算出すべき、基本的なところが不透明な部分がある」旨の指摘があり、産業創造機構は、当該指摘内容について調査対応を行っているが、その対応結果については記録が残っていない。</p> <p>不正につながる重大な指摘であることから、調査対応の結果については文書を残すことが望ましい。</p>	

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組項目を一つの事業としている。

① 地域資源等を活用し、需要拡大を図る地場中小企業支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「おおいた地域資源活性化基金助成事業による事業化件数(累計)」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン2015における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

ウ 6次産業化サポート体制整備事業（九州連携6次産業化推進事業を含む）

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		53,162千円
H26～H31	148,785千円（繰越額960千円）	内訳	国庫支出金	49,446千円
担当課等	おおいたブランド推進課、産業創造機構		一般財源	3,716千円

(注1) 国庫支出金は、6次産業化ネットワーク活動整備交付金(ハード支援目的)、6次産業化ネットワーク活動推進交付金(ソフト支援目的)であり、他に地方創生加速化交付金の平成27年度国の補正予算に係る繰越分960千円を含んでいる。

(注2) 上記の地方創生加速化交付金は、九州連携6次産業化推進事業に係る繰越額であり、平成28年度当初予算額には含まれていない。

i 事業の目的

6次産業化のさらなる推進により、県産農林水産物の高付加価値化を図るとともに、生産者の所得向上、雇用の場の拡大、地域の活性化を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
6次産業化サポートセンターの設置	千円 19,765	①アグリ（農業専門）プランナーによる相談対応 ②プランナー（加工・流通・販促等の専門家）の派遣	補助率： 国10/10 交付先： 産業創造機構
人材育成対策	1,553	6次産業化に取り組む人材の育成を図るため、6次産業化に必要な要素を体系的に学ぶ研修会を開催	補助率： 国10/10 交付先： 産業創造機構
ネットワーク構築による新商品開発・販路開拓への支援	123,750	加工施設等の整備を支援	補助率： 国3/10
販路開拓への支援	3,717	①6次産業化商品のブラッシュアップの実施 ②首都圏での商談会の実施	委託先： 良品工房 等

事業区分	繰越額	活動内容	備考
九州・山口の農林水産物を活用した新たな地域ビジネスの展開	千円 960	九州・山口で一体となった商談会の開催、九州・山口産原料による新商品の開発促進等を行う。	各県で負担

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	整備事業の実施による6次産業化食品加工施設等の整備数(件)	0	2	2	a	A
	新規掘り起こし(6次産業化サポートセンターの新規支援対象)(件)	18	16	20		
	各県が連携して出展する商談会等における商談成立件数(件)	—	—	108		
	6次産業化チャレンジスクールの受講者数(人)	—	—	29		
	6次産業化セミナー参加者数(延べ人数)	11	85	—		
成果	食品加工による付加価値額(億円)	106	114	129	a	
				[111]		

(注)平成 27 年度まではセミナー形式で人材育成を図ってきたが、平成 28 年度からは受講者を決め、複数回の講座を設ける塾形式の「6 次産業化チャレンジスクール」に変更している。

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3 点）評価となっている。成果指標についても 116.2%の達成率となり、a（3 点）評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

法令：六次産業化・地産地消法、農商工等連携促進法

国の要領等：6 次産業化ネットワーク活動交付金交付要綱、6 次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(1) ネットワーク構築による新商品開発・販路開拓への支援にかかわる補助金交付事務
大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金交付要綱、大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金実施要領に基づき、補助金の交付事務を行っているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 大分県から産業創造機構への補助金交付事務

大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付事務が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. 産業創造機構への往査

(1) 産業創造機構による支援活動

産業創造機構は、「大分県 6 次産業化サポート体制整備事業費補助金実施要領」に定める「支援体制整備事業」のうち、「農林漁業者等へのサポート活動」（6 次産業化サポートセンター）と「人材育成研修会の開催」を行っている（巻末資料 B-3「大分県 6 次産業化サポート体制整備事業（農林水産省補助事業）」参照）。

前者については、具体的には次のような内容である。

- ① 6 次産業化の総合窓口として、農林漁業者等の相談に応じる。

② 6次産業化プランナーの派遣(総合化事業計画の策定・申請と認定後支援)。

(2) 補助金の申請

産業創造機構の正味財産増減計算書の上記活動に係る事業費は21,518,760円であったが、会議費(注)53,760円を補助対象外として、平成28年度の補助対象事業費を21,465,000円で請求している。

(注) 会議費は、チャレンジスクール講師との打ち合わせ時の飲食代

指摘	28-N	垂れ幕の作成について
改善事項	<p>チャレンジスクールの研修等で講演の垂れ幕を作成しているが、講演ごとに題目や講師が代わるので再利用ができないため、不経済である。題目や講師名は通常案内状等にも記載されており、プロジェクターを使用する場合は、パワーポイントの表紙を講演開始前等に映写していれば足りると思われる。再利用が可能な「6次産業化チャレンジスクール」のような横断幕はともかく、講演ごとの垂れ幕は必要性に乏しいと思われる。</p>	

《補足》

1回あたりの垂れ幕代は2~3万円程度であるが、産業創造機構全体では研修やセミナーの回数が大変多いので、習慣的に講演ごとの垂れ幕を作成することが多いようであれば、産業創造機構全体としては大きな節約になる可能性がある。

(3) 産業創造機構の実績

① 総合化事業計画認定件数 4件

大分県6次産業化サポート体制整備事業費補助金実施要領に定める「整備事業」は農林水産部おおいたブランド推進課が直接実施しているが、産業創造機構が作成を支援している総合化事業計画の認定者が対象者となる。

② 人材育成研修「おおいた6次産業化チャレンジスクール」の開催 8回

D. その他(総合化事業計画の認定取得の困難性への対応)

国の総合化事業計画の認定取得は、申請すればほぼ認められるが、明文化されていないが過去2~3年黒字であることが条件となっているようであり、また、認定まで時間がかかること等の要因で、意欲はあっても申請を躊躇することが多くなっている。認定を受けると大型の加工設備への補助やファンドの支援が受けられるが、さほどの設備や資金を要さないケースもあるので、そのようなケースは申請を断念する場合も多いようである。

ただし、市町村で少額の設備投資補助の制度があるので、そちらを紹介する等している。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

施策「構造改革の更なる加速」の中の主要な取組として掲げられている「新たなマーケットへの挑戦」における次の具体的な取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 6次産業化プランナーなどの活用による新たな商品開発や販路拡大

2. 事務事業評価の成果指標

成果指標としている「食品加工付加価値額」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I である「農林水産業による創出額」を構成する要素であり、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」（巻末資料 C-3 参照）として定められている指標と一致している。

また、「食品加工付加価値額」は、大分県全体の数値で設定しており、この事業以外の様々な要因が働く総合的な効果指標である。後述の「エ 食品企業連携産地拡大推進事業」の成果指標も同じ「食品加工付加価値額」となっている。

なお、直接的な成果指標としては、むしろ、活動指標としている「各県が連携して出展する商談会等における商談成立件数」が直接的な成果指標に近い。実際、大分県版総合戦略のアクションプランでは、加速化交付金事業として、本事業の一部となっている「九州連携 6 次産業化推進事業」の事業 K P I に、これを採用している。

エ 食品企業連携産地拡大推進事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		13,369 千円
H28～H32	27,399 千円	内訳	繰入金	11,995 千円
担当課等	おおいたブランド推進課		一般財源	1,374 千円

(注) 繰入金は、おおいた元気創出基金からの繰入れである。

i 事業の目的

県内外の食品企業とのマッチングを強化し、新たな産地づくりを進めるとともに、農林漁業者の所得の向上及び県内食品企業の製造する県産原料を使用した商品の開発等により、農林水産業が生み出す付加価値の向上を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	補助率
産地スタートアップ支援・供給拡大対策	千円 15,654	①新たな品目の栽培に挑戦する農地所有適格法人等の作柄安定支援 ②食品企業へ原材料を安定供給するため農業機械、出荷調整機械の整備 ③加工・業務用キャベツの安定生産のため土壌改良材の導入を支援	①定額(70千円、50千円、30千円/10a) ②県 1/3 ③県 1/3、市町村 1/6
おおいたの資源商品化支援対策	10,000	一次加工などに必要な機械・機材の整備を支援する。	県 1/2 上限 2,000 千円
ビジネスマッチング対策	1,745	農商工連携を強化するため新たにフードマーケットを設置し、食品企業と産地のマッチングを進める。(直接実施)	

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	加工業務用栽培拡大面積(ha)			22.6[12]	a	A
	食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数(マッチング件数)(件)			17 [12]		
	食品企業の意向調査数(社)			150[130]		
成果	食品加工付加価値額(億円)			129[111]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度開始事業である。活動指標については全て目標を達成しているため、a (3点) 評価となっている。成果指標についても達成率が 116.2%となり、a (3点) 評価。両者の合計点が 6 点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関係法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県食品企業連携産地拡大推進事業費補助金交付要綱、大分県食品企業連携産地拡大推進事業実施要領に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、

特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	29-N	活動指標の集計範囲について
改善事項		「おおいたの資源商品化支援対策」の活動指標である「食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数（マッチング件数）」は、本事業の3つの事業区分のマッチング件数の合計を計上している。活動指標は、事務事業評価調書の「活動名及び活動内容」の活動項目ごとに1つの指標を選定することとなっているので、今後は、おおいた資源商品化支援対策によりマッチングを支援した件数のみを計上していただきたい。

《補足》

「おおいたの資源商品化支援対策」は補助金の要件として、マッチングできていることが前提となっているが、「おおいたの資源商品化支援対策」の平成28年度の補助金件数は、0（企業の都合により取り止め）であるので、マッチング件数は、0となる。したがって、当該活動指標の実績値は、0、達成率は、0%とすべきである。

この場合、各活動指標の達成率を評価割合の加重平均により算出した率は、114.3%となり、活動指標の評価は、a（3点）、総合評価は、活動指標の評価3点+成果指標の評価3点=6点で、A（終了or継続・見直し）となる。活動指標の評価及び総合評価に変更はない。

なお、補助金を交付できなかった理由は、企業の都合による取り止めであり、県は企業からの特殊機械製造の相談には応じていることから、事業活動を全くしていない訳ではない。（大分県側に責任がある訳ではない。）

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン2015と事業との関係

施策「農林水産業における構造改革の更なる加速」の中の主要な取組として掲げられている「新たなマーケットへの挑戦」における次の具体的な取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 食品産業などが主導する新たな産地づくりの推進

2. 事務事業評価の成果指標

成果指標としている「食品加工付加価値額」は、この事業以外の様々な要因が働く総合的な効果指標である。また、大分県全体の数値で設定している。したがって、関連す

る事業活動からの因果関係を直接的に立証することはできない指標となっている。むしろ、活動指標としている「食品企業ニーズに対応した生産・出荷体制の構築数(マッチング件数)」が直接的な成果指標に近いといえる。

なお、「食品加工付加価値額」は、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I である「農林水産業による創出額」を構成する要素であり、「大分県農林水産業振興計画の主要指標」(巻末資料 C-3 参照)として定められている指標と一致している。

また、前述の「ウ 6 次産業化サポート体制整備事業」の成果指標も同じ「食品加工付加価値額」となっている。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

オ 循環型環境産業創出事業

実施期間	28 年度当初予算額	28 年度決算額		74,382 千円
H18～	75,929 千円	内訳	繰入金	74,382 千円
担当課等	工業振興課			

(注) 繰入金は、大分県産業廃棄物税基金からの繰入れである。

i 事業の目的

リサイクル産業事業化や排出事業者による発生抑制等への設備投資を支援するとともに、リサイクル産業をめぐる最新の情報を提供することで、県内産業廃棄物排出量や最終処分量の削減と、関連産業の育成を推進する。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
環境地域産業化支援	千円 75,029	廃棄物の再資源化等を実施する県内中小企業等の環境関連の事業化経費(発生抑制、減量化、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル)に対し助成 審査委員会にて、申請者のプレゼンテーションによる審査により採択を決定	補助率： 県 1/2
環境ビジネス情報の発信	900	県内環境関連企業及び排出事業者を対象とした環境ビジネス支援セミナーを開催	委託先：NPO 法人 技術サポートネットワーク

iii 事務事業評価（実績値）

[] は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	制度活用にむけた周知回数(回)	3	5	10 [5]	a	A
	環境ビジネス支援セミナー開催件数(回)	4	4	4 [4]		
成果	事業化件数(累計) (件)	25	34	43[37]	a	

《評価の説明》

平成 28 年度は、活動指標については全て目標を達成しているため、a（3点）評価となっている。成果指標についても 116.2%の達成率となり、a（3点）評価となっている。両者の合計が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県循環型環境産業創出事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付事務等の財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	30-S	事業の目的について
勸奨事項	「県内産業廃棄物排出量や最終処分量の削減」と「関連産業の育成」の2つを併記しているが、この表現では、どちらが主たる目的かわかりにくい。主たる目的は「リサイクル関連産業の育成」であるため、それがわかるよう、事業の目的の表現を見直す必要がある。	

指摘	31-S	成果指標の目標値について
勸奨事項	「事業化件数（累計）（件）」は、事業開始からの累計値になっているが、当年度の実績値が目標値を上回っている場合、次年度の目標数値を変更すべきかどうかという問題が生じる。この問題を回避するには、成果指標を累計値から単年度の数値に変更する方法も考えられる。	

《補足》

直接的な効果指標を成果指標に採用する場合、数値を累計値でとるか単年度の数値で

設定するかは、難しい問題である。最終年度の目標を期間総数で定めて、それとの対比での達成度合いを重視し、各年度の変動自体はさほど重視しないのであれば、累計値が適している。そのような対比ではなく、各年度における達成率を問題とするのであれば、単年度の目標数値を採用することになるだろうが、分母数値が小さくなるので、達成率の計算において未達数値が大きく影響する。逆に、累計値の場合は分母数値が大きくなるので、特に年度が進むにつれて、未達数値の影響が少なくなる。そのような特性を踏まえ、累計値を採用するか、単年度数値を採用するかを検討いただきたい。

なお、指摘に記載したような累計値を採用した場合の目標値の変更に関する問題は他の事業でも発生しているが、代表して本事業で記載している。極端なケースでは、次年度の目標数値を既に当年度で上回っているケースもあり得る。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「チャレンジする中小企業と創業の支援」の中の取組「新分野への挑戦支援等による地場中小企業の振興」で記載されている次の取組事項の一部を一つの事業としている。

① 省エネ化をはじめとした生産設備等の整備推進による地場中小企業支援

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「事業化件数（累計）」は、直接的な効果指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

本事業は、大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

3. 審査員の独立性の確認

大分県循環型環境産業創出事業費補助金については、大分県循環型環境産業創出事業選定審査委員会にて審査し、補助対象者を選定している。審査をする委員には、委嘱する際に親族が応募者にはいない旨、委員又は委員の所属する機関が応募者に対して出資を行っていない旨、口頭での確認を行っている。

(4) 販路開拓・拡大

I 関連する施策と取組

施策	取組
商業の活性化とサービス産業の革新	・ 県産品の販路開拓・拡大による物産振興
国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速	・ 海外誘客(インバウンド)対策の加速

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 首都圏や関西、福岡における県産品の新規取引の開拓と海外への輸出拡大を図る。また、サービス業の海外展開を促進する。
- ◇ 外国語による観光案内や多言語対応の推進、W i - F i 環境の整備により、外国人観光客が旅行しやすい受入態勢を整備する。さらには、おもてなしの向上や二次交通対策等安心して快適に旅行できる環境づくりを進め、訪問者の満足度を上げることで、国内外問わず新規の訪問客を開拓するとともにリピーターの定着化を促進する。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標（施策K P I）

施策K P Iは設定されていない。

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 地場産業振興対策事業	6,946	6,202
イ フラッグショップ活用推進事業	37,317	36,464
ウ 県産品販路開拓支援事業	6,817	5,349
エ 域外消費獲得支援事業	3,164	3,155
オ 東アジアビジネス推進事業	37,465	35,178

ア 地場産業振興対策事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		6,202千円
H22～	6,946千円	内訳	諸収入	1,839千円
担当課等	商業・サービス業振興課		一般財源	4,363千円

(注) 諸収入は、行政財産使用者から受け取る共益費の分担金である。

i 事業の目的

地場産業振興のため、県産品に関する各種の情報発信により、県内外での県産品の魅力向上を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
県産品データベース等情報発信事業費	千円 359	ウェブサイト「物産おおいた」の運営・保守等	委託先： (有)ライフエモーション
県産品訴求力向上事業費	2,194	坐来大分にて実施	委託先： (株)エデュウス
物産観光館維持管理費等負担金	2,926	別府交通センターにおける区分所有部分の共益費等	
事業の執行に要する経費	1,467	印刷消耗品等	

iii 事務事業評価（実績値）

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

委託費の支払や負担金の支出について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中での取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業として位置付けている。

① 「坐来大分」等を活用した県産品の魅力度向上や商談機会の拡大

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は政策的経費でなく、経常的経費で構成されるため、事務事業評価は行っていない。

イ フラッグショップ活用推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		36,464千円
H18～	37,317千円	内訳	一般財源	36,464千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

i 事業の目的

レストラン・物販・観光情報を一体的に扱い「坐来大分」のフラッグショップ機能を活用し、おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
運営事業	千円 31,403	フラッグショップ「坐来大分」の運営、市町村のPRイベント等でのレストランの活用等	直接実施
物産・人材育成事業	3,130	スタッフによる県産食材調査、生産者への助言、スタッフの語り部としてのレベルアップ研修等	
広報・情報発信事業費	2,200	坐来10周年記念謝恩会、インターネット等を活用した大分情報の発信等	
総合連絡調整事業費	584	運営等に関する協議(16件)	

iii 事務事業評価（実績値）

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価	
活動	坐来大分のレストラン等を活用したイベント回数(回)	20	20	24 [20]	a	A
	県産食材使用品目数(品)	134	159	171[150]		
	情報誌等掲載回数(回)	102	94	92[105]		
成果	坐来大分のレストラン・ディナー来客数(人)	9,106	10,072	9,544 [10,000]	a	

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「情報誌等掲載回数」が未達であるが、予算割合による加重平均で算出した達成率が117.5%となるため、a（3点）評価となっている。成果指標については達成率が90%を上回る95.4%となり、a（3点）評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

坐来大分の運営経費について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はない。

なお、運営経費は、主に家賃である。

B. 事業の管理について

指摘	32-S	事業の目的の変更について
勸奨事項		事業の目的を「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図るため、レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用する」とした方がよいと考える。

《補足》

現在の事業の目的は、「レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグショップ機能を活用し、おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力

ある商品開発、農林水産物及び加工品の販路拡大並びに挑戦する人材の育成を図る」となっている。感覚の問題かも知れないが後半の方に注意が向かうので、成果指標設定のためのキーワード（事業の対象をどのようにしたいのかが明確に伝わるもの）は、「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発を図る」「農林水産物及び加工品の販路拡大を図る」「挑戦する人材の育成を図る」と捉えがちである。この場合、成果指標としては、「おおいたブランドの確立と大分の素材を生かした魅力ある商品開発数」「農林水産物及び加工品の売上増加額」「挑戦する人材の育成人数」等とすることになると思われるが、現実的には、測定が困難である。

一方、現状の成果指標である「坐来大分のレストラン・ディナー来客数」は、むしろ、目的の前半「レストラン・物販・観光情報を一体的に扱う『坐来大分』のフラッグシップ機能を活用し」を成果指標設定のためのキーワードとしている。

事業の目的を、上記指摘のように改善すれば、現状の成果指標と整合し、分かりやすくなると思われる。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中を取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の取組事項を、前述の「地場産業振興対策事業」と後述の「県産品販路開拓支援事業」に分けて、一つの事業としている。

① 「坐来大分」等を活用した県産品の魅力度向上や商談機会の拡大

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「坐来大分のレストラン・ディナー来客数」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

ウ 県産品販路開拓支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		5,349千円
S30～	6,817千円	内訳	一般財源	5,349千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

i 事業の目的

県産品の積極的なPRと情報発信を行うとともに、都市圏のバイヤーとのマッチングを支援することにより、県産品の販路開拓・拡大及び定番化を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
県産品マッチング推進事業	千円 3,721	県産品の販路拡大のため、ターゲット別マッチング商談会を開催(年4回)	直接実施
販売促進イベント開催支援事業	1,812	スーパー等が実施する大分県フェアの事前商談会開催と販売促進支援(3社)	委託先： (公社)大分県物産協会
イメージアップ事業	1,284	坐来大分による県産品の情報発信のためのワークショップの開催	直接実施

iii 事務事業評価(実績値)

[]は目標値

区分	指標名(単位)	26年度	27年度	28年度	評価
活動	ターゲット別マッチング商談会延出展事業者数(社)(H27までは県産品求評・商談会)	76	73	109 [80]	a A
	大分県フェア事前商談会の参加者数(社)	76	114	85[98]	
	ワークショップ開催数(回)	2	2	4 [4]	
成果	ターゲット別マッチング商談会での商談件数(件)(H27までは県産品求評・商談会)	241	244	326 [240]	a

《評価の説明》

平成28年度は、活動指標については「大分県フェア事前商談会の参加者数」が未達であるが、予算割合による加重平均で算出した達成率が117.4%となるため、a(3点)評価となっている。成果指標については達成率が135.8%となり、a(3点)評価。両者の合計点が6点となるため、総合評価は「A、継続・見直し」となっている。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

(公社)大分県物産協会への委託費支払いやマッチング商談会の開催費用等について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

指摘	33-S	事業の目的の変更について
勸奨事項	事業の目的を「県産品の積極的なPRと情報発信を行うとともに、県産品の販路開拓・拡大及び定番化を図るため、都市圏のバイヤーとのマッチングを支援する」とした方がよいと考える。	

《補足》

前述の「フラッグショップ活用推進事業」において、同様の指摘をしているので、該当する指摘 32-S(118 頁)を参照いただきたい。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の出組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の2つの取組事項を一つの事業としている。

- ① 「坐来大分」等を活用した県産品の魅力度向上や商談機会の拡大
- ② 大都市圏の大手スーパー等との連携やネット通販の活用等による販路開拓・拡大

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の成果指標である「ターゲット別マッチング商談会での商談件数」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策KPIとは独立した本事業単独の成果指標である。

なお、本事業は大分県版総合戦略のアクションプランには含まれていない。

エ 域外消費獲得支援事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		3,155千円
H27～H28	3,164千円	内訳	一般財源	3,155千円
担当課等	商業・サービス業振興課			

i 事業の目的

域外の需要を取り込むため、地域資源を活用した県産品のブラッシュアップを進め、通販の手法を活用した売れる仕組の構築を図る。

近年増加している外国人旅行者の消費を取り込むため、消費免税対応研修会を開催するとともに、免税手続に必要な機器の導入等を支援し、免税店の増加を図る。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
通販研修実施 事業費	千円 3,164	通販対応商品づくり・販路拡大対策事業 通販の仕組や成功事例、売れる商品づくりや売り方を学ぶためのワークショップの開催 世界農業遺産・国東半島宇佐地域の地域産品(現在は、県下全域)を販売するためのウェブサイト(きちよくれ大分)の運営	委託先： ㈱ダイレクトマーケティン ググループ

(注) 平成27年度は、「通販対応商品づくり・販路拡大対策事業」に加えて、免税店拡大支援事業として、免税店の拡大を図るため、支援事業外国人観光客の接遇及び消費免税手続きに関する研修会の開催及び免税申請システム等設備導入の支援を行っている。

iii 事務事業評価(実績値)

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

業務委託契約書に基づき、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他(平成 27 年度実施事業の事務事業評価)

平成 27 年度実施事業としては本事業も事務事業評価を行っており、参考までに記載すると、次のようなものであった。

区分	指標名(単位)	26 年度	27 年度	評価	
活動	ワークショップの開催数(回)		6[6]	a	A
	ワークショップの参加者数(社)		38[30]		
成果	通販ウェブサイトへの出品数(品)		107[100]	a	

なお、平成 28 年度は、ワークショップに代わって商品募集セミナーを開催しており、6 回の開催で 25 社が参加している。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン 2015 の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている下記①の取組事項「ネット通販の活用等」の部分と施策「国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速」の中の取組「海外誘客(インバウンド)対策の加速」に記載されている下記②の取組事項を一つの事業としている。

- ① 大都市圏の大手スーパー等との連携やネット通販の活用等による販路開拓・拡大
- ② 免税店の拡大や海外カード対応の促進などによるショッピング環境の改善

2. 事務事業評価の成果指標

本事業の平成 27 年度実施事業としての成果指標である「通販ウェブサイトへの出品数(品)」は、直接的な効果を示す指標であり、プラン 2015 における施策の目標指標及び大分県版総合戦略の施策 K P I とは独立した本事業単独の成果指標である。

大分県版総合戦略のアクションプランでは、先行型交付金事業である産業活力創造戦略推進事業(域外消費獲得支援事業)及びインバウンド総合対策事業(域外消費獲得支援事業)の 2 つに本事業を分解し、事業 K P I を前者は「通販に適合する新商品開発数」、後者は「免税店の増加数」に設定している。

3. 事務事業評価を実施していない理由等

予算規模の大幅な縮小により、事業の実施内容を大きく変更したため、平成 28 年度は実施していない。

オ 東アジアビジネス推進事業

実施期間	28年度当初予算額	28年度決算額		35,178千円
H27～	37,465千円	内訳	諸収入	606千円
担当課等	商業・サービス業振興課		一般財源	34,572千円

(注) 諸収入は、大分県上海事務所運営負担金に係る返戻金である。

i 事業の目的

大分県上海事務所を通じて、将来性のある東アジア市場への県内企業のビジネス展開を支援する。また、中国やアセアン地域の市場での販路開拓・拡大を図るため、見本市への出展や海外バイヤーの招聘、現地商社等と連携した販売促進を行う。

ii 事業区分及び活動内容

事業区分	予算額	活動内容	備考
大分県上海事務所設置負担金	千円 30,597	大分県経済交流室(上海事務所)を(一財)日中経済協会上海事務所内に設置している。関連費用の負担金を同協会に支払っている。	負担金
見本市出展委託料	1,882	海外見本市や海外商談会における商談準備から商談終了後の商品の輸出に係るサポート等の業務を企業等に委託し実施している。	委託先： (公社)大分県物産協会 祖峰企画(株) (株)世康
バイヤー等招聘に要する経費	817	海外バイヤー等を招聘し、県内メーカーとのマッチングを実施している。	
現地商社等と連携した販売促進に要する委託料	2,370	現地商社等と連携し、物産展等を開催する。物産展等に係る企画から出展までの準備、県産品の販売・PR支援、輸出に係るサポート業務等を企業等に委託し実施している。	
職員旅費	1,541	海外見本市、商談会、物産展に参加する際の職員の旅費	
事業の執行に要する経費(通信運搬費)	258		

iii 事務事業評価(実績値)

事務事業評価は実施していない。

iv 関連法令等

特になし。

【監査結果】

A. 財務事務の執行について

大分県上海事務所の負担金の支出や委託先への委託費の支払について、財務事務の執行が適正に行われているか確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

B. 事業の管理について

特に指摘すべき事項はない。

C. その他

特に記載すべき事項はない。

【包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関わる事項】

1. プラン 2015 と事業との関係

プラン2015の施策「商業の活性化とサービス産業の革新」の中の取組「県産品の販路開拓・拡大による物産振興」で記載されている次の取組事項を一つの事業としている。

- ① 商社、貿易アドバイザーとの連携強化を図り、中国、香港などアジア地域への販路開拓・拡大

2. 事務事業評価を実施していない理由等

本事業は、主要な内容が毎年度経常的に発生する大分県上海事務所設置負担金であり、経常的経費の性格が強いため、平成 28 年度は事務事業評価の実施を要しない事業となっている。

(5) 観光誘客

I 関連する施策と取組

施策	取組
国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速	<ul style="list-style-type: none"> ・国内観光客確保策の推進 ・海外誘客(インバウンド)対策の加速

II この分野における取組の基本方向

- ◇ 国内誘客対策を強化することで日本人観光客の減少幅を最小限度にとどめるとともに、世界的なスポーツイベントを契機とした海外へのきめ細かな情報発信による外国人観光客のさらなる増加により、おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーン開催年と同等の観光客数を維持する。
- ◇ 外国語による観光案内や多言語対応の推進、Wi-Fi環境の整備により、外国人観光客が旅行しやすい受入態勢を整備する。さらには、おもてなしの向上や二次交通対策等安心して快適に旅行できる環境づくりを進め、訪問者の満足度を上げることで、国内外問わず新規の訪問客を開拓するとともにリピーターの定着化を促進する。また、人口当たり留学生数が全国トップクラスの特色を生かし、大学等と連携してインバウンド対策に取り組む。

III 関連する大分県版総合戦略の重要業績評価指標(施策KPI)

- ・ 県内宿泊客数 平成31年度目標7,100千人 【平成26年度実績6,101千人】
- ・ 外国人宿泊客数 平成31年度目標800千人 【平成26年度実績400千人】
- ・ ホームページ訪問数 平成31年度目標240万回 【平成26年度実績122万回】

IV 関連事業

事業名	28年度(千円)	
	当初予算額	決算額
ア 国内誘客総合対策事業	124,660	115,909
イ インバウンド推進事業	80,713	126,354